

# 厚木市新庁舎整備基本構想



平成 30 年 9 月

厚 木 市

## 目次

<b>第1章 現庁舎の現状と課題、建て替えの必要性</b>	1
1 法令、計画における庁舎の位置付け	
2 現庁舎の現状	
3 現庁舎の課題と建て替えの必要性	
<b>第2章 新庁舎の建設場所</b>	9
1 建設検討地区	
2 建設候補地選定の考え方	
3 建設候補地から除外する地区	
4 建設候補地	
5 各建設候補地における課題	
6 各建設候補地の比較	
7 建設予定地	
8 建設予定地と主要施設の配置状況	
<b>第3章 新庁舎の在り方</b>	37
1 基本理念	
2 基本方針	
3 導入機能	
4 基本理念、基本方針、導入機能の構成イメージ	
<b>第4章 新庁舎の規模、配置部署、建物の構造</b>	43
1 規模	
2 配置部署の構成	
3 他施設との複合によるコンパクト化の推進	
4 耐震安全性の目標	
5 建物構造の比較	
<b>第5章 新庁舎の駐車場の規模、周辺整備</b>	49
1 駐車場の規模	
2 周辺整備	
<b>第6章 新庁舎の整備手法、費用・財源、スケジュール</b>	55
1 整備手法	
2 整備費用と財源	
3 整備スケジュール（目標）	
<b>第7章 その他検討事項</b>	61
1 消防本部との一体整備	
2 国県等の施設との一体整備	
3 現在地等の跡地利用	
4 基本計画における検討事項	

- 1 庁舎の整備に関する検討経過
- 2 新庁舎整備基本構想策定に向けた検討経過
- 3 庁舎建設に関するアンケート実施結果
- 4 検討組織の名簿
- 5 厚木市庁舎建設等検討委員会「新庁舎整備に関する提言書」
- 6 厚木市議会新庁舎建設特別委員会「新庁舎建設・整備に係る基本構想の策定に向けた要望書」



## 第1章 現庁舎の現状と課題、建て替えの必要性

## 1 法令、計画における庁舎の位置付け

庁舎の建て替えについては、法令や計画において次のように位置付けられています。

### (1) 地方自治法

<b>昭和 22(1947)年法律第 67 号</b>
(地方公共団体の事務所の設定又は変更)
第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

### (2) 厚木市役所位置設定条例

<b>昭和 46(1971)年 1 月施行</b>
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定に基き、厚木市役所を次の位置に定める。
厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

### (3) 第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」

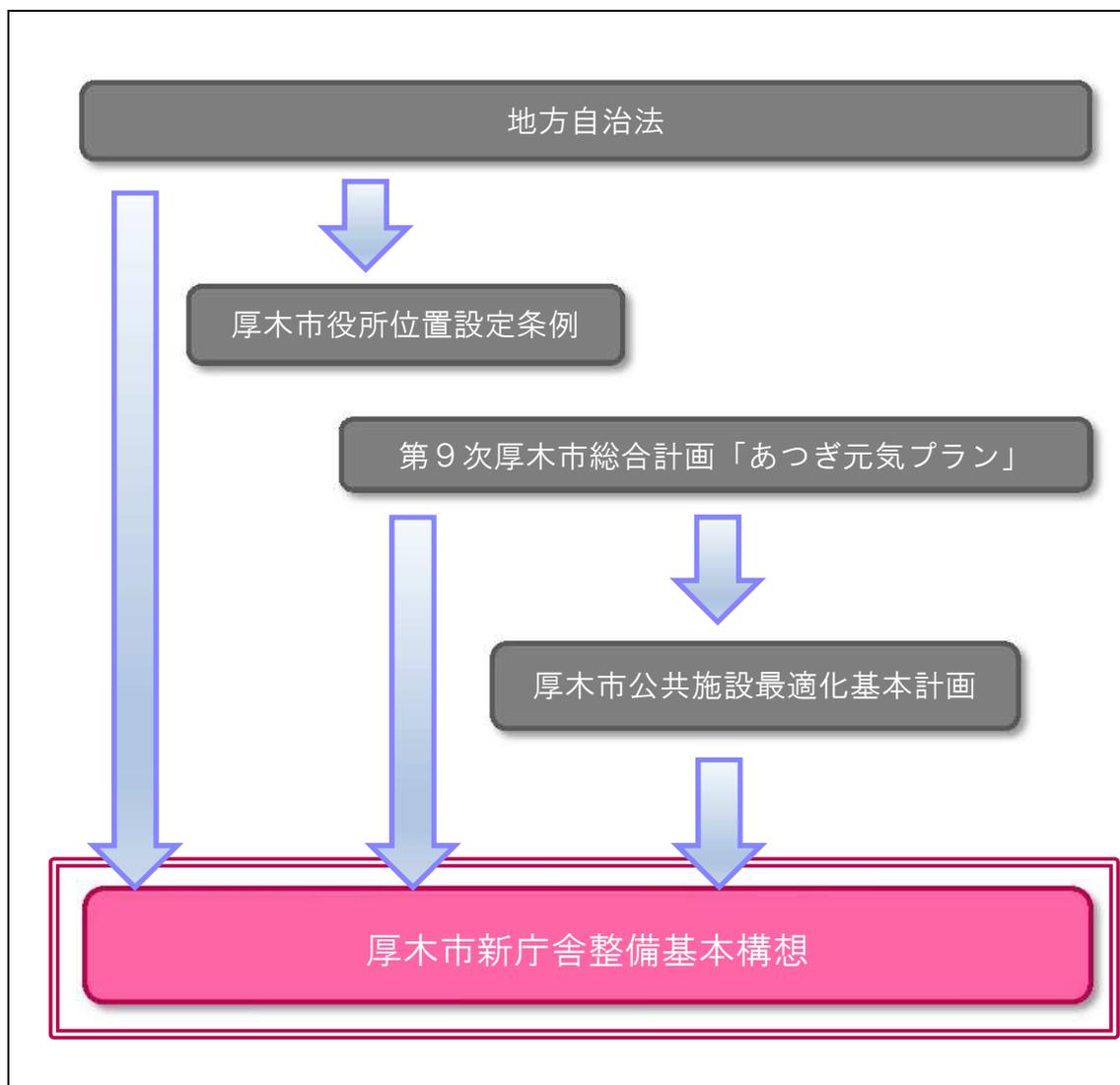
<b>計画期間：平成 21(2009)～2020 年度</b>
<b>ア 将来都市像</b> 元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ
<b>イ 基本政策</b> 信頼政策（市民の信頼に応える、ひらかれた行政経営のまちづくり）
<b>ウ 基本施策</b> 行財政改革の推進
<b>エ 単位施策</b> 適正な公共施設管理
<b>オ 主な取組</b> 現市庁舎等の老朽化に対応するため、将来の行政需要を見据えた調査、研究を行います。

### (4) 厚木市公共施設最適化基本計画

<b>平成 27(2015)年 3 月策定</b>
(一部修正して引用)
庁舎の建て替えの際には、民間施設を借用している第二庁舎の在り方についても検討し、民間活力の活用、円滑な行政サービスの提供等の視点に立った庁舎の建て替えを行います。
また、庁舎の建て替えについては、10 年以内（平成 36 年度まで）に建て替えの検討を行います。

## (5) 上位計画等との関係

本基本構想は、地方自治法の趣旨を踏まえ、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」や関連する厚木市公共施設最適化基本計画との整合を図るものとします。



## 2 現庁舎の現状

### (1) 本庁舎

ア 昭和46(1971)年竣工(築47年)

イ 耐震性を確保するため、平成15(2003)年度から16(2004)年度にかけて免震改修を実施(約20億円)

ウ 建物倒壊の危険性はないものの、大規模自然災害発生時には業務の継続に支障を来すことも想定されます。

エ 給排水・電気等の設備関連の老朽化の進行により、維持管理費用が増加しています。

(平成18~22(2006~2010)年度:約1,000万円/年 →

平成23~27(2011~2015)年度:約1,500万円/年)

オ 付帯設備・機器の老朽化が進んでおり、長期修繕計画では、2024年度までに3~4億円の大規模な空調・電気設備等の更新が予定されています。



竣工年月	昭和46(1971)年1月	敷地面積	8,684.30 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造	建築面積	1,469.85 m <sup>2</sup>
階数	地上5階、地下2階	延べ床面積	9,016.00 m <sup>2</sup>
用途地域	商業地域	容積率	103.8%
法定建ぺい率	80%	法定容積率	500%
耐用年数	60年(2031年まで) ※ 「厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針」において目標耐用年数を60年と定めている。		
その他	平成7(1995)年度 耐震診断により「倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」の評価 平成16(2004)年度 免震改修工事完了		
配置部署等	5F	議場、委員会室、議員控室、議会事務局	
	4F	秘書課、危機管理課、企画政策課、行政経営課、情報政策課、職員課、厚生室、会議室	
	3F	広報課、行政総務課、契約検査課、財政課、財産管理課、選挙管理委員会事務局、会議室、記者室	
	2F	市民税課、資産税課、収納課、介護福祉課、国保年金課、子育て給付課	
	1F	市民課、国保年金課、市民協働推進課、会計課、市政情報コーナー、出納カウンター、総合案内	
	B1F	売店・食堂、会議室、印刷機械室、書庫	
	B2F	監視室、機械室	
職員数	約450人(平成30(2018)年4月現在、臨時的任用職員等を含む。)		

## (2) 第二庁舎

- ア 民間建物を借用しており、行政機関が入居するために建てられた施設ではないため、市民の皆様や職員にとって使い勝手が良いとは言えない面があります。
- イ 建物倒壊の危険性はないものの、大規模自然災害発生時には業務の継続に支障を来すことも想定されます。
- ウ 災害発生後の復旧・復興支援に最も必要となるインフラ整備部署（道路、河川、下水等）が配置されています。



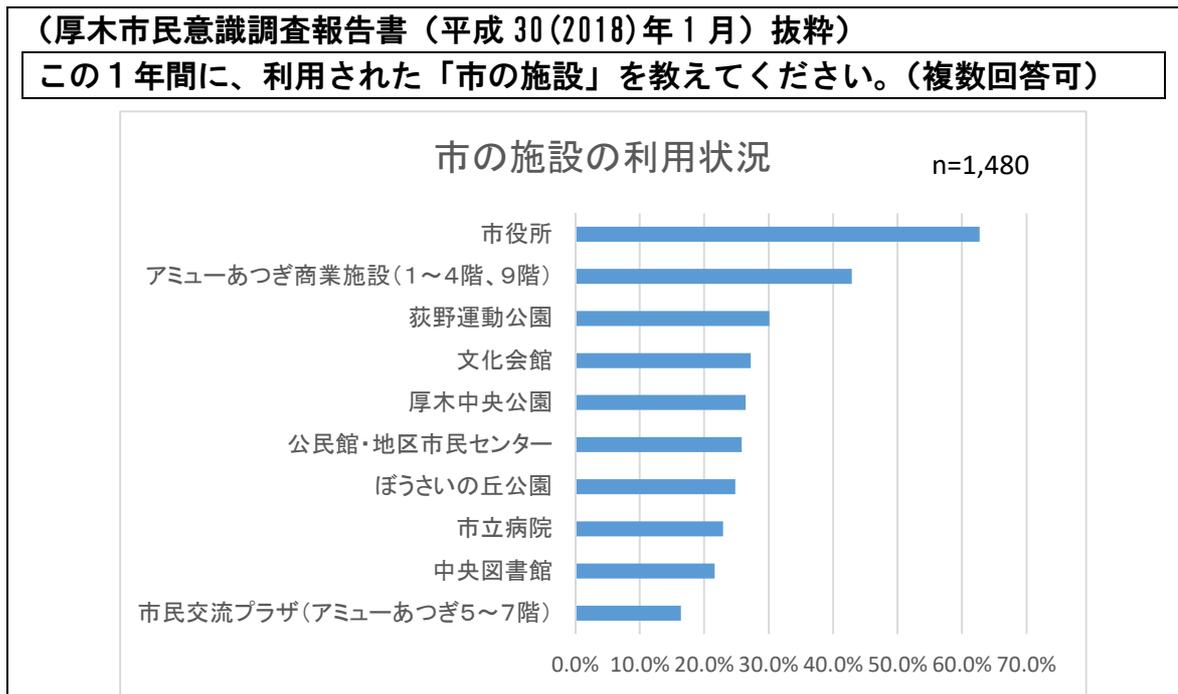
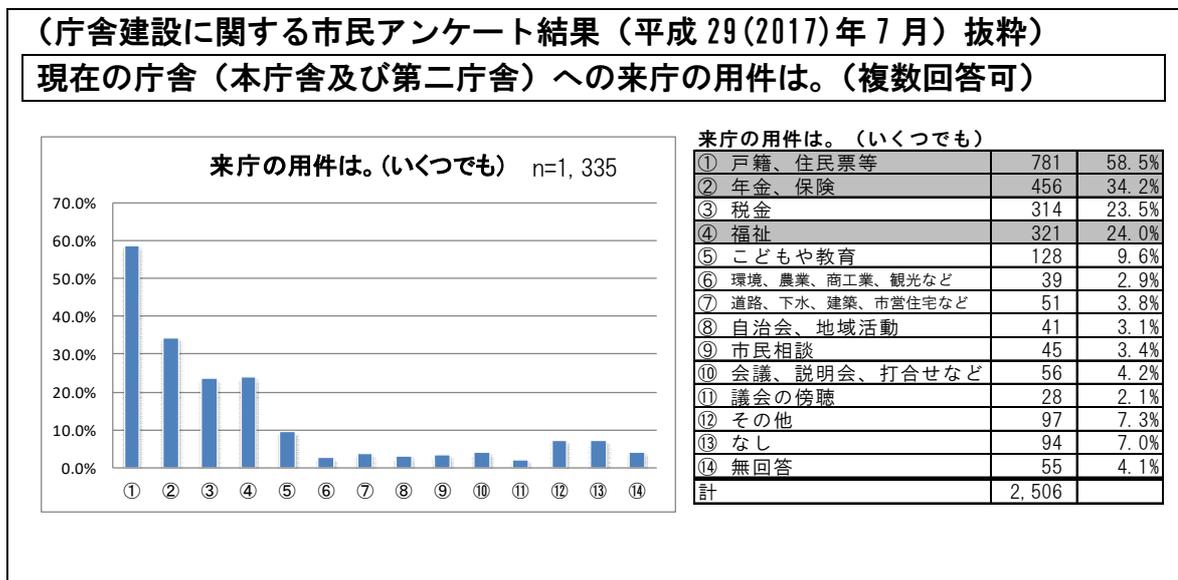
竣工年月	平成4(1992)年10月	敷地面積	2,093.40 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	建築面積	751.29 m <sup>2</sup>
階数	地上16階、地下1階	延べ床面積	11,821.57 m <sup>2</sup>
用途地域	商業地域	容積率	565.9%※
法定建ぺい率	80%	法定容積率	500%
賃料	約2.3億円/年		
配置部署等	16F	会議室	
	15F	河川ふれあい課、公園緑地課、農業委員会事務局、会議室	
	14F	下水道総務課、下水道施設課、市街地整備課、まちづくり推進課	
	13F	建築指導課、開発審査課、まちづくり指導課	
	12F	市民課、都市計画課、住宅課、建築課	
	11F	道路整備課、会議室	
	10F	道路管理課、道路維持課	
	9F	教育研究所、厚生室	
	8F	農業政策課、産業振興課、商業にぎわい課、観光振興課、勤労者福祉サービスセンター	
	7F	家庭相談課、環境政策課、生活環境課、監査事務局	
	6F	青少年教育相談センター、相談室	
	5F	教育総務課、学校施設課、学校給食課、文化財保護課	
	4F	学務課、教育指導課、教職員課、社会教育課、スポーツ推進課、会議室	
	3F	こども育成課、市民協働推進課、セーフコミュニティくらし安全課、交通安全課	
2F	福祉総務課、生活福祉課、会議室		
1F	障がい福祉課、保育課		
B1F	機械室		
職員数	約650人(平成30(2018)年4月現在、臨時的任用職員等を含む。)		

※ 総合設計制度を活用し、容積率を緩和

### (3) 現庁舎の来庁者数

本庁舎及び第二庁舎からなる現庁舎は、子どもから高齢者まで、また、障がい者や外国人など、様々な方が来庁されています。15歳以上の男女4,000人の市民の皆様を対象に実施した庁舎建設に関する市民アンケートの結果では、「来庁の要件」は、「戸籍、住民票等」、「年金、保険」、「福祉」の順に多くなっています。来庁者数は、戸籍、年金、税金及び福祉等の主要な窓口部門だけで、年間約30万人となっています。

また、18歳以上の男女3,000人の市民の皆様を対象に実施した厚木市民意識調査結果では、「この1年間に利用した市の施設」について、市役所を挙げる人が最も多くなっています。



### 3 現庁舎の課題と建て替えの必要性

#### (1) 窓口機能・交流機能

- ア 市民の皆様が多く利用する窓口や関連する部署が本庁舎と第二庁舎に分かれており、市民の皆様にご不便を来しています。
- イ 本庁舎、第二庁舎ともにワンフロアの面積が十分ではありません。
- ウ 窓口や待合場所のスペースが狭くなっています。
- エ 屋内外で市民の皆様が多目的に交流できるスペースが十分ではありません。
- オ 子どもを連れた方や障がい者、外国人の方など、全ての人に共通して安全で使いやすいバリアフリー<sup>1</sup>への対応、ユニバーサルデザイン<sup>2</sup>の導入が十分ではありません。

#### (2) 事務機能

- ア 分散化していることにより、事務の連動性等に関し非効率な面があります。
- イ 一部のフロアでは、執務スペースが狭く、効率的な業務の遂行に支障を来しています。
- ウ 会議室、打合せスペース及び作業スペースが不足しています。
- エ 個人情報の保護やプライバシーに配慮したスペースなど、情報セキュリティ対策が十分ではありません。
- オ 第二庁舎は、民間建物を借用しており、内装改修等の自由度が低くなっています。

#### (3) 災害対応機能

- ア 平成28(2016)年の熊本地震発生時には、倒壊の危険性から5自治体の庁舎が使用できなくなり、災害対策本部の運営や被災者支援、被災証明書の発行等が滞り、庁舎が災害対応の拠点としての役割を果たすことができない事態が生じました。
- イ 非常用電源設備、災害用井戸、備蓄倉庫、浸水防止対応など、大規模自然災害発生時に必要となる災害対応機能が十分ではありません。
- ウ 本庁舎は免震構造、第二庁舎は新耐震基準適合の建物であるため、倒壊の危険性はないものの、大規模自然災害発生時には業務の継続に支障を来すことも想定されます。

<sup>1</sup> 障がい者や高齢者等が、社会生活上の支障となる物理的な障害を取り除いた状態のこと。

<sup>2</sup> 年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

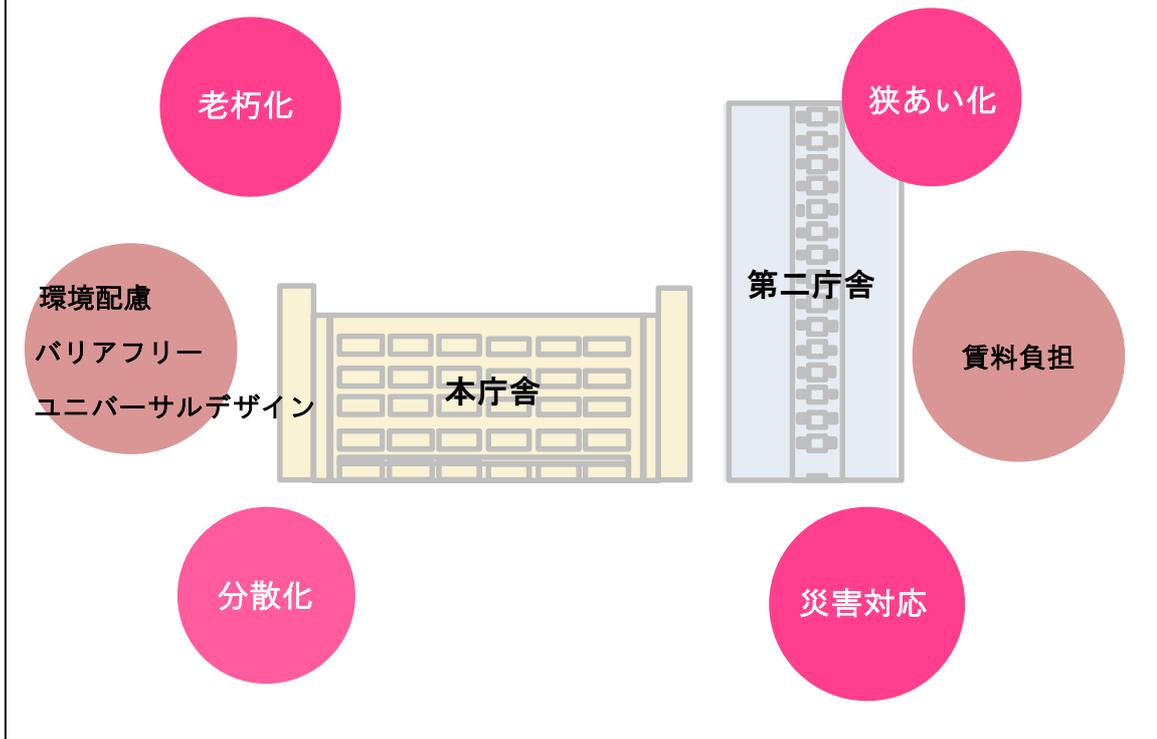
(4) その他

- ア 空調や照明の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用が十分ではありません。
- イ 本庁舎は、免震改修工事の実施により耐震性は確保されていますが、老朽化によりメンテナンスや保全費等のランニングコストが増大しており、耐用年数を迎えることから、建て替える必要があります。
- ウ 第二庁舎の賃料は、年間約2.3億円となっており、財政負担の縮減に向けた取組が必要となっています。

(現庁舎の課題と建て替えの必要性)

本庁舎と第二庁舎からなる現庁舎は、老朽化、分散化及び狭あい化の解消や災害対応力の強化など、様々な課題が生じています。

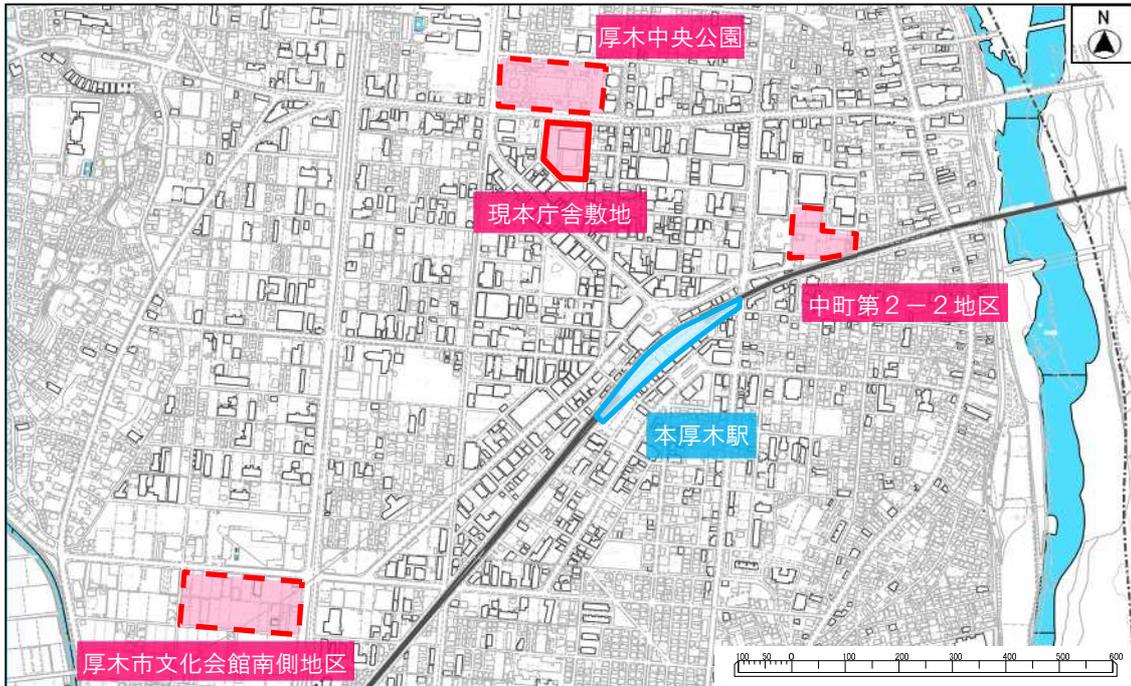
これらの課題を解決するためには、できるだけ早期に庁舎を建て替える必要があります。



## 第2章 新庁舎の建設場所

## 1 建設検討地区

本市の中心市街地及びその周辺における次の地区を新庁舎の建設検討対象とします。



### (1) 現本庁舎敷地



(2) 厚木中央公園

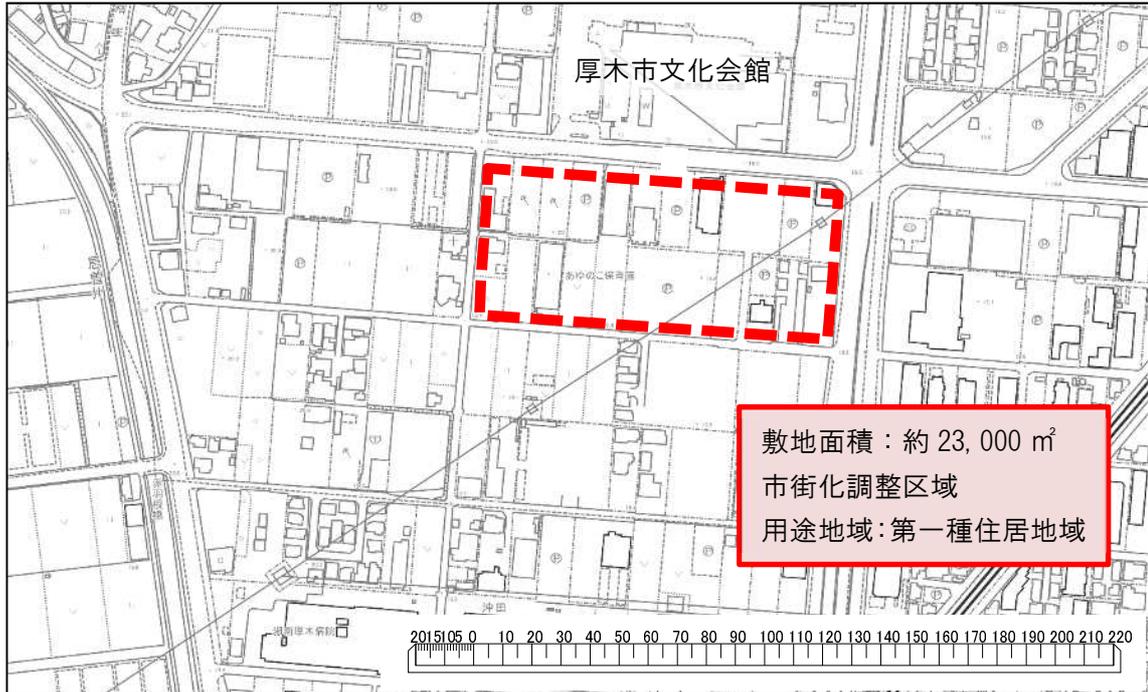


(3) 中町第2-2地区



※ 図書館機能・科学館機能を核とした複合施設の建設用地

(4) 厚木市文化会館南側地区



2 建設候補地選定の考え方

(1) 必要な規模の建物が建設できること

- ア 敷地面積については、効率的な行政サービスを提供するため、現在の本庁舎の敷地面積と同等の規模が確保できること。
- イ 延べ床面積については、①現在の本庁舎及び第二庁舎の規模、②近隣自治体が近年整備した新庁舎の規模を参考とし、21,000 m<sup>2</sup>程度が確保できること。
- ウ 建築面積については、子育て世代や高齢者を始めとする市民の皆様が利用する主要な窓口のワンフロア化が望ましいことから、4,000 m<sup>2</sup>程度が確保できること。
- エ 都市計画法等の関係法令上、庁舎が建設できる敷地であること。

(2) 敷地面積の大部分が市有地であること

用地取得費用を抑えるため、敷地面積の大部分が市有地であること。

(3) 公共交通機関の利便性が高いこと

地方自治法、市民アンケート結果及び今後の超高齢社会の更なる進展を考慮し、市民の皆様の交通利便性を確保するため、公共交通機関から徒歩圏内にある中心市街地内であること。

**(地方自治法第4条 引用)**

地方公共団体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

**(庁舎建設に関する市民アンケート結果(平成29(2017)年7月)抜粋)**

庁舎の建設場所として重視するものは、「公共交通機関で行きやすい場所」が最も多く、53.0%となっている。

#### (4) 自然災害への適切な措置がとれること

土砂災害、内水<sup>3</sup>・洪水<sup>4</sup>による浸水被害及び液状化<sup>5</sup>被害等の危険性に対して、適切な措置がとれる場所であること。

### 3 建設候補地から除外する地区

上記4地区を検討した結果、厚木中央公園と厚木市文化会館南側地区の2地区については、それぞれ次の事由から除外するものとします。

#### (1) 厚木中央公園

- ア 都市計画施設（公園）であり、建物の建築には制限があること。
- イ 建物を建築する上で、地下駐車場の構造等の問題解決が難しいこと。

#### (2) 厚木市文化会館南側地区

- ア 市街化調整区域であり、建物の建築には制限があること。
- イ 公共交通機関からの利便性が低いこと。
- ウ 市有地でないこと。

### 4 建設候補地

建設候補地は、新庁舎建設の実現性や市民の皆様の利便性を考慮し、次のとおりとします。

#### （新庁舎の建設候補地）

- ① 現本庁舎敷地（以下「現在地」という。）
- ② 中町第2-2地区（以下「2-2地区」という。）

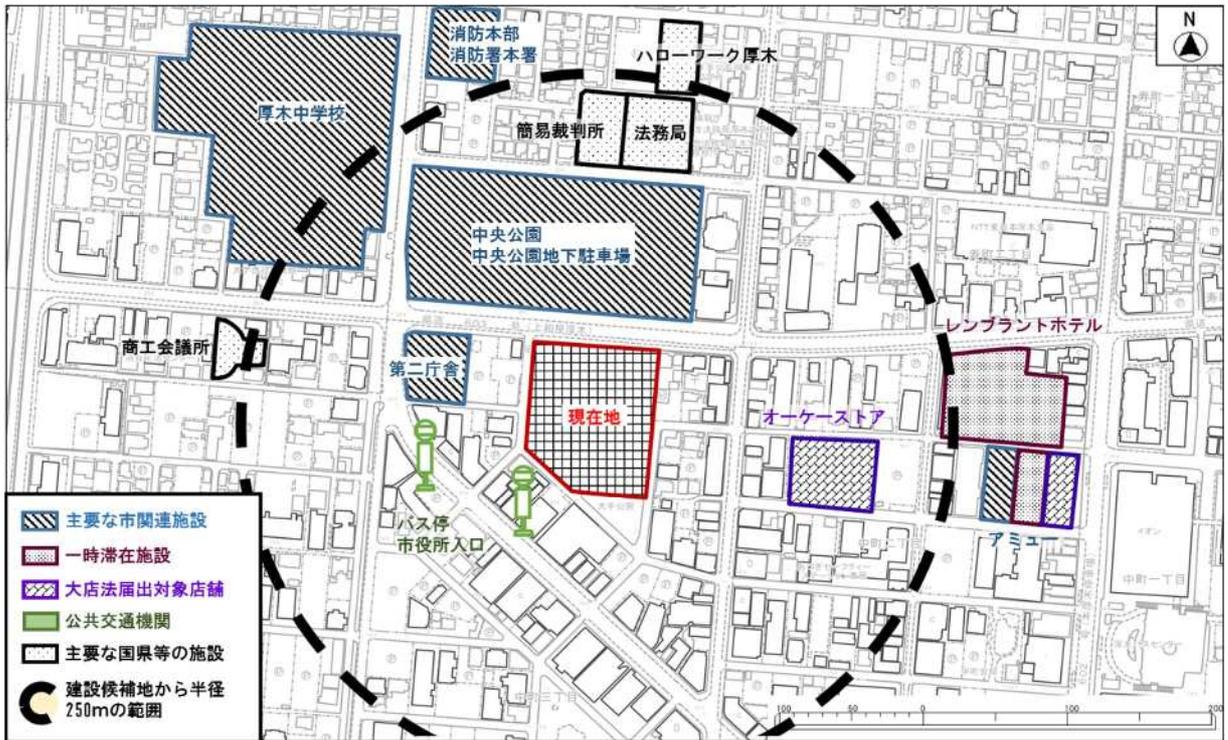
<sup>3</sup> 排水施設の能力を超える大雨によって、雨水が排水しきれずに発生する浸水のこと。

<sup>4</sup> 河川の氾濫又は堤防の決壊により発生する浸水のこと。

<sup>5</sup> 地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になること。

(1) 現在地

敷地面積	約 8,600 m <sup>2</sup>	用途地域	商業地域
法定建ぺい率	80%	法定容積率	500%
周辺主要施設	厚木中央公園 厚木中央公園地下駐車場 厚木中学校 厚木簡易裁判所 厚木法務総合庁舎（法務局） ハローワーク厚木 厚木商工会議所 レンブラントホテル厚木（一時滞在施設 <sup>6</sup> ） オーケースタア本厚木店		
最寄交通	バス停「市役所入口」		
周辺事業計画	特になし		



厚木中央公園



厚木中央公園地下駐車場

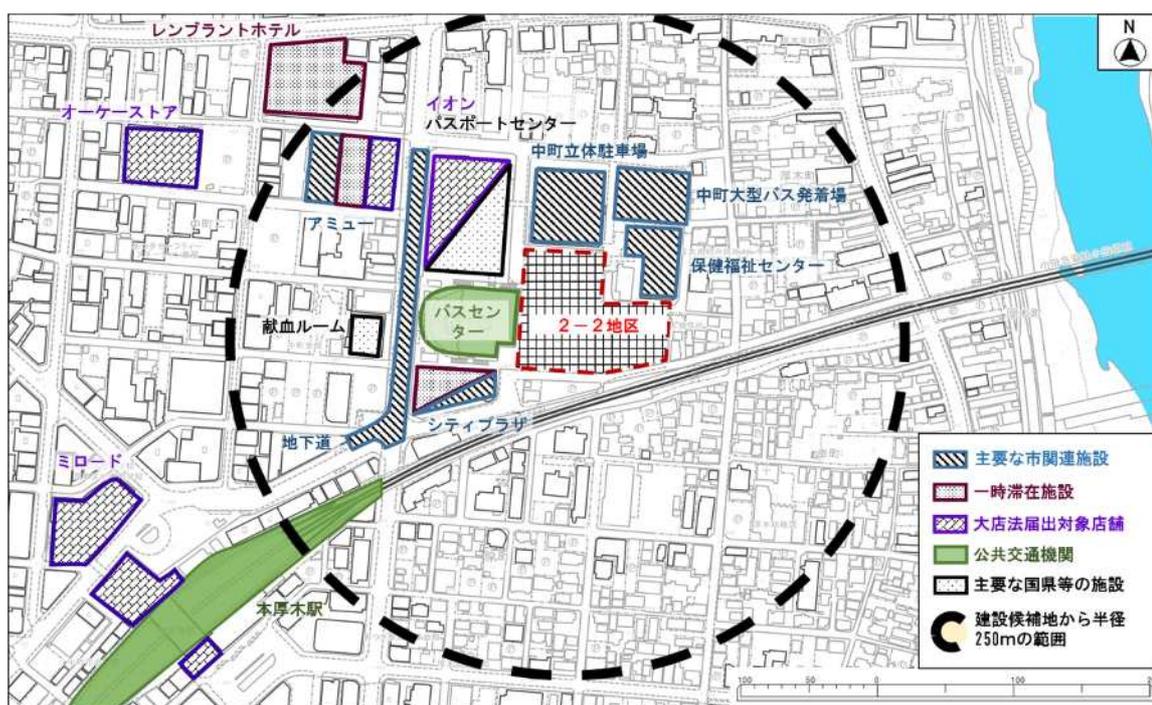


厚木中学校

<sup>6</sup> 大地震等による帰宅困難者が、一時的に待機できる場所として提供することを目的とした施設のこと。

(2) 2-2地区

敷地面積	約 8,800 m <sup>2</sup>	用途地域	商業地域
法定建ぺい率	80%	法定容積率	400%
周辺主要施設	厚木シティプラザ（中央図書館、子ども科学館ほか）（一時滞在施設 <sup>7</sup> ） アミューあつぎ（市民交流プラザほか）（一時滞在施設） 中町大型バス発着場 中町立体駐車場 保健福祉センター 本厚木駅東口地下道 パスポートセンター県央支所 本厚木献血ルーム イオン厚木店 レンブラントホテル厚木（一時滞在施設）		
最寄交通	本厚木駅東口 厚木バスセンター		
周辺事業計画	中町第2-2地区周辺整備方針 厚木市図書館基本構想 （仮称）こども未来館基本構想 第8次厚木市道路整備三箇年計画		



厚木バスセンター



アミューあつぎ



厚木シティプラザ

<sup>7</sup> P14 参照

ア 中町第2-2地区周辺整備方針

2-2地区周辺については、「中町第2-2地区周辺整備方針」において、交通結節点としての機能向上を図るとともに、利便性の高い地域として魅力とにぎわいあふれる街なか拠点を整備していくこととしています。

特に、図書館機能・科学館機能を核とした複合施設（以下「2-2地区複合施設」という。）の新設を方針に掲げており、図書館基本構想及び（仮称）こども未来館基本構想を策定しています。

庁舎が当該地区へ移転する場合、2-2地区複合施設の一部として整備することが考えられます。

（中町第2-2地区周辺整備方針（平成26(2014)年12月策定）抜粋）



コンセプト

第3の場所づくり - the 3<sup>rd</sup> place -

サードプレイスとは、家「第1の場所」と職場・学校「第2の場所」との間にある「第3の場所」。多くの市民が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごすことができる居場所を創出します。

6つの整備方針

- 1 未来の**図書機能・科学機能**を核とした複合施設の新設
- 2 魅力ある**民間機能**の誘導
- 3 誰もが使いやすい**バスセンター**
- 4 アクセス性を高める**自動車・自転車等駐車場**
- 5 まちの利便性が高まる**大型バススペース**
- 6 訪れる人にやさしい**歩行者空間**

(7) 厚木市図書館基本構想

策定年月 平成29(2017)年4月

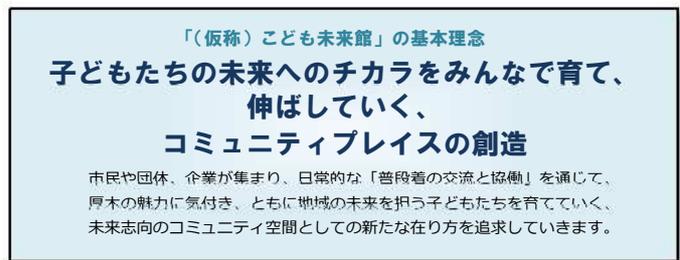
基本理念 市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点



(1) (仮称) こども未来館<sup>8</sup>基本構想

策定年月 平成29(2017)年11月

基本理念 子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、  
伸ばしていく、コミュニティプレイス<sup>9</sup>の創造



イ 中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業

2-2地区周辺については、2-2地区複合施設の整備と併せて周辺アクセス道路の整備が不可欠となることから、第8次厚木市道路整備三箇年計画において、既存道路の拡幅や新規道路の新設を位置付けています。



<sup>8</sup> 現在の子ども科学館の機能を向上させ、子どもや家族が気軽に立ち寄れることを目指した、子どもの学びや体験機能が充実した施設

<sup>9</sup> ここでは、同じ共通点を持った人が集まる場所のこと。

## 5 各建設候補地における課題

### (1) 現在地における課題

#### ア 仮庁舎を手当てする場合

賃料又は仮設整備費用が余分に生じることから、仮移転を伴う建て替えは、現実的ではありません。

#### イ 本庁舎を継続使用しながらの建て替えの場合

##### (ア) 余分な費用が必要となること。

本庁舎を継続使用しながらの建て替え(以下「執務中の建て替え」という。)は、仮庁舎を手当てするよりも無駄な費用を抑えることができるものの、更地に建て替える場合と比較して、1.2~1.5倍の費用がかかると考えられます。要因としては、既存施設・設備の仮設・切り回しが必要となること、既存施設への騒音・振動対応により工期が長期化すること等が挙げられます。

また、市民の皆様にも長期間にわたる不便を強いることになるとともに、事務執行や議会運営においても支障を来すことが考えられます。

##### (イ) ワンフロアの面積が十分でないこと。

建築面積は、子育て世代や高齢者を始めとする市民の皆様が利用する主要な窓口をワンフロア化したワンストップ行政サービス<sup>10</sup>を実現するため、4,000㎡程度の面積を確保できることが望まれます。また、窓口を効率的に配置するには、現在の本庁舎や他市の庁舎の整備事例を考慮すると、短辺距離<sup>11</sup>として32mを確保することが望まれます。

しかしながら、執務中の建て替えは、十分なワンフロアの面積や短辺距離の確保が難しく、現庁舎が抱える窓口の分散化や狭あい化等の課題を解決することが難しい可能性があります。

さらに、ワンフロアの面積が小さい場合は、高層になることから、建設費用だけでなく維持管理費用も大きくなるとともに、災害対応面でも不安が残る庁舎となります。

### (参考) 各市ホームページによる短辺距離等の比較

自治体名	人口	計画年度	階高最大 (m)	階高最小 (m)	短辺距離 (m)	延べ床面積 (㎡)	階数
栃木県 佐野市	H27(2015) 118,919	H25(2013)	4.5	4.1	49.6	20,404	地上7階、地下1階
千葉県 市川市	H27(2015) 481,732	H26(2014)	4.2	3.8	33.0	30,656	地上7階、地下1階
千葉県 浦安市	H27(2015) 164,024	H24(2012)	5.7	4.1	45.8	25,611	地上11階
新潟県 燕市	H27(2015) 79,784	H22(2010)	4.2	3.9	32.5	11,444	地上4階
長野県 中野市	H27(2015) 45,909	H27(2015)	4.5	4.0	33.0	6,471	地上6階
神奈川県 平塚市	H27(2015) 258,227	H23(2011)	4.8	4.2	56.8	36,421	地上8階、地下2階
神奈川県 茅ヶ崎市	H27(2015) 239,348	H25(2013)	4.4	4.1	38.6	20,180	地上7階、地下1階
厚木市 現本庁舎	H27(2015) 225,714		4.5	3.8	32.0	9,016	地上5階、地下2階

<sup>10</sup> 一つの窓口やフロアで複数の部門・部署にまたがる行政サービスを受けることができること。

<sup>11</sup> 建物の建築面積を長方形として捉えた場合の短い方の辺の距離のこと。

ウ 隣接民有地を活用する場合

(ア) 隣接民有地の位置図



(イ) 隣接民有地活用の可能性

権利者に今後の土地利用意向を確認したところ、全ての用地を取得することができる可能性は低い状況です。

エ 執務中の建て替えパターンの検討

本体建築工事費用については、近隣自治体での庁舎建設費用の実績を参考に1㎡当たりの建設費用を48万円と設定して算定した金額であり、今後、変動する可能性があります。

また、既存本庁舎の解体及び敷地整備費用は含まれません。

(ア) パターン①

建設方法	既存本庁舎南側に新庁舎を建設する。	
新庁舎の配置		
本体建築工事費用	130億円（更地に建設するパターン⑤の1.3倍）	
工期	新庁舎4年、既存本庁舎解体及び敷地整備1.5年	
階数	13階	
建築面積	1,722㎡	
短辺距離 <sup>12</sup>	41m	
ワンストップ行政サービス <sup>13</sup> の実現性	ワンフロアの面積が既存本庁舎と同程度のため現状維持となり、効果的なワンストップ行政サービスの実現は難しい。	
施工時作業ヤード	西側駐車場（仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）	

<sup>12</sup> P18 参照

<sup>13</sup> P18 参照

(イ) パターン②

建設方法	既存本庁舎西側に新庁舎を建設する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	120 億円（更地に建設するパターン⑤の 1.2 倍）
工期	新庁舎 3.5 年、既存本庁舎解体及び敷地整備 1.5 年
階数	11 階
建築面積	1,917 m <sup>2</sup>
短辺距離 <sup>14</sup>	27m
ワンストップ行政サービス <sup>15</sup> の実現性	ワンフロアの面積が既存本庁舎と同程度のため現状維持となり、効果的なワンストップ行政サービスの実現は難しい。
施工時作業ヤード	南側駐車場（仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）

(ウ) パターン③

建設方法	既存本庁舎南側・西側を合わせた場所にL型に新庁舎を建設する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	130 億円（更地に建設するパターン⑤の 1.3 倍）
工期	新庁舎 3.5 年、既存本庁舎解体及び敷地整備 1.5 年
階数	6 階
建築面積	4,250 m <sup>2</sup>
短辺距離	27m
ワンストップ行政サービスの実現性	ワンフロアの面積が既存本庁舎の 3 倍弱の大きさとなるため、ワンストップ行政サービスの実現を見込むことができるが、不整形のため有効利用が難しい。
施工時作業ヤード	作業ヤードがなく円滑な建築工事が難しい（作業ヤード、仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）

<sup>14</sup> P18 参照

<sup>15</sup> P18 参照

## (I) パターン④

建設方法	既存本庁舎南側に一期工事として新庁舎を建設後、本庁舎機能を移転し、その後、二期工事として、本庁舎を解体の上、一期工事と同規模の建物を建設して接続する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	150 億円（更地に建設するパターン⑤の 1.5 倍）
工期	新庁舎 7 年（既存本庁舎解体を含む。）、敷地整備 0.5 年
階数	7 階
建築面積	3,444 m <sup>2</sup>
短辺距離 <sup>16</sup>	41m
ワンストップ行政サービス <sup>17</sup> の実現性	一期、二期工事を合わせたワンフロアの面積が、既存本庁舎の 2 倍以上の大きさとなるため、ワンストップ行政サービスの実現を見込むことができる。
施工時作業ヤード	西側駐車場（仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）

## (II) パターン⑤

建設方法	既存本庁舎西側の民有地を買収、市道A-271号線を廃止、西側を含めた用地に新庁舎を建設する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	100 億円（市道インフラの切り回し、用地取得費を除く。）
工期	新庁舎 2.5 年、既存本庁舎解体及び敷地整備 1.5 年
階数	8 階
建築面積	3,150 m <sup>2</sup>
短辺距離	45m
ワンストップ行政サービスの実現性	ワンフロアの面積が、既存本庁舎の 2 倍以上の大きさとなるため、ワンストップ行政サービスの実現を見込むことができる。
施工時作業ヤード	南側駐車場・一部西側駐車場（仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）

<sup>16</sup> P18 参照<sup>17</sup> P18 参照

(カ) 執務中の建て替えパターンの検討まとめ

a 現在地で建て替える場合

パターン①及び②は、ワンフロアの面積が十分でなく、現庁舎が抱える課題を解決できる庁舎とすることが難しいと言えます。

パターン③は、十分なワンフロアの面積を確保できるものの、不整形の建物となることから、使い勝手がよい庁舎とは言えません。

パターン④は、十分なワンフロアの面積を確保でき、整形の建物となりますが、工期が長く、引っ越しの回数も増え、余分な費用が多くかかります。

b 隣接民有地を活用する場合

パターン⑤は、十分なワンフロアの面積を確保でき、整形の建物となるとともに、更地に建設することから建設費用及び期間を短縮することができますが、全ての隣接民有地を取得することができる可能性は低い状況です。

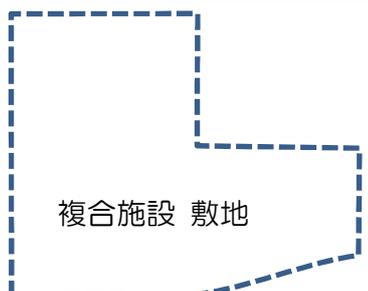
また、仮に取得できたとしても、用地取得のために余分な費用がかかります。

(現在地の課題)

- ① 仮移転を伴う建て替えは、現実的ではありません。
- ② 執務中の建て替えは、建設方法に制約が大きく、余分な費用と期間が生じることが見込まれます。
- ③ 執務中の建て替えは、十分な建築面積の確保に課題があります。
- ④ 建設着工から既存本庁舎の解体まで工期が長期間にわたり、市民の皆様にご不便を強いることになるとともに、事務執行や議会運営においても支障を来すことが考えられます。
- ⑤ 全ての隣接民有地を取得することができる可能性は低い状況です。

(2) 2-2地区における課題

ア 建て替えパターンの検討

建設方法	図書館及び(仮称)こども未来館を核とした複合施設の一部に新庁舎を建設する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	100億円(複合施設における新庁舎分のみ)
工期	複合施設全体で2.5年
階数	4~6階程度(複合施設における新庁舎分のみ)
建築面積	3,250~5,300㎡
ワンストップ行政サービス <sup>18</sup> の実現性	ワンフロアの面積が既存庁舎の2~3倍以上の大きさとなるため、ワンストップ行政サービスの実現を見込むことができる。
施工時作業ヤード	建設敷地内で対応することができる。

<sup>18</sup> P18 参照

## イ 開発交通量（自動車）の試算

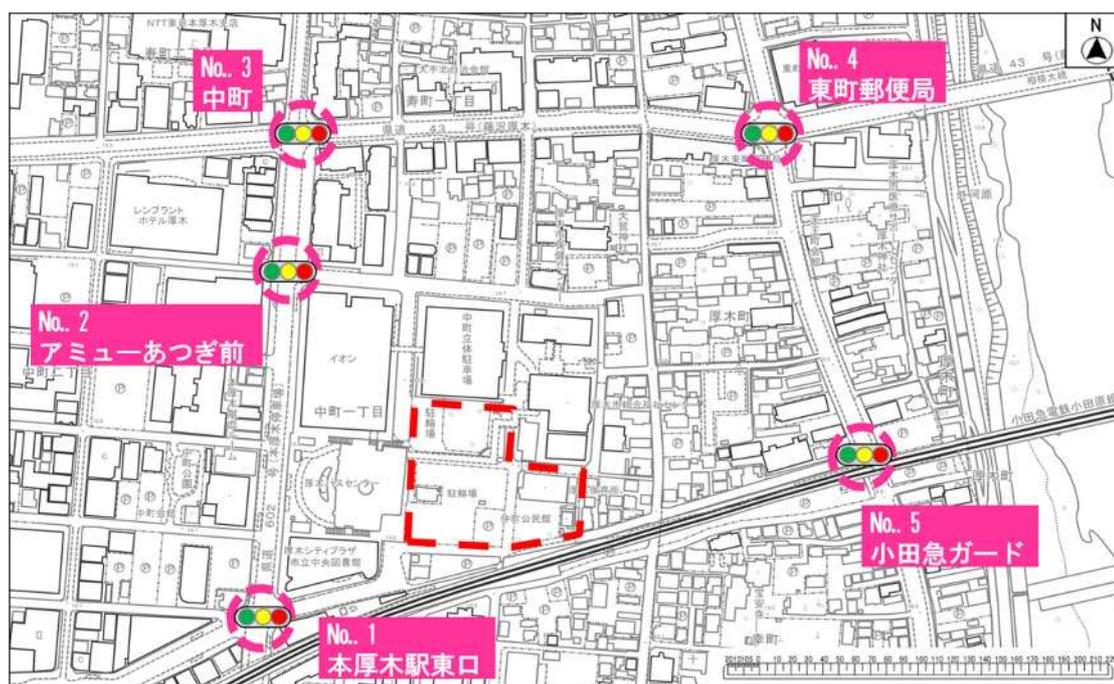
2-2地区に庁舎を含めた複合施設を整備した場合の開発交通量を試算したところ、往復で約3,500台の開発交通量が見込まれます。

	庁舎	その他の施設	計
来訪交通 <sup>19</sup>	1,800台/日	1,508台/日	3,308台/日
業務交通 <sup>20</sup>	114台/日	30台/日	144台/日
計	1,914台/日	1,538台/日	3,452台/日

## ウ 交差点の交通影響評価

2-2地区に庁舎を含めた複合施設を整備した場合の交差点の需要率<sup>21</sup>は、次表のとおりとなっており、現在の交通体系であっても、交通の処理に問題はない結果となっています。

交差点	現在の需要率	将来の需要率
No.1 本厚木駅東口	0.275	0.275
No.2 アミューあつぎ前	0.290	0.433
No.3 中町	0.626	0.677
No.4 東町郵便局	0.475	0.523
No.5 小田急ガード	0.281	0.357

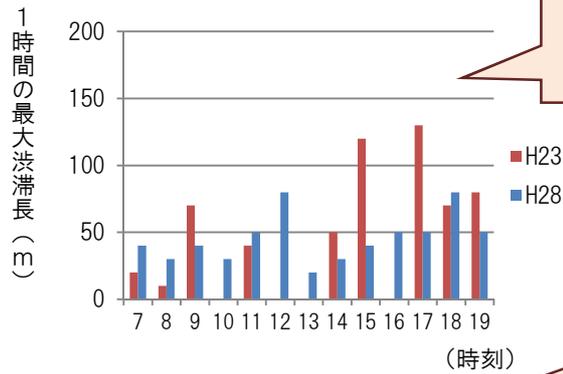


<sup>19</sup> ここでは、庁舎を含む2-2地区複合施設を整備したことにより生じる自家用車などの交通量のこと。

<sup>20</sup> ここでは、庁舎を含む2-2地区複合施設を整備したことにより生じる公用車などの交通量のこと。

<sup>21</sup> 単位時間内に交差点が信号で処理できる交通量に対し、実際に流入する交通量の比率。値が高くなるほど交差点の混雑が見込まれ、一般的に0.8程度で部分的に渋滞が発生し、0.9を超えると信号が一巡しても車をさばききれなくなるとされている。

(参考) 2-2地区の交通状況

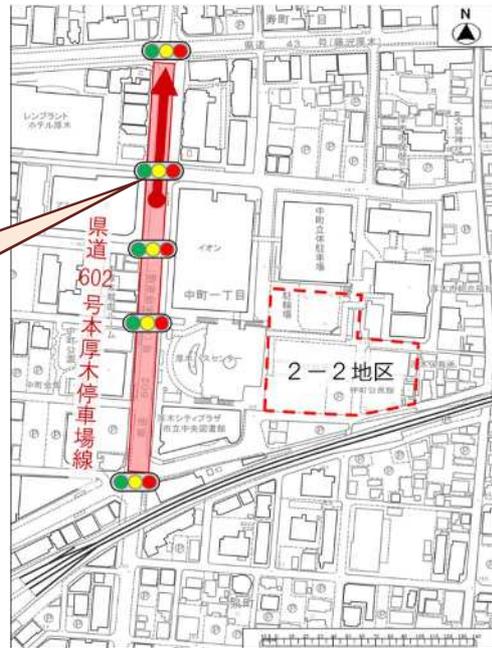


平成28(2016)年の最大渋滞長

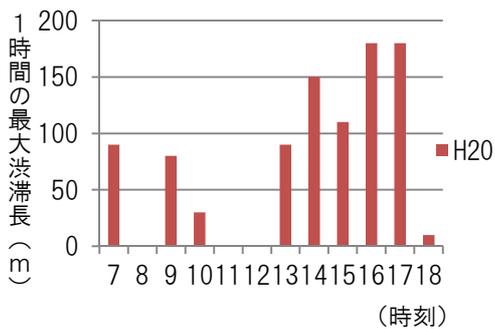
- \*平成23(2011)年と比較して、減少
- \*11~12時、16~19時に混雑

混雑の原因

- \*信号密度が高い。
- \*歩行者の横断待ちにより、右左折がスムーズにできない。
- \*バス停にバス専用の停車スペースがない。



(参考) 現在地の交通状況



## エ 周辺道路の整備計画

前述のとおり、2-2地区に庁舎を含めた複合施設を整備した場合の開発交通量を試算したところ、現在の交通体系であっても、交通の処理に問題はない結果となっていますが、新庁舎整備の有無にかかわらず、2-2地区複合施設の整備に当たっては、厚木バスセンターの機能向上や安全で円滑な交通環境の確保を図るため、第8次厚木市道路整備三箇年計画において、周辺の既存道路の拡幅や新規道路の新設を位置付けています。

### (第8次厚木市道路整備三箇年計画(平成30(2018)年3月)抜粋)重点プロジェクト

## 中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業

中町第2-2地区の整備に合わせ周辺アクセス道路の整備が不可欠です。本整備計画はバスの円滑な通行や歩行者・自転車の交通動線を確保し、新たな交通需要にも対応できる新設道路も含め、周辺アクセス道路の整備計画を提案するものです。今後、事業担当課と協議し、地区周辺道路網の拡充を図ります。



### 期待される効果

交通  
円滑化

歩行  
空間  
整備

#### 【凡例】

- 道路整備検討路線  
(都市計画道路)
- 道路整備検討路線  
(一般市道)
- 新規道路
- 県道
- 幹線市道

### (2-2地区の課題)

現在の交通体系であっても交通の処理に問題はない結果となっていますが、更なる厚木バスセンターの機能向上や安全で円滑な交通環境の確保を図るため、周辺道路の整備を第8次厚木市道路整備三箇年計画のとおり、進めていく必要があります。

## 6 各建設候補地の比較

### (1) 敷地条件

	現在地	2-2地区
敷地面積	約 8,600 m <sup>2</sup>	約 8,800 m <sup>2</sup>
法定建ぺい率	80%	80%
法定容積率	500%	400%
建築可能延べ床面積	約 43,000 m <sup>2</sup>	約 35,200 m <sup>2</sup>
建築面積	現庁舎を残したままの建て替えとなるため、整形で十分な建築面積の確保が難しい。	大部分が更地のため、整形な建築面積を確保することができる。
関連計画	なし	中町第2-2地区周辺整備方針 厚木市図書館基本構想 (仮称)こども未来館基本構想 第8次厚木市道路整備三箇年計画

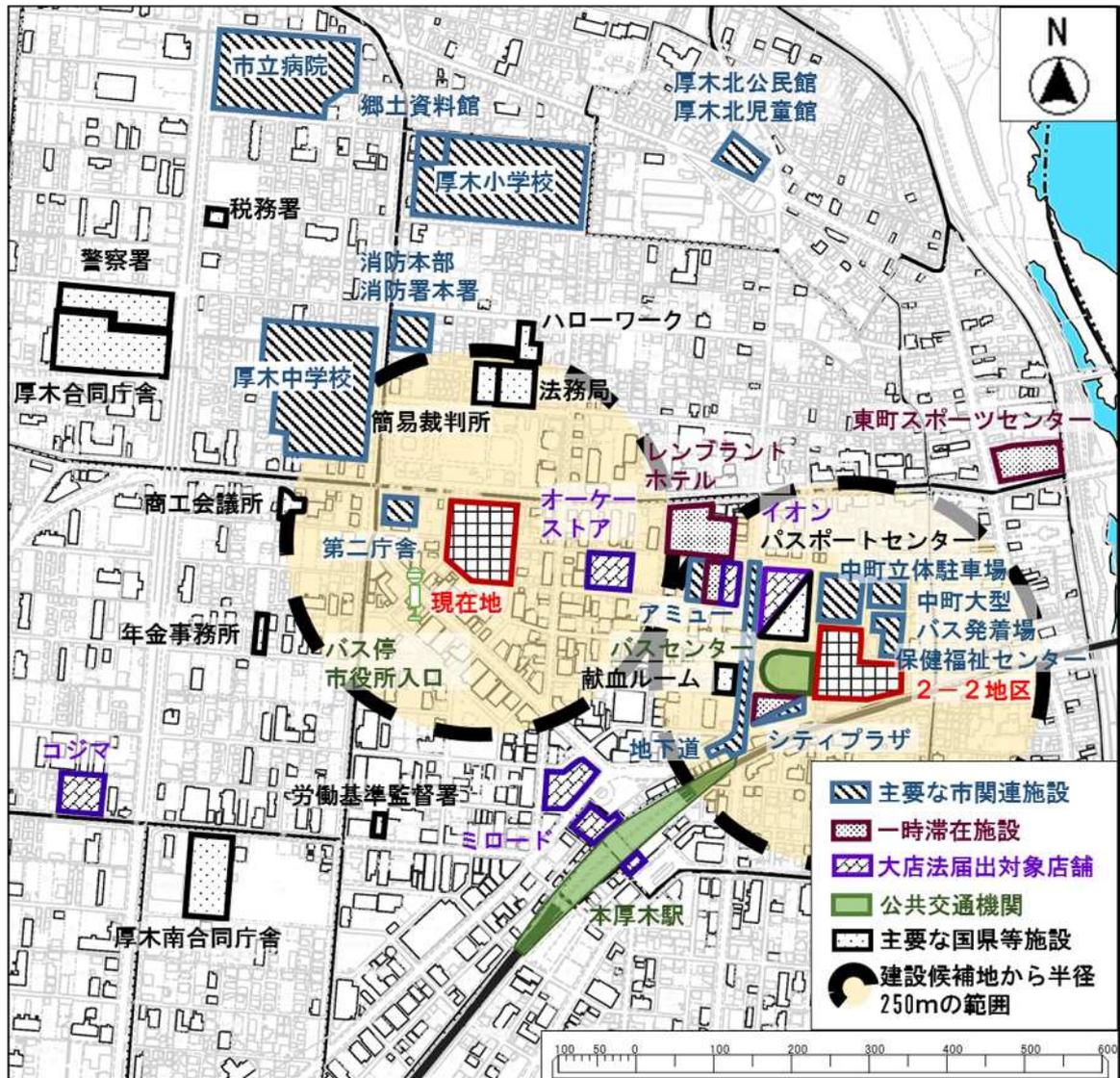
### (2) 交通利便性

	現在地	2-2地区
本厚木駅からの距離	約 450m	約 120m
厚木バスセンターからの距離	約 450m	隣接
最寄バス停からの距離	約 180m (バス停：市役所入口) (参考)「市役所入口」を通らない地区 ⇒厚木南、南毛利南、相川及び森の里地区	隣接 (バス停：厚木バスセンター) (参考)厚木バスセンターを通らない地区 ⇒なし
駐車場 (来庁者用・公用車用)	(必要台数) ・来庁者用駐車場 約 100 台 ・公用車用駐車場 約 180 台 整備可能	整備可能
その他交通 利便施設	なし	本厚木駅東口地下道

## (3) 整備に要する費用

	現在地	2-2地区
用地取得費用	①現本庁舎敷地のみの場合 用地取得費用はない。 ②隣接民有地を取得する場合 用地取得費用が生じる。	新庁舎整備のために生じる用地取得費用はない。  (参考) 新庁舎整備の有無にかかわらず、2-2地区複合施設の整備に当たり、権利者との用地に関する調整が必要となる。
建物の建設費用	通常の建設費以外に余分な費用が生じる。 ①仮庁舎を手当する場合、その賃料又は仮設整備費用が必要となる。 ②執務中の建て替えの場合、建設期間の長期化による建設費用の増大が見込まれる。	通常の建設費以外に余分な費用は生じない。
移転費用	①仮庁舎を手当する場合、2回分の移転費用が必要になる。 ②執務中の建て替えの場合、敷地内での移転となることから、比較的抑えることができる。	現庁舎から当該地への1回分の移転費用が生じる。
民間活力の導入可能性	庁舎機能のみである場合、可能性は限られる。	2-2地区複合施設である場合、可能性はある。
地下埋設物等の撤去費用	敷地の一部が鉄筋コンクリート造建物の撤去跡地であり、既存杭の位置が不明確なため、施工上のリスクとなる可能性がある。	新庁舎整備のために生じる地下埋設物等の撤去費用はない。  (参考) 新庁舎整備の有無にかかわらず、2-2地区複合施設の整備に当たり、地下特別高圧ケーブル等のインフラ移設を検討する必要がある。
建設場所とならなかった候補地の利活用	2-2地区複合施設の床面積の有効活用を図ることができる。	現在地の敷地全体の有効活用を図ることができる。
周辺整備費用	大きな周辺整備費用はない。	新庁舎整備のために生じる大きな周辺整備費用はない。  (参考) 新庁舎整備の有無にかかわらず、2-2地区複合施設の整備に当たり、第8次厚木市道路整備三箇年計画に基づく周辺道路の整備を実施予定

(4) 他の主要施設との連携性



## ア 半径 250mの徒歩圏内の主要施設

	現在地	2-2地区
市関連施設	厚木中央公園 厚木中央公園地下駐車場 厚木中学校	厚木シティプラザ（中央図書館、 子ども科学館ほか） アミューあつぎ（市民交流プラザほか） 中町大型バス発着場 中町立体駐車場 保健福祉センター 本厚木駅東口地下道
一時滞在施設 <sup>22</sup>	レンブラントホテル厚木	レンブラントホテル厚木 厚木シティプラザ アミューあつぎ
大規模小売店 舗立地法 対象店舗	オーケーストア本厚木店	アミューあつぎ イオン厚木店
公共交通機関	バス停（市役所入口）	本厚木駅 厚木バスセンター
国県等の施設	厚木簡易裁判所 厚木法務総合庁舎（法務局） ハローワーク厚木	パスポートセンター県央支所
その他施設	厚木商工会議所	本厚木献血ルーム

## イ 他の主要施設との距離

		現在地	2-2地区
市 関 連 施 設	厚木シ ティ プラザ	約 480m	隣接
	保 健 福 祉 セ ン タ ー	約 480m	隣接
	ア ミ ュ ー あ つ ぎ	約 280m	約 170m
	消 防 本 部 消 防 署 本 署	約 250m	約 700m
	中 町 大 型 バ ス 発 着 場	約 500m	約 120m

<sup>22</sup> P14 参照

		現在地	2-2地区
国県等の施設	厚木 合同庁舎	約 470m	約 1,000m
	厚木南 合同庁舎	約 550m	約 830m
	法務局	約 170m	約 560m
	ハローワ ーク厚木	約 240m	約 570m
	警察署	約 850m	約 1,300m
	税務署	約 530m	約 1,000m
	年金事務所	約 350m	約 770m

(5) 周辺交通への対応

	現在地	2-2地区
現在の 交通状況	県道 603 号上粕屋厚木線の交通量が多く、本庁舎への出入口付近が混雑することがある。	県道 602 号本厚木停車場線(あつぎなかちょう大通り)は、信号・横断歩道が多く、混雑することがある。
交通の円滑化 に向けた周辺 整備計画	周辺道路の整備計画はない。	第8次厚木市道路整備三箇年計画により、2-2地区複合施設の整備に当たり、周辺道路の整備を計画している。

## (6) 地域経済への影響、まちづくりへのインパクト

	現在地	2-2地区
庁舎以外の施設との複合化	特になし	2-2地区複合施設との相乗効果が期待できる。
地域経済活性化への効果	現状と大きく変わらないことが予想される。 2-2地区複合施設の床面積の有効活用を図ることができる。	周辺の商業施設や業務施設への歩行者の回遊性が上がることが見込まれる。 まちづくりの課題解決に向け、現在地の敷地全体の有効活用を図ることができる。
コンパクト・プラス・ネットワーク <sup>23</sup>	現状と大きく変わらないことが予想される。	本厚木駅及び厚木バスセンター周辺に行政機能が集約されることにより、自家用車に頼らない公共交通機関を中心とした低炭素型社会やコンパクト・プラス・ネットワーク <sup>24</sup> の形成に寄与することが見込まれる。

## (7) 災害発生時の対応

	現在地	2-2地区及び厚木バスセンター敷地
土砂災害警戒区域	出典：厚木市土砂災害ハザードマップ 該当なし	該当なし
内水 <sup>25</sup> 浸水	出典：厚木市内水（浸水）ハザードマップ 0～20cm <sup>※1</sup>	0～50cm <sup>※1</sup>
洪水 <sup>26</sup> 浸水	出典：神奈川県相模川水系相模川洪水浸水想定区域図（計画規模） 浸水被害なし	浸水被害なし
	出典：神奈川県相模川水系中津川洪水浸水想定区域図（計画規模） 浸水被害なし	浸水被害なし
	出典：神奈川県相模川水系玉川・細田川洪水浸水想定区域図（計画規模） 浸水被害なし	浸水被害なし
	出典：神奈川県相模川水系小鮎川・荻野川洪水浸水想定区域図（計画規模） 0.0～3.0m未満	0.0～3.0m未満 <sup>※2</sup>
液状化 <sup>27</sup> 危険度	出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27(2015)年3月） かなり低い～低い	かなり低い～低い
杭基礎の支持層 <sup>28</sup>	現況地盤から-21.8m（砂礫層）	現況地盤から-18.3m（砂礫層）
半径250m圏内の一時滞在施設 <sup>29</sup>	出典：厚木市地域防災計画 レンブラントホテル厚木	レンブラントホテル厚木 厚木シティプラザ アミューあつぎ

※1 2-2地区は、厚木バスセンター敷地を除くと0～20cmとなります。また、厚木排水区浸水被害軽減対策事業の実施後は、現在地は0cm、2-2地区はおおむね10cm以下となるシミュレーション結果となっています。

※2 2-2地区は、厚木バスセンター敷地を除くと0.0～1.0m未満となります。

<sup>23</sup> 行政や医療・福祉、商業等の都市機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）し、人口の集積を図るとともに、集約化に併せて地域公共交通のネットワークを再編し、都市機能と公共交通サービス双方の効率性・持続性を高める取組のこと。

<sup>24</sup> 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、若しくはそれを目指した都市政策のこと。

<sup>25</sup> P13 参照

<sup>26</sup> P13 参照

<sup>27</sup> P13 参照

<sup>28</sup> 建物の重さを支えることができる地層のこと。

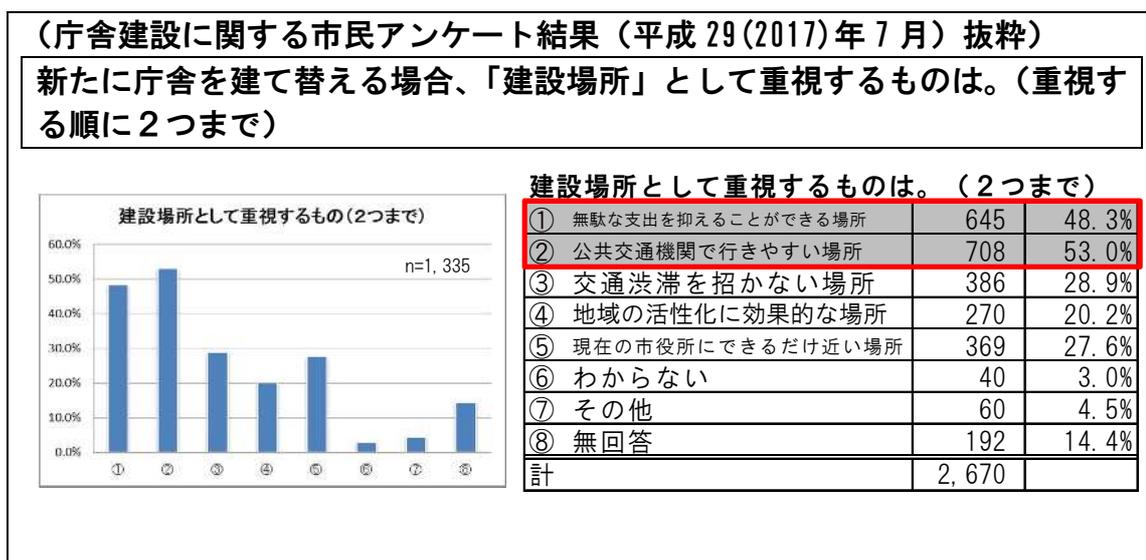
<sup>29</sup> P14 参照

(8) 建設候補地の比較まとめ

	現在地		2-2地区	
敷地条件	新庁舎に必要な規模の建物を建設することができる。	○	新庁舎に必要な規模の建物を建設することができる。	○
交通利便性	地域によっては、公共交通バスで行きにくい地域がある。	△	全地域から公共交通バスで行くことができる。	○
整備に要する費用	建設期間の長期化などにより、建設費用の増大が見込まれる。	△	更地に建設するため、余分な建設費用がかからない。 2-2地区複合施設との整備により民間活力の導入可能性が見込まれる。	○
他の主要施設との連携性	現庁舎と変わらないため、大きな混乱が生じない。 2-2地区よりも国県等の施設との近接性が高い。	○	現在地よりも市関連施設や商業施設、公共交通機関との近接性が高い。	○
周辺交通への対応	周辺道路の整備計画はない。	△	第8次厚木市道路整備三箇年計画により、周辺道路の整備を計画している。	△
地域経済への影響、まちづくりへのインパクト	現状と大きく変わらないことが見込まれる。 2-2地区複合施設の床面積の有効活用を図ることができる。	△	周辺施設への歩行者の回遊性の向上が見込まれるとともに、現在地の敷地全体の有効活用を図ることができる。	○
災害発生時の対応	建設方法により適切な措置をとることができる。	○	建設方法により適切な措置をとることができる。	○

## 7 建設予定地

- (1) 地方自治法では、庁舎の位置は、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されています。
- (2) 15歳以上の男女4,000人を対象に実施した市民アンケートの結果、市民の皆様は、「建て替え場所として重視するもの」として、「公共交通機関で行きやすい場所」を挙げた方が最も多く、「無駄な支出を抑えることができる場所」が次に多くなっています。



- (3) 厚木市人口ビジョンにおける人口の将来展望では、2040年の本市の高齢化率は30%を超えることが見込まれています。超高齢・人口減少社会の更なる進展が確実視されている中で、公共交通機関からのアクセスは特に重要な項目となります。

**(厚木市人口ビジョン(平成28(2016)年3月)抜粋) 将来展望における年齢3区分別人口**

年次	人口総数	将来展望					
		年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 割合	生産年齢人口 割合	老年人口 割合
2010年 H22	224,420	30,828	153,269	40,323	13.7%	68.3%	18.0%
2015年 H27	225,133	29,274	145,651	50,208	13.0%	64.7%	22.3%
2020年 H32	229,113	27,675	143,075	58,363	12.1%	62.4%	25.5%
2025年 H37	227,280	26,500	140,422	60,358	11.7%	61.8%	26.6%
2030年 H42	224,270	26,092	136,593	61,585	11.6%	60.9%	27.5%
2035年 H47	220,427	27,031	129,111	64,285	12.3%	58.6%	29.2%
2040年 H52	216,365	28,285	119,519	68,561	13.1%	55.2%	31.7%
2045年 H57	212,118	29,083	113,514	69,521	13.7%	53.5%	32.8%
2050年 H62	207,739	28,990	110,555	68,194	14.0%	53.2%	32.8%
2055年 H67	202,895	28,182	108,240	66,473	13.9%	53.3%	32.8%
2060年 H72	197,617	27,538	106,532	63,547	13.9%	53.9%	32.2%

- (4) 庁舎の建て替えが地域経済へ与える影響や低炭素型社会のまちづくり、コンパクト・プラス・ネットワーク<sup>30</sup>による持続可能な都市経営の実現性など、様々な視点から新庁舎の建設場所を決定する必要があります。
- (5) 現庁舎が抱えている課題である分散化や狭あい化を解消し、新庁舎の在るべき姿を実現するため、4,000㎡程度の必要な建築面積を確保することができる場所であることを重視する必要があります。
- (6) 建物の建設費用や周辺交通への対応を始め、総合的に候補地の適性を評価する必要があります。
- (7) 関係団体の代表や学識経験者、公募市民で構成する厚木市庁舎建設等検討委員会から提出された「新庁舎整備に関する提言書」では、建設予定地は2-2地区がふさわしいとされており、その点を考慮する必要があります。

**（「新庁舎整備に関する提言書」（平成30(2018)年5月）引用）**

検討委員会では、建設候補地が抱える課題を踏まえた新庁舎のあるべき姿の実現可能性を始め、様々な視点から建設候補地を比較検討した結果、新庁舎の建設場所は、2-2地区がふさわしいと判断する。

- (8) 若い世代によるワークショップ（高校生の部・大学生等の部）、子育て世代の皆様との意見交換会及び新庁舎整備の基本的な考え方に係る意見交換会では、総合的に考慮すると2-2地区を建設予定地とするべきであるという御意見が多く出されていることを考慮する必要があります。

**（新庁舎の建設予定地）**

- ① 地方自治法の趣旨
- ② 庁舎建設に関する市民アンケート結果
- ③ 超高齢社会の更なる進展
- ④ 地域経済への効果、持続可能な都市経営
- ⑤ 新庁舎の在るべき姿の実現可能性
- ⑥ 建物の建設費用や周辺交通への対応
- ⑦ 厚木市庁舎建設等検討委員会からの提言
- ⑧ ワークショップや意見交換会での御意見

これらを踏まえ、様々な視点から総合的に建設候補地を比較検討した結果、新庁舎の建設予定地は、中町第2-2地区とし、図書館及び（仮称）こども未来館等を併せた複合施設として整備します。

<sup>30</sup> P31 参照

## 8 建設予定地と主要施設の配置状況

### (1) 位置図



### (2) 周辺主要施設



(3) 現況写真

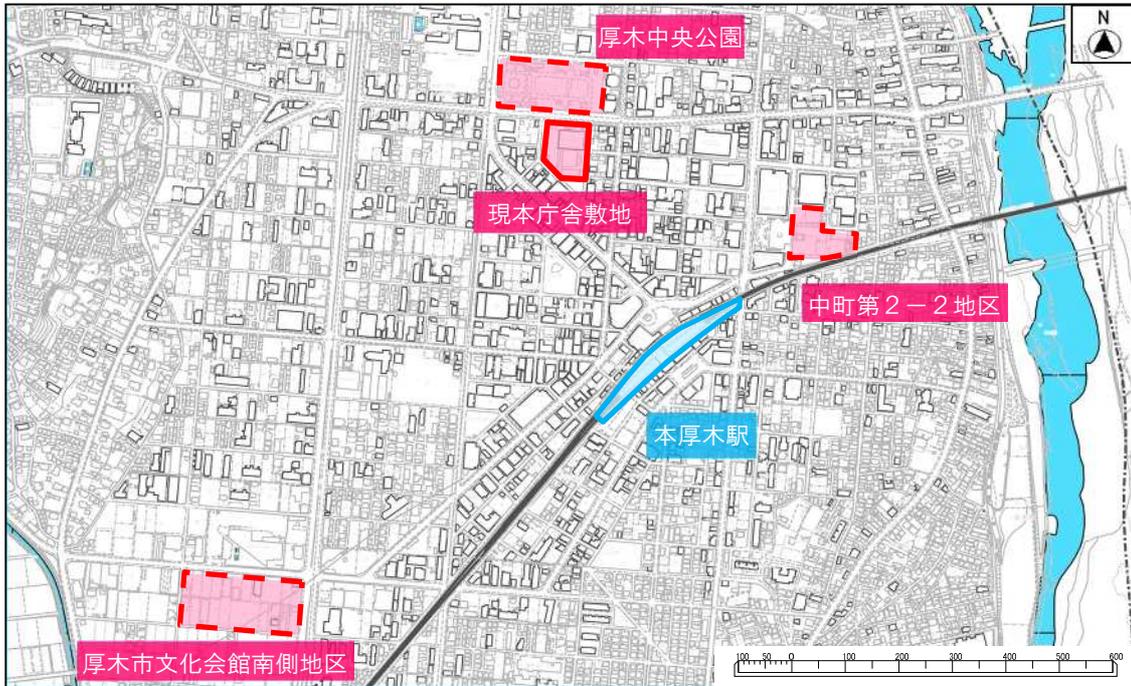


新庁舎建設予定地及びその周辺

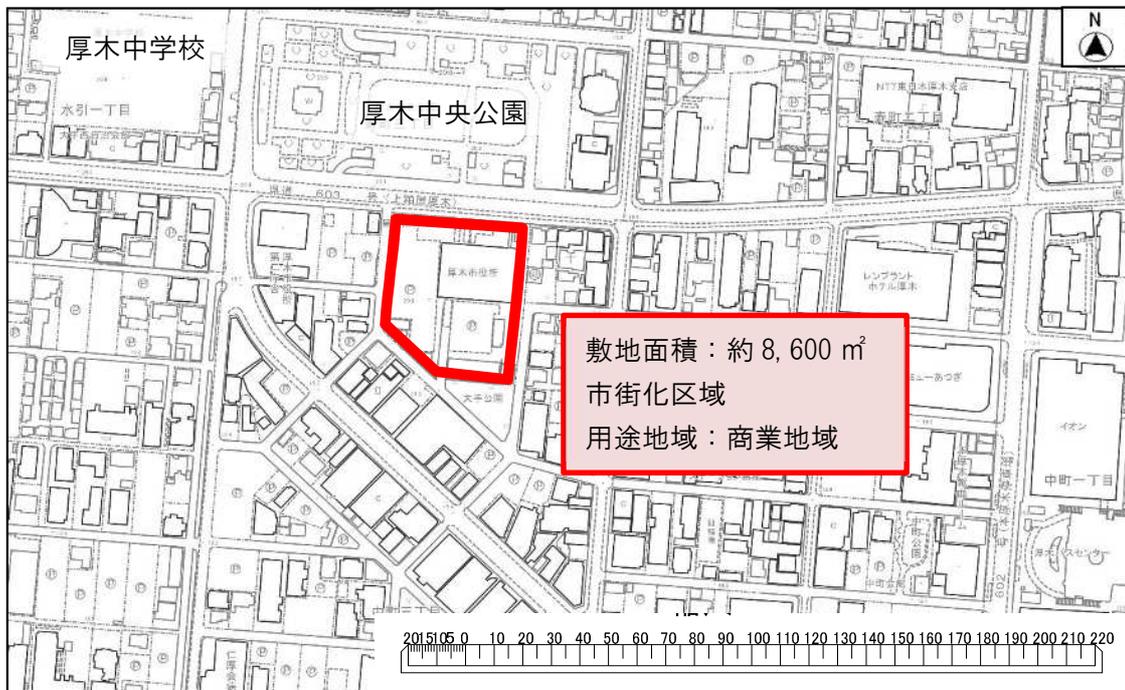
## 第2章 新庁舎の建設場所

## 1 建設検討地区

本市の中心市街地及びその周辺における次の地区を新庁舎の建設検討対象とします。



### (1) 現本庁舎敷地



(2) 厚木中央公園

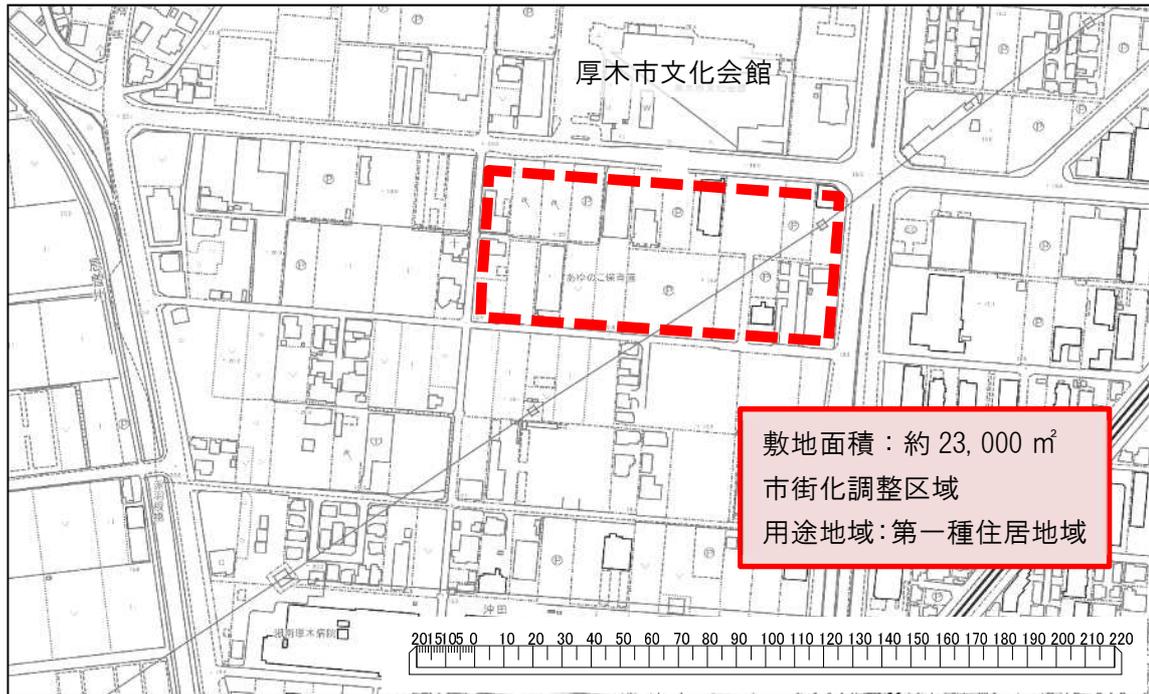


(3) 中町第2-2地区



※ 図書館機能・科学館機能を核とした複合施設の建設用地

(4) 厚木市文化会館南側地区



2 建設候補地選定の考え方

(1) 必要な規模の建物が建設できること

- ア 敷地面積については、効率的な行政サービスを提供するため、現在の本庁舎の敷地面積と同等の規模が確保できること。
- イ 延べ床面積については、①現在の本庁舎及び第二庁舎の規模、②近隣自治体が近年整備した新庁舎の規模を参考とし、21,000 m<sup>2</sup>程度が確保できること。
- ウ 建築面積については、子育て世代や高齢者を始めとする市民の皆様が利用する主要な窓口のワンフロア化が望ましいことから、4,000 m<sup>2</sup>程度が確保できること。
- エ 都市計画法等の関係法令上、庁舎が建設できる敷地であること。

(2) 敷地面積の大部分が市有地であること

用地取得費用を抑えるため、敷地面積の大部分が市有地であること。

(3) 公共交通機関の利便性が高いこと

地方自治法、市民アンケート結果及び今後の超高齢社会の更なる進展を考慮し、市民の皆様の交通利便性を確保するため、公共交通機関から徒歩圏内にある中心市街地内であること。

**(地方自治法第4条 引用)**

地方公共団体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

**(庁舎建設に関する市民アンケート結果(平成29(2017)年7月)抜粋)**

庁舎の建設場所として重視するものは、「公共交通機関で行きやすい場所」が最も多く、53.0%となっている。

#### (4) 自然災害への適切な措置がとれること

土砂災害、内水<sup>3</sup>・洪水<sup>4</sup>による浸水被害及び液状化<sup>5</sup>被害等の危険性に対して、適切な措置がとれる場所であること。

### 3 建設候補地から除外する地区

上記4地区を検討した結果、厚木中央公園と厚木市文化会館南側地区の2地区については、それぞれ次の事由から除外するものとします。

#### (1) 厚木中央公園

- ア 都市計画施設（公園）であり、建物の建築には制限があること。
- イ 建物を建築する上で、地下駐車場の構造等の問題解決が難しいこと。

#### (2) 厚木市文化会館南側地区

- ア 市街化調整区域であり、建物の建築には制限があること。
- イ 公共交通機関からの利便性が低いこと。
- ウ 市有地でないこと。

### 4 建設候補地

建設候補地は、新庁舎建設の実現性や市民の皆様の利便性を考慮し、次のとおりとします。

#### （新庁舎の建設候補地）

- ① 現本庁舎敷地（以下「現在地」という。）
- ② 中町第2-2地区（以下「2-2地区」という。）

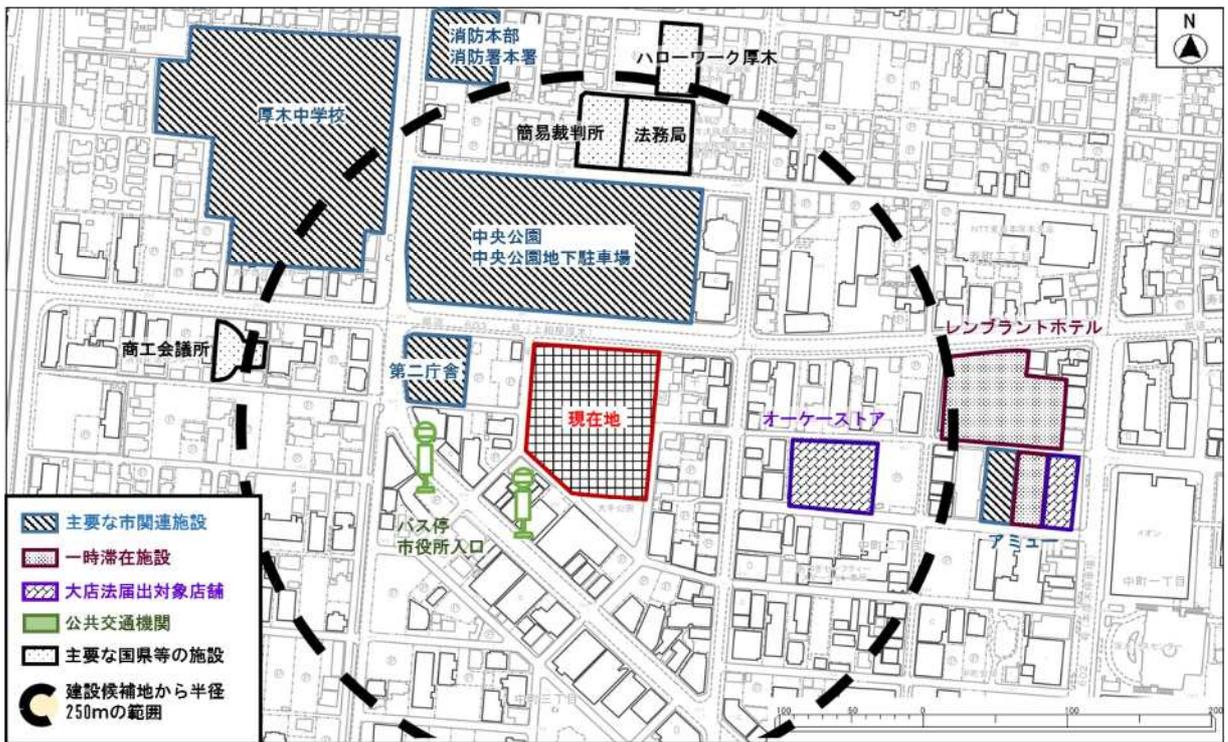
<sup>3</sup> 排水施設の能力を超える大雨によって、雨水が排水しきれずに発生する浸水のこと。

<sup>4</sup> 河川の氾濫又は堤防の決壊により発生する浸水のこと。

<sup>5</sup> 地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になること。

(1) 現在地

敷地面積	約 8,600 m <sup>2</sup>	用途地域	商業地域
法定建ぺい率	80%	法定容積率	500%
周辺主要施設	厚木中央公園 厚木中央公園地下駐車場 厚木中学校 厚木簡易裁判所 厚木法務総合庁舎（法務局） ハローワーク厚木 厚木商工会議所 レンブラントホテル厚木（一時滞在施設 <sup>6</sup> ） オーケースタ本厚木店		
最寄交通	バス停「市役所入口」		
周辺事業計画	特になし		



厚木中央公園



厚木中央公園地下駐車場

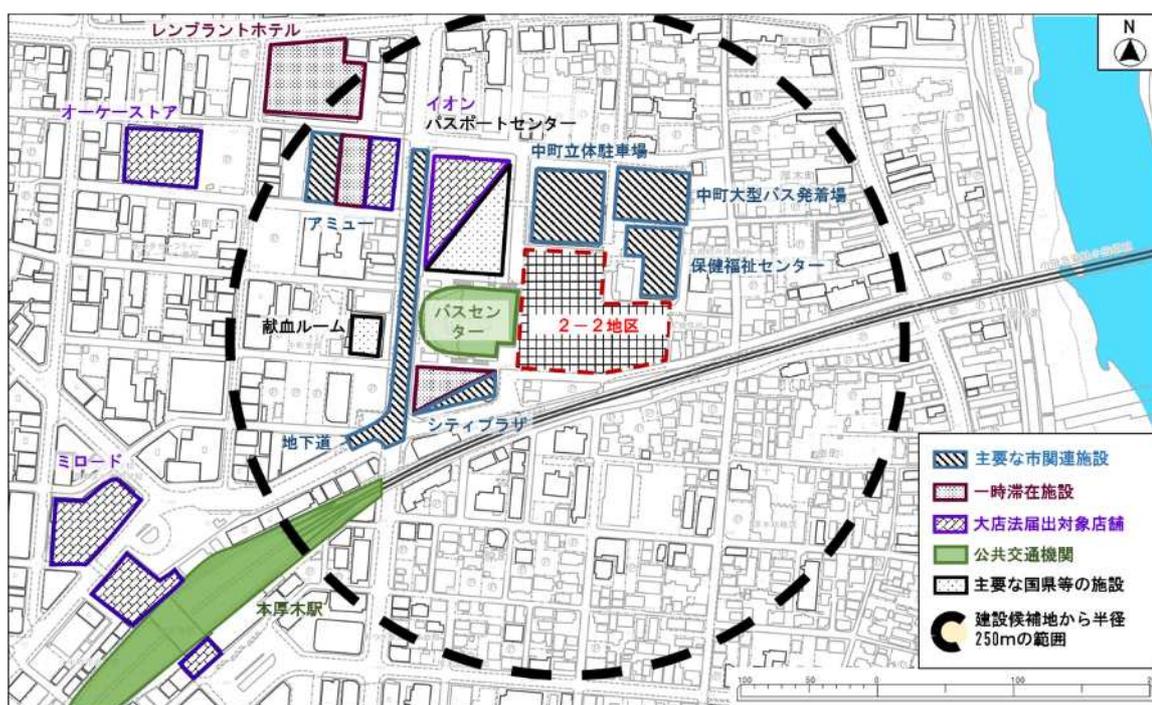


厚木中学校

<sup>6</sup> 大地震等による帰宅困難者が、一時的に待機できる場所として提供することを目的とした施設のこと。

(2) 2-2地区

敷地面積	約 8,800 m <sup>2</sup>	用途地域	商業地域
法定建ぺい率	80%	法定容積率	400%
周辺主要施設	厚木シティプラザ（中央図書館、子ども科学館ほか）（一時滞在施設 <sup>7</sup> ） アミューあつぎ（市民交流プラザほか）（一時滞在施設） 中町大型バス発着場 中町立体駐車場 保健福祉センター 本厚木駅東口地下道 パスポートセンター県央支所 本厚木献血ルーム イオン厚木店 レンブラントホテル厚木（一時滞在施設）		
最寄交通	本厚木駅東口 厚木バスセンター		
周辺事業計画	中町第2-2地区周辺整備方針 厚木市図書館基本構想 （仮称）こども未来館基本構想 第8次厚木市道路整備三箇年計画		



厚木バスセンター



アミューあつぎ



厚木シティプラザ

<sup>7</sup> P14 参照

ア 中町第2-2地区周辺整備方針

2-2地区周辺については、「中町第2-2地区周辺整備方針」において、交通結節点としての機能向上を図るとともに、利便性の高い地域として魅力とにぎわいあふれる街なか拠点を整備していくこととしています。

特に、図書館機能・科学館機能を核とした複合施設（以下「2-2地区複合施設」という。）の新設を方針に掲げており、図書館基本構想及び（仮称）こども未来館基本構想を策定しています。

庁舎が当該地区へ移転する場合、2-2地区複合施設の一部として整備することが考えられます。

（中町第2-2地区周辺整備方針（平成26(2014)年12月策定）抜粋）



コンセプト

第3の場所づくり - the 3<sup>rd</sup> place -

サードプレイスとは、家「第1の場所」と職場・学校「第2の場所」との間にある「第3の場所」。多くの市民が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごすことができる居場所を創出します。

6つの整備方針

- 1 未来の**図書機能・科学機能**を核とした複合施設の新設
- 2 魅力ある**民間機能**の誘導
- 3 誰もが使いやすい**バスセンター**
- 4 アクセス性を高める**自動車・自転車等駐車場**
- 5 まちの利便性が高まる**大型バススペース**
- 6 訪れる人にやさしい**歩行者空間**

(7) 厚木市図書館基本構想

策定年月 平成29(2017)年4月

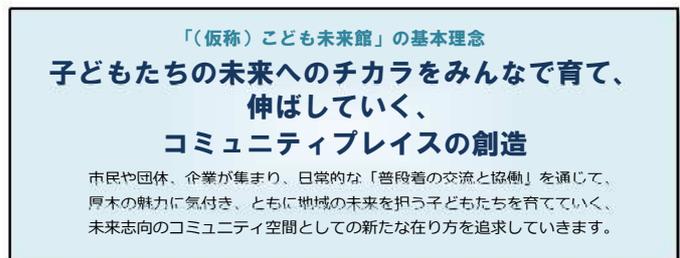
基本理念 市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点



(イ) (仮称) こども未来館<sup>8</sup>基本構想

策定年月 平成29(2017)年11月

基本理念 子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、  
伸ばしていく、コミュニティプレイス<sup>9</sup>の創造



イ 中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業

2-2地区周辺については、2-2地区複合施設の整備と併せて周辺アクセス道路の整備が不可欠となることから、第8次厚木市道路整備三箇年計画において、既存道路の拡幅や新規道路の新設を位置付けています。



<sup>8</sup> 現在の子ども科学館の機能を向上させ、子どもや家族が気軽に立ち寄れることを目指した、子どもの学びや体験機能が充実した施設

<sup>9</sup> ここでは、同じ共通点を持った人が集まる場所のこと。

## 5 各建設候補地における課題

### (1) 現在地における課題

#### ア 仮庁舎を手当てする場合

賃料又は仮設整備費用が余分に生じることから、仮移転を伴う建て替えは、現実的ではありません。

#### イ 本庁舎を継続使用しながらの建て替えの場合

##### (ア) 余分な費用が必要となること。

本庁舎を継続使用しながらの建て替え(以下「執務中の建て替え」という。)は、仮庁舎を手当てするよりも無駄な費用を抑えることができるものの、更地に建て替える場合と比較して、1.2~1.5倍の費用がかかると考えられます。要因としては、既存施設・設備の仮設・切り回しが必要となること、既存施設への騒音・振動対応により工期が長期化すること等が挙げられます。

また、市民の皆様にも長期間にわたる不便を強いることになるとともに、事務執行や議会運営においても支障を来すことが考えられます。

##### (イ) ワンフロアの面積が十分でないこと。

建築面積は、子育て世代や高齢者を始めとする市民の皆様が利用する主要な窓口をワンフロア化したワンストップ行政サービス<sup>10</sup>を実現するため、4,000㎡程度の面積を確保できることが望まれます。また、窓口を効率的に配置するには、現在の本庁舎や他市の庁舎の整備事例を考慮すると、短辺距離<sup>11</sup>として32mを確保することが望まれます。

しかしながら、執務中の建て替えは、十分なワンフロアの面積や短辺距離の確保が難しく、現庁舎が抱える窓口の分散化や狭あい化等の課題を解決することが難しい可能性があります。

さらに、ワンフロアの面積が小さい場合は、高層になることから、建設費用だけでなく維持管理費用も大きくなるとともに、災害対応面でも不安が残る庁舎となります。

### (参考) 各市ホームページによる短辺距離等の比較

自治体名	人口	計画年度	階高最大 (m)	階高最小 (m)	短辺距離 (m)	延べ床面積 (㎡)	階数
栃木県 佐野市	H27(2015) 118,919	H25(2013)	4.5	4.1	49.6	20,404	地上7階、地下1階
千葉県 市川市	H27(2015) 481,732	H26(2014)	4.2	3.8	33.0	30,656	地上7階、地下1階
千葉県 浦安市	H27(2015) 164,024	H24(2012)	5.7	4.1	45.8	25,611	地上11階
新潟県 燕市	H27(2015) 79,784	H22(2010)	4.2	3.9	32.5	11,444	地上4階
長野県 中野市	H27(2015) 45,909	H27(2015)	4.5	4.0	33.0	6,471	地上6階
神奈川県 平塚市	H27(2015) 258,227	H23(2011)	4.8	4.2	56.8	36,421	地上8階、地下2階
神奈川県 茅ヶ崎市	H27(2015) 239,348	H25(2013)	4.4	4.1	38.6	20,180	地上7階、地下1階
厚木市 現本庁舎	H27(2015) 225,714		4.5	3.8	32.0	9,016	地上5階、地下2階

<sup>10</sup> 一つの窓口やフロアで複数の部門・部署にまたがる行政サービスを受けることができること。

<sup>11</sup> 建物の建築面積を長方形として捉えた場合の短い方の辺の距離のこと。

ウ 隣接民有地を活用する場合

(ア) 隣接民有地の位置図



(イ) 隣接民有地活用の可能性

権利者に今後の土地利用意向を確認したところ、全ての用地を取得することができる可能性は低い状況です。

エ 執務中の建て替えパターンの検討

本体建築工事費用については、近隣自治体での庁舎建設費用の実績を参考に1㎡当たりの建設費用を48万円と設定して算定した金額であり、今後、変動する可能性があります。

また、既存本庁舎の解体及び敷地整備費用は含まれません。

(ア) パターン①

建設方法	既存本庁舎南側に新庁舎を建設する。	
新庁舎の配置		
本体建築工事費用	130億円（更地に建設するパターン⑤の1.3倍）	
工期	新庁舎4年、既存本庁舎解体及び敷地整備1.5年	
階数	13階	
建築面積	1,722㎡	
短辺距離 <sup>12</sup>	41m	
ワンストップ行政サービス <sup>13</sup> の実現性	ワンフロアの面積が既存本庁舎と同程度のため現状維持となり、効果的なワンストップ行政サービスの実現は難しい。	
施工時作業ヤード	西側駐車場（仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）	

<sup>12</sup> P18 参照

<sup>13</sup> P18 参照

(イ) パターン②

建設方法	既存本庁舎西側に新庁舎を建設する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	120 億円（更地に建設するパターン⑤の 1.2 倍）
工期	新庁舎 3.5 年、既存本庁舎解体及び敷地整備 1.5 年
階数	11 階
建築面積	1,917 m <sup>2</sup>
短辺距離 <sup>14</sup>	27m
ワンストップ行政サービス <sup>15</sup> の実現性	ワンフロアの面積が既存本庁舎と同程度のため現状維持となり、効果的なワンストップ行政サービスの実現は難しい。
施工時作業ヤード	南側駐車場（仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）

(ウ) パターン③

建設方法	既存本庁舎南側・西側を合わせた場所にL型に新庁舎を建設する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	130 億円（更地に建設するパターン⑤の 1.3 倍）
工期	新庁舎 3.5 年、既存本庁舎解体及び敷地整備 1.5 年
階数	6 階
建築面積	4,250 m <sup>2</sup>
短辺距離	27m
ワンストップ行政サービスの実現性	ワンフロアの面積が既存本庁舎の 3 倍弱の大きさとなるため、ワンストップ行政サービスの実現を見込むことができるが、不整形のため有効利用が難しい。
施工時作業ヤード	作業ヤードがなく円滑な建築工事が難しい（作業ヤード、仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）

<sup>14</sup> P18 参照

<sup>15</sup> P18 参照

## (I) パターン④

建設方法	既存本庁舎南側に一期工事として新庁舎を建設後、本庁舎機能を移転し、その後、二期工事として、本庁舎を解体の上、一期工事と同規模の建物を建設して接続する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	150 億円（更地に建設するパターン⑤の 1.5 倍）
工期	新庁舎 7 年（既存本庁舎解体を含む。）、敷地整備 0.5 年
階数	7 階
建築面積	3,444 m <sup>2</sup>
短辺距離 <sup>16</sup>	41m
ワンストップ行政サービス <sup>17</sup> の実現性	一期、二期工事を合わせたワンフロアの面積が、既存本庁舎の 2 倍以上の大きさとなるため、ワンストップ行政サービスの実現を見込むことができる。
施工時作業ヤード	西側駐車場（仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）

## (II) パターン⑤

建設方法	既存本庁舎西側の民有地を買収、市道A-271号線を廃止、西側を含めた用地に新庁舎を建設する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	100 億円（市道インフラの切り回し、用地取得費を除く。）
工期	新庁舎 2.5 年、既存本庁舎解体及び敷地整備 1.5 年
階数	8 階
建築面積	3,150 m <sup>2</sup>
短辺距離	45m
ワンストップ行政サービスの実現性	ワンフロアの面積が、既存本庁舎の 2 倍以上の大きさとなるため、ワンストップ行政サービスの実現を見込むことができる。
施工時作業ヤード	南側駐車場・一部西側駐車場（仮駐車場が外部に必要。既存本庁舎へのアクセスが不便）

<sup>16</sup> P18 参照<sup>17</sup> P18 参照

(カ) 執務中の建て替えパターンの検討まとめ

a 現在地で建て替える場合

パターン①及び②は、ワンフロアの面積が十分でなく、現庁舎が抱える課題を解決できる庁舎とすることが難しいと言えます。

パターン③は、十分なワンフロアの面積を確保できるものの、不整形の建物となることから、使い勝手がよい庁舎とは言えません。

パターン④は、十分なワンフロアの面積を確保でき、整形の建物となりますが、工期が長く、引っ越しの回数も増え、余分な費用が多くかかります。

b 隣接民有地を活用する場合

パターン⑤は、十分なワンフロアの面積を確保でき、整形の建物となるとともに、更地に建設することから建設費用及び期間を短縮することができますが、全ての隣接民有地を取得することができる可能性は低い状況です。

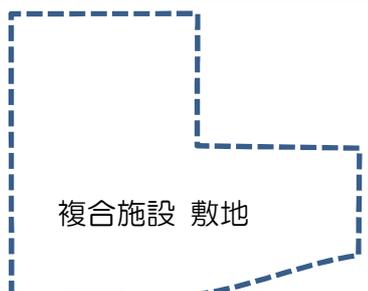
また、仮に取得できたとしても、用地取得のために余分な費用がかかります。

(現在地の課題)

- ① 仮移転を伴う建て替えは、現実的ではありません。
- ② 執務中の建て替えは、建設方法に制約が大きく、余分な費用と期間が生じることが見込まれます。
- ③ 執務中の建て替えは、十分な建築面積の確保に課題があります。
- ④ 建設着工から既存本庁舎の解体まで工期が長期間にわたり、市民の皆様にも不便を強いることになるとともに、事務執行や議会運営においても支障を来すことが考えられます。
- ⑤ 全ての隣接民有地を取得することができる可能性は低い状況です。

(2) 2-2地区における課題

ア 建て替えパターンの検討

建設方法	図書館及び(仮称)こども未来館を核とした複合施設の一部に新庁舎を建設する。
新庁舎の配置	
本体建築工事費用	100億円(複合施設における新庁舎分のみ)
工期	複合施設全体で2.5年
階数	4~6階程度(複合施設における新庁舎分のみ)
建築面積	3,250~5,300㎡
ワンストップ行政サービス <sup>18</sup> の実現性	ワンフロアの面積が既存庁舎の2~3倍以上の大きさとなるため、ワンストップ行政サービスの実現を見込むことができる。
施工時作業ヤード	建設敷地内で対応することができる。

<sup>18</sup> P18 参照

## イ 開発交通量（自動車）の試算

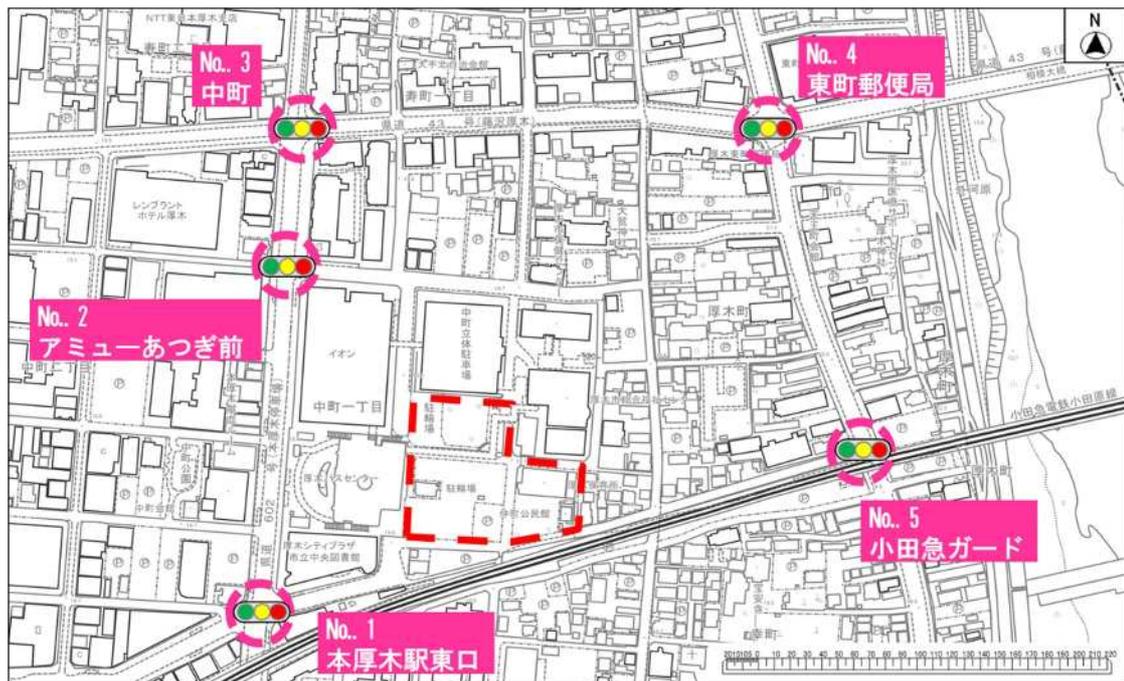
2-2地区に庁舎を含めた複合施設を整備した場合の開発交通量を試算したところ、往復で約3,500台の開発交通量が見込まれます。

	庁舎	その他の施設	計
来訪交通 <sup>19</sup>	1,800 台/日	1,508 台/日	3,308 台/日
業務交通 <sup>20</sup>	114 台/日	30 台/日	144 台/日
計	1,914 台/日	1,538 台/日	3,452 台/日

## ウ 交差点の交通影響評価

2-2地区に庁舎を含めた複合施設を整備した場合の交差点の需要率<sup>21</sup>は、次表のとおりとなっており、現在の交通体系であっても、交通の処理に問題はない結果となっています。

交差点	現在の需要率	将来の需要率
No.1 本厚木駅東口	0.275	0.275
No.2 アミューあつぎ前	0.290	0.433
No.3 中町	0.626	0.677
No.4 東町郵便局	0.475	0.523
No.5 小田急ガード	0.281	0.357

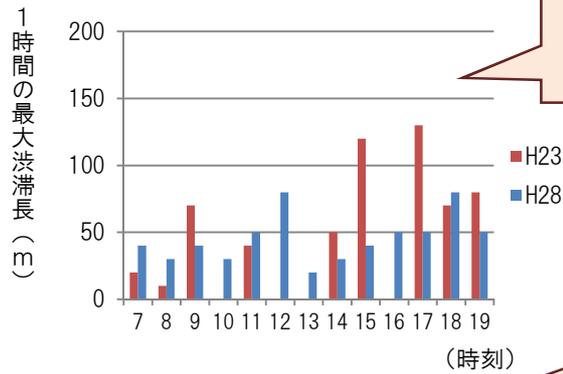


<sup>19</sup>ここでは、庁舎を含む2-2地区複合施設を整備したことにより生じる自家用車などの交通量のこと。

<sup>20</sup>ここでは、庁舎を含む2-2地区複合施設を整備したことにより生じる公用車などの交通量のこと。

<sup>21</sup>単位時間内に交差点が信号で処理できる交通量に対し、実際に流入する交通量の比率。値が高くなるほど交差点の混雑が見込まれ、一般的に0.8程度で部分的に渋滞が発生し、0.9を超えると信号が一巡しても車をさばききれなくなるとされている。

(参考) 2-2地区の交通状況



平成28(2016)年の最大渋滞長

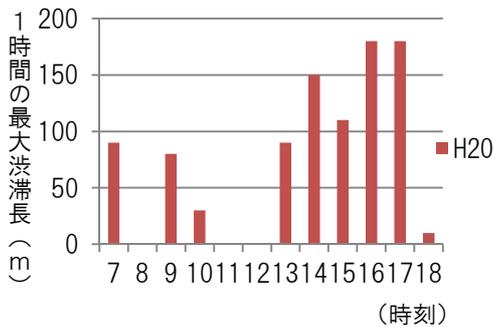
- \*平成23(2011)年と比較して、減少
- \*11~12時、16~19時に混雑

混雑の原因

- \*信号密度が高い。
- \*歩行者の横断待ちにより、右左折がスムーズにできない。
- \*バス停にバス専用の停車スペースがない。



(参考) 現在地の交通状況



## エ 周辺道路の整備計画

前述のとおり、2-2地区に庁舎を含めた複合施設を整備した場合の開発交通量を試算したところ、現在の交通体系であっても、交通の処理に問題はない結果となっていますが、新庁舎整備の有無にかかわらず、2-2地区複合施設の整備に当たっては、厚木バスセンターの機能向上や安全で円滑な交通環境の確保を図るため、第8次厚木市道路整備三箇年計画において、周辺の既存道路の拡幅や新規道路の新設を位置付けています。

### (第8次厚木市道路整備三箇年計画(平成30(2018)年3月)抜粋) 重点プロジェクト

## 中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業

中町第2-2地区の整備に合わせ周辺アクセス道路の整備が不可欠です。本整備計画はバスの円滑な通行や歩行者・自転車の交通動線を確保し、新たな交通需要にも対応できる新設道路も含め、周辺アクセス道路の整備計画を提案するものです。今後、事業担当課と協議し、地区周辺道路網の拡充を図ります。



### 期待される効果

交通  
円滑化

歩行  
空間  
整備

#### 【凡例】

- 道路整備検討路線  
(都市計画道路)
- 道路整備検討路線  
(一般市道)
- 新規道路
- 県道
- 幹線市道

### (2-2地区の課題)

現在の交通体系であっても交通の処理に問題はない結果となっていますが、更なる厚木バスセンターの機能向上や安全で円滑な交通環境の確保を図るため、周辺道路の整備を第8次厚木市道路整備三箇年計画のとおり、進めていく必要があります。

## 6 各建設候補地の比較

## (1) 敷地条件

	現在地	2-2地区
敷地面積	約 8,600 m <sup>2</sup>	約 8,800 m <sup>2</sup>
法定建ぺい率	80%	80%
法定容積率	500%	400%
建築可能 延べ床面積	約 43,000 m <sup>2</sup>	約 35,200 m <sup>2</sup>
建築面積	現庁舎を残したままの建て替えとなるため、整形で十分な建築面積の確保が難しい。	大部分が更地のため、整形な建築面積を確保することができる。
関連計画	なし	中町第2-2地区周辺整備方針 厚木市図書館基本構想 (仮称)こども未来館基本構想 第8次厚木市道路整備三箇年計画

## (2) 交通利便性

	現在地	2-2地区
本厚木駅 からの距離	約 450m	約 120m
厚木バスセンター からの距離	約 450m	隣接
最寄バス停 からの距離	約 180m (バス停：市役所入口) (参考)「市役所入口」を通らない地区 ⇒厚木南、南毛利南、相川及び森の里地区	隣接 (バス停：厚木バスセンター) (参考)厚木バスセンターを通らない地区 ⇒なし
駐車場 (来庁者用・公用車用)	(必要台数) ・来庁者用駐車場 約 100 台 ・公用車用駐車場 約 180 台 整備可能	整備可能
その他交通 利便施設	なし	本厚木駅東口地下道

## (3) 整備に要する費用

	現在地	2-2地区
用地取得費用	①現本庁舎敷地のみの場合 用地取得費用はない。 ②隣接民有地を取得する場合 用地取得費用が生じる。	新庁舎整備のために生じる用地取得費用はない。  (参考) 新庁舎整備の有無にかかわらず、2-2地区複合施設の整備に当たり、権利者との用地に関する調整が必要となる。
建物の建設費用	通常の建設費以外に余分な費用が生じる。 ①仮庁舎を手当する場合、その賃料又は仮設整備費用が必要となる。 ②執務中の建て替えの場合、建設期間の長期化による建設費用の増大が見込まれる。	通常の建設費以外に余分な費用は生じない。
移転費用	①仮庁舎を手当する場合、2回分の移転費用が必要になる。 ②執務中の建て替えの場合、敷地内での移転となることから、比較的抑えることができる。	現庁舎から当該地への1回分の移転費用が生じる。
民間活力の導入可能性	庁舎機能のみである場合、可能性は限られる。	2-2地区複合施設である場合、可能性はある。
地下埋設物等の撤去費用	敷地の一部が鉄筋コンクリート造建物の撤去跡地であり、既存杭の位置が不明確なため、施工上のリスクとなる可能性がある。	新庁舎整備のために生じる地下埋設物等の撤去費用はない。  (参考) 新庁舎整備の有無にかかわらず、2-2地区複合施設の整備に当たり、地下特別高圧ケーブル等のインフラ移設を検討する必要がある。
建設場所とならなかった候補地の利活用	2-2地区複合施設の床面積の有効活用を図ることができる。	現在地の敷地全体の有効活用を図ることができる。
周辺整備費用	大きな周辺整備費用はない。	新庁舎整備のために生じる大きな周辺整備費用はない。  (参考) 新庁舎整備の有無にかかわらず、2-2地区複合施設の整備に当たり、第8次厚木市道路整備三箇年計画に基づく周辺道路の整備を実施予定



## ア 半径 250mの徒歩圏内の主要施設

	現在地	2-2地区
市関連施設	厚木中央公園 厚木中央公園地下駐車場 厚木中学校	厚木シティプラザ（中央図書館、 子ども科学館ほか） アミューあつぎ（市民交流プラザほか） 中町大型バス発着場 中町立体駐車場 保健福祉センター 本厚木駅東口地下道
一時滞在施設 <sup>22</sup>	レンブラントホテル厚木	レンブラントホテル厚木 厚木シティプラザ アミューあつぎ
大規模小売店 舗立地法 対象店舗	オーケーストア本厚木店	アミューあつぎ イオン厚木店
公共交通機関	バス停（市役所入口）	本厚木駅 厚木バスセンター
国県等の施設	厚木簡易裁判所 厚木法務総合庁舎（法務局） ハローワーク厚木	パスポートセンター県央支所
その他施設	厚木商工会議所	本厚木献血ルーム

## イ 他の主要施設との距離

		現在地	2-2地区
市 関 連 施 設	厚木シ ティ プラザ	約 480m	隣接
	保 健 福 祉 セ ン タ ー	約 480m	隣接
	ア ミ ュ ー あ つ ぎ	約 280m	約 170m
	消 防 本 部 消 防 署 本 署	約 250m	約 700m
	中 町 大 型 バ ス 発 着 場	約 500m	約 120m

<sup>22</sup> P14 参照

		現在地	2-2地区
国県等の施設	厚木 合同庁舎	約 470m	約 1,000m
	厚木南 合同庁舎	約 550m	約 830m
	法務局	約 170m	約 560m
	ハローワ ーク厚木	約 240m	約 570m
	警察署	約 850m	約 1,300m
	税務署	約 530m	約 1,000m
	年金事務所	約 350m	約 770m

(5) 周辺交通への対応

	現在地	2-2地区
現在の 交通状況	県道 603 号上粕屋厚木線の交通量が多く、本庁舎への出入口付近が混雑することがある。	県道 602 号本厚木停車場線(あつぎなかちょう大通り)は、信号・横断歩道が多く、混雑することがある。
交通の円滑化 に向けた周辺 整備計画	周辺道路の整備計画はない。	第8次厚木市道路整備三箇年計画により、2-2地区複合施設の整備に当たり、周辺道路の整備を計画している。

## (6) 地域経済への影響、まちづくりへのインパクト

	現在地	2-2地区
庁舎以外の施設との複合化	特になし	2-2地区複合施設との相乗効果が期待できる。
地域経済活性化への効果	現状と大きく変わらないことが予想される。 2-2地区複合施設の床面積の有効活用を図ることができる。	周辺の商業施設や業務施設への歩行者の回遊性が上がることが見込まれる。 まちづくりの課題解決に向け、現在地の敷地全体の有効活用を図ることができる。
コンパクト・プラス・ネットワーク <sup>23</sup>	現状と大きく変わらないことが予想される。	本厚木駅及び厚木バスセンター周辺に行政機能が集約されることにより、自家用車に頼らない公共交通機関を中心とした低炭素型社会やコンパクト・プラス・ネットワーク <sup>24</sup> の形成に寄与することが見込まれる。

## (7) 災害発生時の対応

	現在地	2-2地区及び厚木バスセンター敷地
土砂災害警戒区域	出典：厚木市土砂災害ハザードマップ 該当なし	該当なし
内水 <sup>25</sup> 浸水	出典：厚木市内水（浸水）ハザードマップ 0～20cm <sup>※1</sup>	0～50cm <sup>※1</sup>
洪水 <sup>26</sup> 浸水	出典：神奈川県相模川水系相模川洪水浸水想定区域図（計画規模） 浸水被害なし	浸水被害なし
	出典：神奈川県相模川水系中津川洪水浸水想定区域図（計画規模） 浸水被害なし	浸水被害なし
	出典：神奈川県相模川水系玉川・細田川洪水浸水想定区域図（計画規模） 浸水被害なし	浸水被害なし
	出典：神奈川県相模川水系小鮎川・荻野川洪水浸水想定区域図（計画規模） 0.0～3.0m未満	0.0～3.0m未満 <sup>※2</sup>
液状化 <sup>27</sup> 危険度	出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27(2015)年3月） かなり低い～低い	かなり低い～低い
杭基礎の支持層 <sup>28</sup>	現況地盤から-21.8m（砂礫層）	現況地盤から-18.3m（砂礫層）
半径250m圏内の一時滞在施設 <sup>29</sup>	出典：厚木市地域防災計画 レンブラントホテル厚木	レンブラントホテル厚木 厚木シティプラザ アミューあつぎ

※1 2-2地区は、厚木バスセンター敷地を除くと0～20cmとなります。また、厚木排水区浸水被害軽減対策事業の実施後は、現在地は0cm、2-2地区はおおむね10cm以下となるシミュレーション結果となっています。

※2 2-2地区は、厚木バスセンター敷地を除くと0.0～1.0m未満となります。

<sup>23</sup> 行政や医療・福祉、商業等の都市機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）し、人口の集積を図るとともに、集約化に併せて地域公共交通のネットワークを再編し、都市機能と公共交通サービス双方の効率性・持続性を高める取組のこと。

<sup>24</sup> 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、若しくはそれを目指した都市政策のこと。

<sup>25</sup> P13参照

<sup>26</sup> P13参照

<sup>27</sup> P13参照

<sup>28</sup> 建物の重さを支えることができる地層のこと。

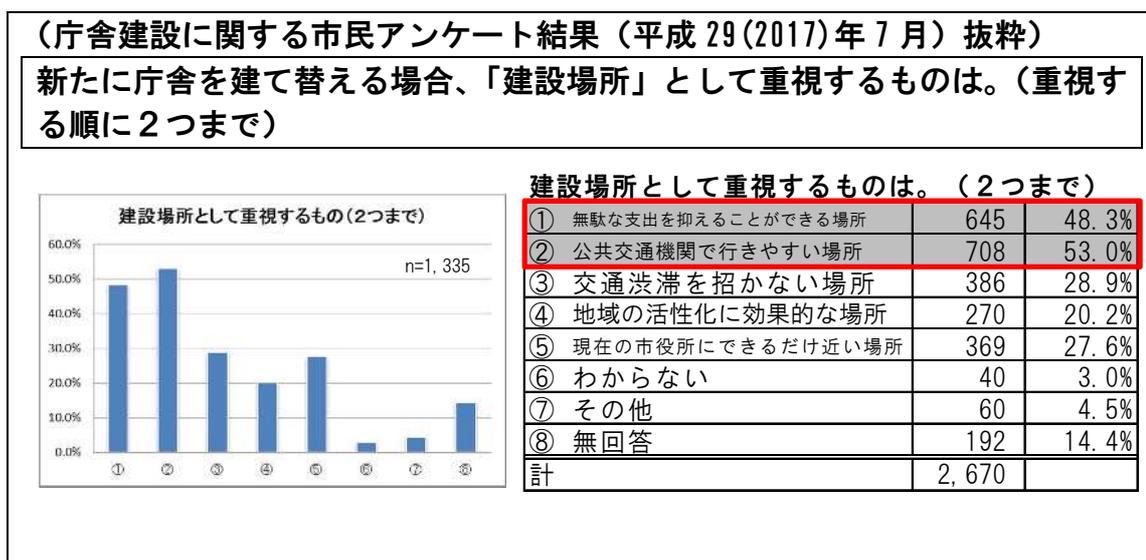
<sup>29</sup> P14参照

(8) 建設候補地の比較まとめ

	現在地		2-2地区	
敷地条件	新庁舎に必要な規模の建物を建設することができる。	○	新庁舎に必要な規模の建物を建設することができる。	○
交通利便性	地域によっては、公共交通バスで行きにくい地域がある。	△	全地域から公共交通バスで行くことができる。	○
整備に要する費用	建設期間の長期化などにより、建設費用の増大が見込まれる。	△	更地に建設するため、余分な建設費用がかからない。 2-2地区複合施設との整備により民間活力の導入可能性が見込まれる。	○
他の主要施設との連携性	現庁舎と変わらないため、大きな混乱が生じない。 2-2地区よりも国県等の施設との近接性が高い。	○	現在地よりも市関連施設や商業施設、公共交通機関との近接性が高い。	○
周辺交通への対応	周辺道路の整備計画はない。	△	第8次厚木市道路整備三箇年計画により、周辺道路の整備を計画している。	△
地域経済への影響、まちづくりへのインパクト	現状と大きく変わらないことが見込まれる。 2-2地区複合施設の床面積の有効活用を図ることができる。	△	周辺施設への歩行者の回遊性の向上が見込まれるとともに、現在地の敷地全体の有効活用を図ることができる。	○
災害発生時の対応	建設方法により適切な措置をとることができる。	○	建設方法により適切な措置をとることができる。	○

## 7 建設予定地

- (1) 地方自治法では、庁舎の位置は、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されています。
- (2) 15歳以上の男女4,000人を対象に実施した市民アンケートの結果、市民の皆様は、「建て替え場所として重視するもの」として、「公共交通機関で行きやすい場所」を挙げた方が最も多く、「無駄な支出を抑えることができる場所」が次に多くなっています。



- (3) 厚木市人口ビジョンにおける人口の将来展望では、2040年の本市の高齢化率は30%を超えることが見込まれています。超高齢・人口減少社会の更なる進展が確実視されている中で、公共交通機関からのアクセスは特に重要な項目となります。

**(厚木市人口ビジョン(平成28(2016)年3月)抜粋) 将来展望における年齢3区分別人口**

年次	人口総数	将来展望					
		年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 割合	生産年齢人口 割合	老年人口 割合
2010年 H22	224,420	30,828	153,269	40,323	13.7%	68.3%	18.0%
2015年 H27	225,133	29,274	145,651	50,208	13.0%	64.7%	22.3%
2020年 H32	229,113	27,675	143,075	58,363	12.1%	62.4%	25.5%
2025年 H37	227,280	26,500	140,422	60,358	11.7%	61.8%	26.6%
2030年 H42	224,270	26,092	136,593	61,585	11.6%	60.9%	27.5%
2035年 H47	220,427	27,031	129,111	64,285	12.3%	58.6%	29.2%
2040年 H52	216,365	28,285	119,519	68,561	13.1%	55.2%	31.7%
2045年 H57	212,118	29,083	113,514	69,521	13.7%	53.5%	32.8%
2050年 H62	207,739	28,990	110,555	68,194	14.0%	53.2%	32.8%
2055年 H67	202,895	28,182	108,240	66,473	13.9%	53.3%	32.8%
2060年 H72	197,617	27,538	106,532	63,547	13.9%	53.9%	32.2%

- (4) 庁舎の建て替えが地域経済へ与える影響や低炭素型社会のまちづくり、コンパクト・プラス・ネットワーク<sup>30</sup>による持続可能な都市経営の実現性など、様々な視点から新庁舎の建設場所を決定する必要があります。
- (5) 現庁舎が抱えている課題である分散化や狭あい化を解消し、新庁舎の在るべき姿を実現するため、4,000㎡程度の必要な建築面積を確保することができる場所であることを重視する必要があります。
- (6) 建物の建設費用や周辺交通への対応を始め、総合的に候補地の適性を評価する必要があります。
- (7) 関係団体の代表や学識経験者、公募市民で構成する厚木市庁舎建設等検討委員会から提出された「新庁舎整備に関する提言書」では、建設予定地は2-2地区がふさわしいとされており、その点を考慮する必要があります。

**（「新庁舎整備に関する提言書」（平成30(2018)年5月）引用）**

検討委員会では、建設候補地が抱える課題を踏まえた新庁舎のあるべき姿の実現可能性を始め、様々な視点から建設候補地を比較検討した結果、新庁舎の建設場所は、2-2地区がふさわしいと判断する。

- (8) 若い世代によるワークショップ（高校生の部・大学生等の部）、子育て世代の皆様との意見交換会及び新庁舎整備の基本的な考え方に係る意見交換会では、総合的に考慮すると2-2地区を建設予定地とするべきであるという御意見が多く出されていることを考慮する必要があります。

**（新庁舎の建設予定地）**

- ① 地方自治法の趣旨
- ② 庁舎建設に関する市民アンケート結果
- ③ 超高齢社会の更なる進展
- ④ 地域経済への効果、持続可能な都市経営
- ⑤ 新庁舎の在るべき姿の実現可能性
- ⑥ 建物の建設費用や周辺交通への対応
- ⑦ 厚木市庁舎建設等検討委員会からの提言
- ⑧ ワークショップや意見交換会での御意見

これらを踏まえ、様々な視点から総合的に建設候補地を比較検討した結果、新庁舎の建設予定地は、中町第2-2地区とし、図書館及び（仮称）こども未来館等を併せた複合施設として整備します。

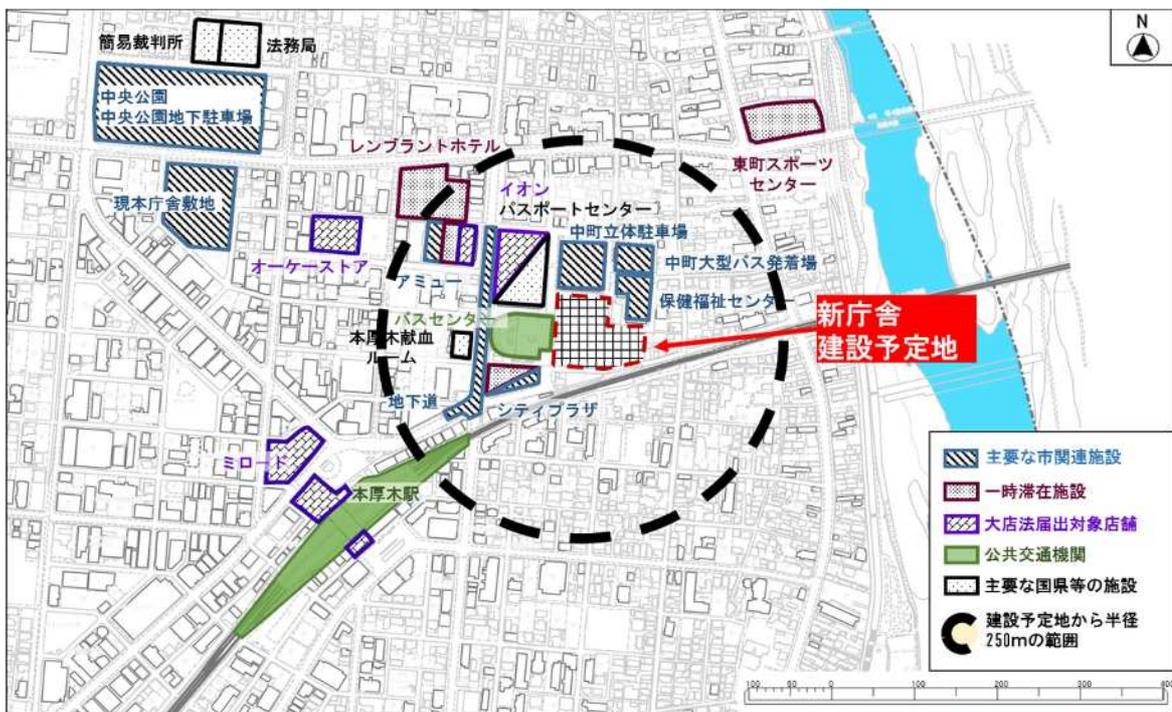
<sup>30</sup> P31 参照

## 8 建設予定地と主要施設の配置状況

### (1) 位置図



### (2) 周辺主要施設



(3) 現況写真



新庁舎建設予定地及びその周辺

## 第3章 新庁舎の在り方

## 1 基本理念

新庁舎は、現庁舎の老朽化、分散化及び狭あい化の解消や災害対応力の強化を図るため、建設予定地を2-2地区とし、図書館、(仮称)こども未来館及び庁舎等の複合施設として、長期間にわたり本市行政の中心拠点としての機能を果たす、次代の新しい厚木らしさを象徴する施設として整備することが望まれます。

また、高齢者人口の増加や行政サービスの電子化など、将来の動向やまちづくりの方向性を見据えた上で整備する必要があります。

こうしたことから、新庁舎整備の基本理念、基本方針及び導入機能は、地方自治法や本市の総合計画、都市マスタープランに加え、中心市街地の活性化に関する個別計画等に掲げる方針や中町第2-2地区周辺整備方針におけるコンセプト「サードプレイス(第3の場所)」を踏まえ、次のとおり定めるものとします。

### (基本理念)

**安心・安全を支え、様々な機能と融合した居心地の良い庁舎**

## 2 基本方針

### (1) 安心・安全を支える拠点としての庁舎

庁舎は、市民の皆様の生命と財産を守る災害時の中枢拠点として、万全の備えの下にその役割を果たさなければならないことから、最高水準の耐震性や災害時の業務継続能力を備えた庁舎を目指します。

### (2) 市民サービスの向上、事務作業の効率化を果たす庁舎

市民の皆様にとっても職員にとっても利用しやすい施設とし、ワンストップ行政サービス<sup>31</sup>を始めとする市民の皆様の利便性の向上と効率的な行政運営を同時に実現できる庁舎を目指します。

### (3) 市民の皆様が親しまれる庁舎

庁舎は、市民の皆様の共有財産であり、長期にわたり利用されることから、行政手続の場だけではなく、様々な世代の方が交流する機能や憩いの場を備えることが望まれます。2-2地区の整備コンセプトに掲げる「サードプレイス（第3の場所）」を実現する主要機能として、市民の皆様が気軽に立ち寄り、愛される庁舎を目指します。

### (4) 人と環境に優しい庁舎

庁舎は、子どもから高齢者まで、また、障がい者や外国人など、様々な方が訪れる場所であることから、市民の皆様にとって、分かりやすく、利用しやすい庁舎を目指します。また、再生可能エネルギーの活用や効果的な環境対応設備を導入するなど、環境負荷の低減を目指します。

### (5) 将来の変化に柔軟に対応できる庁舎

新庁舎の建設に当たっては、華美な仕様や過剰な設備・機能などを避け、必要以上の費用負担を抑えるとともに、高齢者人口の増加や行政サービスの電子化など、将来の社会情勢や行政需要の変化に柔軟に対応できるよう、フレキシブルで機能的な庁舎を目指します。

### (6) 持続力あるまちのにぎわいをけん引する庁舎

庁舎との複合施設として整備する図書館及び（仮称）こども未来館に加え、消防本部や国県等の施設との一体整備を検討するとともに、公共交通機関、商業施設との連携性を可能な限り高めることにより、2-2地区の特徴を最大限いかした、本市ならではの持続力あるまちのにぎわいをけん引する庁舎を目指します。

<sup>31</sup> P18 参照

### 3 導入機能

新庁舎整備の基本理念や基本方針に基づき、個別に果たす役割を担う「基幹機能」と庁舎全体に求められる「共通機能」に分けて検討します。

#### (1) 基幹機能

##### ア 窓口機能

(例：総合案内、行政手続窓口、相談窓口 など)

市民の皆様の利用が多い申請や届出、相談の窓口を集約し、便利で分かりやすい窓口機能を目指します。



窓口(イメージ)

##### イ 事務機能

(例：執務室、会議室、書庫・倉庫 など)

効率よく整理された執務環境の下、的確な市民サービスを提供できる事務機能を目指します。



事務室(イメージ)

##### ウ 議会機能

(例：議場、傍聴席、委員会室、議員控室 など)

円滑な議会運営を可能にし、傍聴者の方に配慮した市民の皆様が開かれた議会機能を目指します。



議場(イメージ)

##### エ 災害対応機能

(例：災害対策本部、非常用電源設備、備蓄倉庫、応急危険度判定業務対応スペース など)

災害時に市民の皆様の生命と財産を守る中枢拠点として確かな業務継続能力を備えた災害対応機能を目指します。



災害対策本部(イメージ)

##### オ 交流機能

(例：待合スペース、情報共有スペース、市民相互や市内大学間の交流ホール、キッズスペース、食堂、屋内外広場 など)

様々な世代の市民の皆様が気軽に立ち寄り、愛される交流機能を目指します。



キッズスペース(イメージ)

## カ その他連携機能

(例：図書館及び(仮称)こども未来館との連携、消防本部や国県等の施設との連携の検討 など)

図書館及び(仮称)こども未来館との複合化により付加価値を高めます。

さらに、消防本部や国県等の施設との一体整備を始め、市民の皆様にとって、分かりやすく便利な施設となるよう、その他の機能との連携を検討します。



中央図書館



子ども科学館

## (2) 共通機能

### ア ユニバーサルデザイン<sup>32</sup>

(例：案内サイン、多目的トイレ・オールジェンダートイレ<sup>33</sup>、優先駐車スペース など)

全ての人にとって共通して安全で使いやすいユニバーサルデザインの積極的な導入を目指します。



多目的トイレ(イメージ)

### イ 環境配慮

(例：太陽光発電、雨水利用、緑化の推進、3R<sup>34</sup>の推進 など)

環境負荷だけでなく、ライフサイクルコスト<sup>35</sup>も低減する環境に配慮した機能の積極的な導入を目指します。



敷地内緑化(イメージ)

### ウ 施設管理、セキュリティ対策

(例：庁舎管理、駐車場管理、セキュリティ管理 など)

来庁される市民の皆様と職員の安全管理、情報管理に配慮した施設運営、セキュリティ機能の積極的な導入を目指します。



セキュリティ管理(イメージ)

### エ 情報通信技術の活用

(例：公衆無線LAN、行政手続の情報化・電子化の推進 など)

市民の皆様のご利便性の向上や行政事務の効率化を進めるため、情報通信技術の積極的な活用を目指します。



情報化・電子化の推進(イメージ)

<sup>32</sup> P7 参照

<sup>33</sup> 性別、障がいの有無、年齢によらず誰でも使える公衆トイレのこと。

<sup>34</sup> リデュース、リユース、リサイクルの三つの頭文字をとった環境行動のこと。

<sup>35</sup> 製品や構造物の調達・製造から廃棄までの過程でかかる費用の総額のこと。

## 4 基本理念、基本方針、導入機能の構成イメージ

### ◆基本理念

安心・安全を支え、様々な機能と融合した居心地の良い庁舎

### ◆基本方針

- ① 安心・安全を支える拠点としての庁舎
- ② 市民サービスの向上、事務作業の効率化を果たす庁舎
- ③ 市民の皆様にも親しまれる庁舎
- ④ 人と環境に優しい庁舎
- ⑤ 将来の変化に柔軟に対応できる庁舎
- ⑥ 持続力あるまちのにぎわいをけん引する庁舎

### ◆導入機能

#### 基幹機能

- ① 窓口機能
- ② 事務機能
- ③ 議会機能
- ④ 災害対応機能
- ⑤ 交流機能
- ⑥ その他連携機能

図書館及び(仮称)こども未来館との連携  
消防本部や国県等の施設との連携の検討

#### 共通機能

- ① ユニバーサルデザイン
- ② 環境配慮
- ③ 施設管理、セキュリティ対策
- ④ 情報通信技術の活用



## 第4章 新庁舎の規模、配置部署、建物の構造

## 1 規模

新庁舎の規模は、基本理念及び基本方針を踏まえ、現庁舎が抱える課題の解決を図ることができる規模とします。

また、高齢者人口の増加や行政サービスの電子化等を踏まえ、庁舎における業務・機能の将来像やまちづくりの方向性を見据えた上で、全ての市民の皆様が利用しやすく分かりやすい機能を備えた規模とします。

現庁舎の機能を継承する部分の延べ床面積については、①現在の本庁舎及び第二庁舎の規模、②近隣自治体が近年計画している新庁舎の規模、③旧総務省地方債同意等基準<sup>36</sup>における算定基準などを参考に、21,000 m<sup>2</sup>を基準とし、新たに追加し、又は強化する部分の延べ床面積については、基本計画の策定段階で詳細を検討するものとします。

### (1) 現在の本庁舎及び第二庁舎の規模

	延べ床面積	諸室面積	職員数
本庁舎	9,016 m <sup>2</sup>	6,004 m <sup>2</sup>	約450人
第二庁舎	11,822 m <sup>2</sup>	7,472 m <sup>2</sup>	約650人
計	20,838 m <sup>2</sup>	13,476 m <sup>2</sup>	約1,100人

### (2) 近隣自治体の庁舎の規模

	策定年月 計画種類	策定時人口 (A)	延べ床面積 (B)	(B/A)
平塚市	H22(2010)年1月 基本設計	260,085人	26,539 m <sup>2</sup> (市庁舎部按分)	0.102 m <sup>2</sup> /人
藤沢市	H25(2013)年5月 基本構想	417,993人	41,700 m <sup>2</sup> (新館を含む。)	0.100 m <sup>2</sup> /人
茅ヶ崎市	H26(2014)年10月 基本設計	237,826人	24,627 m <sup>2</sup> (分庁舎を含む。)	0.104 m <sup>2</sup> /人
平均	—	—	—	0.101 m <sup>2</sup> /人
厚木市	—	H30(2018)年8月 225,361人	22,761 m <sup>2</sup>	0.101 m <sup>2</sup> /人

<sup>36</sup>総務省地方債同意等基準に定める庁舎を整備する際の標準面積の算定基準。平成23(2011)年度に廃止されていますが、新庁舎の規模設定において他市でも多く用いられているため、本基本構想でも引用します。

(3) 旧総務省地方債同意等基準<sup>37</sup>における規模（平成23(2011)年度廃止）

（職員数：平成30(2018)年4月現在）

		職員数 (C)	換算率 (D)	基準面積 (E)	標準面積 (C×D×E)
事務室	特別職	4人	20	4.5 m <sup>2</sup>	360.0 m <sup>2</sup>
	理事・部長・次長	29人	9		1,174.5 m <sup>2</sup>
	課長	76人	5		1,710.0 m <sup>2</sup>
	係長	約150人	2		1,350.0 m <sup>2</sup>
	一般職員	約680人	1		3,060.0 m <sup>2</sup>
	臨時的任用職員等	約160人	1		720.0 m <sup>2</sup>
	小計	約1,100人			8,374.5 m <sup>2</sup>
倉庫	事務室の13%			1,088.6 m <sup>2</sup>	
会議室、便所、その他諸室	職員数×7 m <sup>2</sup>			7,700.0 m <sup>2</sup>	
玄関、廊下、通路等	上記合計面積の40%			6,865.2 m <sup>2</sup>	
議事堂（議場、委員会室等）	議員定数×35 m <sup>2</sup>			980.0 m <sup>2</sup>	
合計				25,008.3 m <sup>2</sup>	

(4) 新庁舎の規模

	(1)の規模	(2)の規模	(3)の規模	想定規模
延べ床面積	20,838 m <sup>2</sup>	22,761 m <sup>2</sup>	25,008 m <sup>2</sup>	21,000 m <sup>2</sup>

(5) 建築面積

ア 新庁舎の想定建築面積

ワンストップ行政サービス<sup>38</sup>の実現のため、ワンフロアに配置することが望ましい部署の現在の延べ床面積を考慮し、新庁舎の想定建築面積は4,000 m<sup>2</sup>程度とします。

イ 新庁舎のワンフロアに配置することが望ましい部署と現在の延べ床面積

部 署		諸室面積 (共用部を除く)	床面積 (共用部を含む)
本庁舎1階	市民健康部、協働安全部、会計課	1,052 m <sup>2</sup>	1,415 m <sup>2</sup>
本庁舎2階	福祉部、市民健康部、こども未来部	380 m <sup>2</sup>	635 m <sup>2</sup>
第二庁舎1階	福祉部、こども未来部	442 m <sup>2</sup>	692 m <sup>2</sup>
第二庁舎2階	福祉部	467 m <sup>2</sup>	689 m <sup>2</sup>
第二庁舎3階	こども未来部	234 m <sup>2</sup>	345 m <sup>2</sup>
計		2,575 m <sup>2</sup>	3,776 m <sup>2</sup> ※

※ 本庁舎と第二庁舎が統合されワンフロアの面積が大きくなることにより、共用部の削減を見込むことができます。

<sup>37</sup> P44 参照

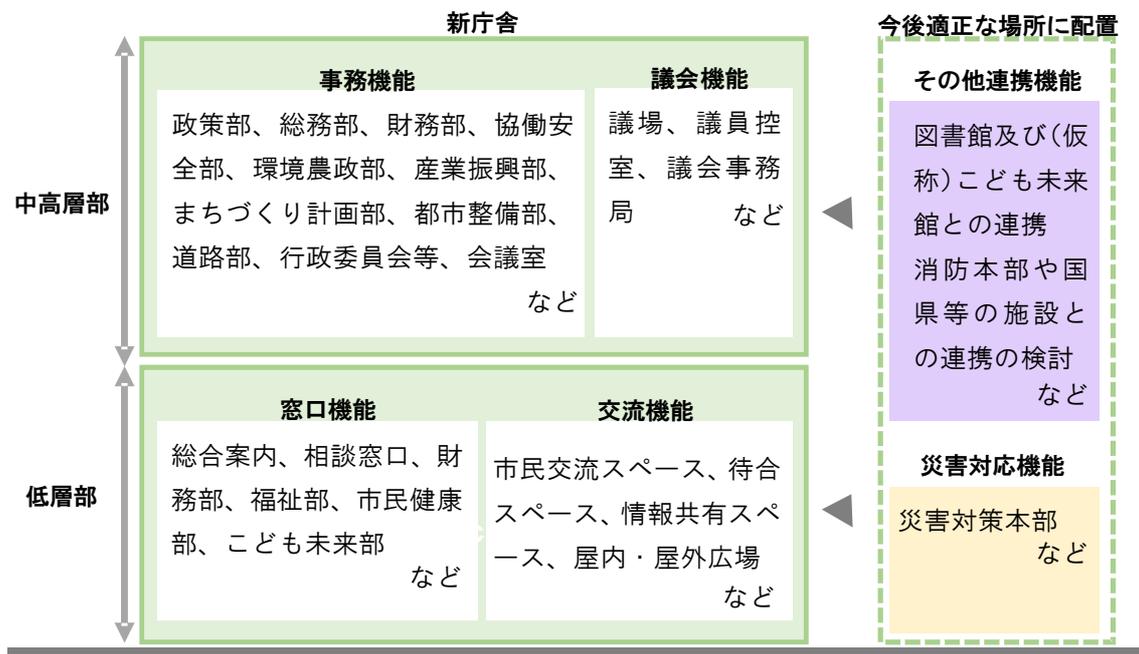
<sup>38</sup> P18 参照

**(新庁舎の規模)**

- ① 現庁舎の機能を継承する部分の延べ床面積については、21,000㎡を基準とします。
- ② 新たに追加し、又は強化する部分の延べ床面積については、今後検討するものとします。
- ③ 建築面積は、4,000㎡程度とします。

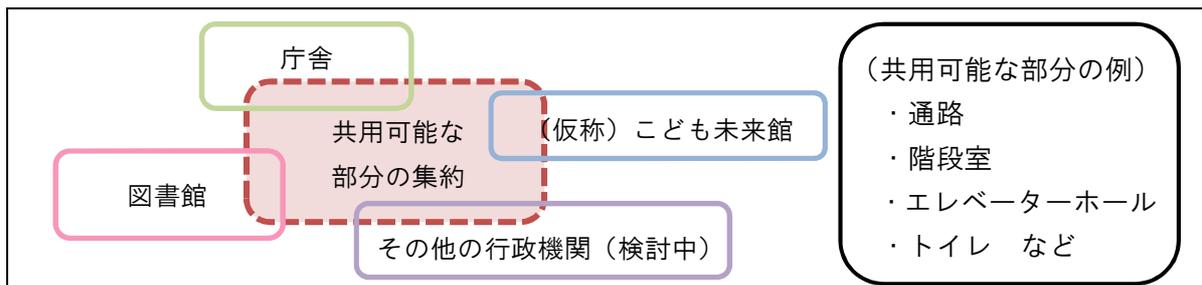
## 2 配置部署の構成

庁舎の配置部署の構成は、次のとおり低層部と中高層部に分類します。



## 3 他施設との複合によるコンパクト化の推進

前述の基本方針において、庁舎は、図書館及び(仮称)こども未来館等との複合施設として整備するだけでなく、その他の行政機関との一体整備を検討することとしています。庁舎以外の施設との複合化に際しては、共用部分を可能な限り集約化することを目指します。



## 4 耐震安全性の目標

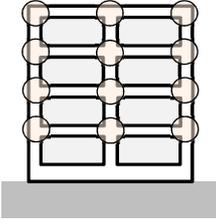
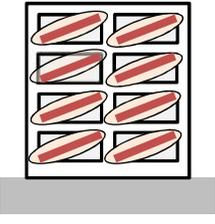
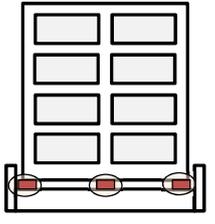
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25(2013)年版）」では、官庁施設の耐震安全性の目標について、次のように分類しています。

新庁舎は地震時においても機能が十分に発揮されるよう、構造体は「Ⅰ類」を、建築非構造部材は「A類」を、建築設備は「甲類」を適用することとし、耐震安全性を確保します。

部位	分類	重要度 係数	耐震安全性の目標	用途
構造体	Ⅰ類	1.5	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	庁舎、拠点病院など
	Ⅱ類	1.25	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	学校
	Ⅲ類	1.0	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	一般公共建築物など
建築非構造部材	A類		大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	
	B類		大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	
建築設備	甲類		大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	
	乙類		大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	

## 5 建築構造の比較

一般耐震構造、制振構造、免震構造の架構<sup>39</sup>種別の比較を行ったものを次に示します。基本計画の策定段階で構造体を決定していくこととします。

	耐震構造	制振構造	免震構造
イメージ図 ○：エネルギー吸収箇所			
概要	構造物自体（柱・梁 <sup>はり</sup> 等）が地震に耐えられるような強度に造られており、地震で生じた揺れに耐えられるように設計された構造である。	建物に制振装置を組み込んで、主にこの制振装置が地震力を吸収する構造である。建物本体には軽微な損傷を生じる可能性はある。	構造物の基礎下に免震装置（免震ゴム等）を設置し、建物に入ってくる地震力を低減する。
大地震時の揺れ方	小刻みに激しく揺れる。揺れの大きさは上階ほど大きい。	揺れ方は耐震構造と同じだが、揺れの大きさは耐震構造より小さい。	建物全体が大きくゆっくりと揺れるので揺れの激しさは小さい。
機能維持	確実な移動・転倒防止対策等により機能維持	確実な移動・転倒防止対策等により機能維持	移動・転倒防止対策なしでも機能維持
建物修復	部材が塑性化 <sup>40</sup> してしまうと、修復は難しい。	制振部材の交換などに軽微な補修	構造躯体の補修はほとんどない。
敷地条件	特になし	特になし	建物周辺にスペースが必要
設備計画	通常の計画	通常の計画	配管変位追従スペース <sup>41</sup> が必要
維持管理	不要である。	ほとんど必要ないが、大地震後の臨時点検が必要である。	5年程度の間隔の定期点検及び大地震後の臨時点検が必要である。
工事費用	標準	耐震構造よりやや高い。	制振構造よりやや高い。
工期	標準	耐震構造と同等	耐震構造より長くなる見込み。

<sup>39</sup> 柱と梁で床や屋根などを支える構造のこと。

<sup>40</sup> 部材に生じる変形が限界を超え、変形圧力を除いた後も変形が残る状態に移ること。

<sup>41</sup> 地震の揺れにより生じる免震装置の変位に配管が対応するためのスペースのこと。

## 第5章 新庁舎の駐車場の規模、周辺整備

## 1 駐車場の規模

平成 29(2017)年 7 月に実施した「新庁舎建設に関する市民アンケート」では、庁舎への交通手段は、自家用車が最も多いことから、現在の駐車場規模を参考に、新庁舎に必要な駐車場の規模は、来庁者用及び公用を合わせて 280 台としますが、駐車場整備に当たっては、既存の民間駐車場の活用についても併せて検討し、新庁舎の規模、機能等を勘案した上で、必要な駐車台数を充足できる方法を検討するものとしします。

また、基本計画の策定段階において、庁舎以外の駐車場の規模を検討するものとしします。

### (1) 現庁舎における駐車場の規模と必要台数

		駐車可能台数 (障がい者用を含む。)	利用台数/日	必要台数
来 庁 者 用	本庁舎西側	79	約 800	90※1
	中央公園地下	500	約 90	10※1
	小計	579	895	100
公 務 、 議 会 、 報 道 公 用	本庁舎南側	66	66	70
	本庁舎東側	11	11	15
	第二庁舎東側	30	28	30
	ハローワーク西側	72	61	65
	小計	179	166	180
合計		758	1,061	280※2

※1 現在の利用状況から算出しています。

※2 2-2地区は、駐車場整備地区に該当することから、敷地内又は建築物内に駐車場の設置が必要となります。厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例による設置義務台数は、21,000㎡に対して63台となります。

## 2 周辺整備

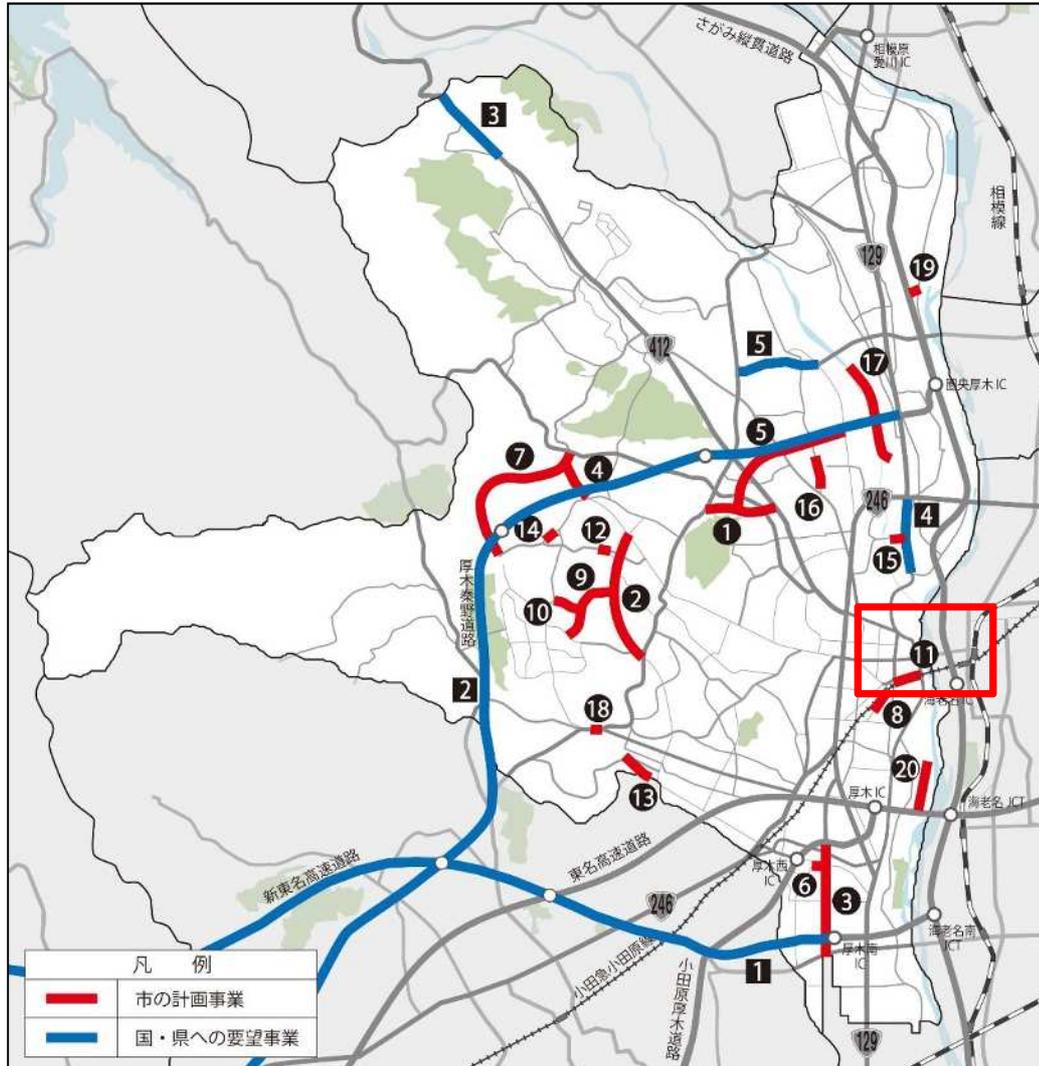
周辺交通については、前述のとおり、2-2地区に庁舎を含めた複合施設を整備した場合の開発交通量を試算したところ、現在の交通体系であっても、交通の処理に問題はない結果となっていますが、点ではなく面として、スムーズな交通動線や周辺商業施設への回遊性を確保するため、第8次厚木市道路整備三箇年計画の重点プロジェクトに位置付けている「中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業」を着実に実施することにより、公共交通の拠点である厚木バスセンターの機能向上や、周辺交通の更なる円滑化を図ります。

(1) 周辺環境の整備計画

(第8次厚木市道路整備三箇年計画(平成30(2018)年3月)抜粋1)整備計画箇所

位置図

■都市計画道路等の整備計画箇所



<第8次計画事業>

No.	事業(路線)名	No.	事業(路線)名
①	3・3・4 上今泉岡津古久線	⑪	3・6・1 中町北停車場線
②	3・3・5 厚木環状3号線	⑫	1-14 簗谷上古沢線
③	3・4・8 本厚木下津古久線	⑬	1-21 赤坂津古久環状線
④	3・4・10 尼寺原幹線	⑭	2-26 四辻上古沢線
⑤	3・4・11 厚木環状2号線	⑮	2-28 金田妻田線
⑥	3・4・12 酒井長谷線	⑯	2-30 白根才戸線
⑦	3・4・17 船子飯山線	⑰	C-15 中津川左岸堤防道路(2期分)
⑧	3・5・2 厚木停車場旭町線	⑱	F-335 (仮称)小野宮の脇線
⑨	3・5・9 下古沢森の里青山線	⑲	(仮称)厚木PAマートイターフェイス整備
⑩	3・5・10 森の里下古沢線	⑳	相模川右岸堤防道路

<国・県要望事業>

No.	事業(路線)名	No.	事業(路線)名
①	新東名高速道路(厚木南IC~県境)	④	3・3・1 平塚相模原線(県道601号)
②	厚木秦野道路(国道246号バイパス)	⑤	3・3・6 座間荻野線(県道42号)
③	国道412号(歩道の整備)		

(第8次厚木市道路整備三箇年計画(平成30(2018)年3月)抜粋2)整備内容

■都市計画道路等の整備(その2)

No	事業名	事業種別	延長(m)	事業実施による効果	期待される効果	第8次三箇年計画		
						2018(H30)年度	2019年度	2020年度
8	3・5・2 厚木停車場旭町線 (泉町)	事業者 施行	(面積) 4,270 m <sup>2</sup>	本厚木駅南口地区市街地再開発事業の進捗に合わせ、本厚木駅南口広場約0.4haの拡充整備を進め、安全・快適な歩行環境の向上と交通結節点の機能強化を図ります。	安全性 向上	■		
9	3・5・9 下古沢森の里青山線 (土地区画整理事業施行 地区内)	事業者 施行	960	土地区画整理事業により、地区内の基盤整備として都市計画道路を整備することで産業用地への企業誘致の促進と地域経済の活性化を図るほか、道路ネットワークの充実に図ります。	経済 活性化	■→		
10	3・5・10 森の里下古沢線 (土地区画整理事業施行 地区内)	事業者 施行	320	土地区画整理事業により、地区内の基盤整備として都市計画道路を整備することで産業用地への企業誘致の促進と地域経済の活性化を図るほか、道路ネットワークの充実に図ります。	経済 活性化	■→		
11	3・6・1 中町北停車場線 (中町1丁目~厚木町)	継続	160	中町第2-2地区の整備事業の進捗に合わせ、面的整備が行われるエリアに接する区間の整備を進め、厚木バスセンターを含めた駅周辺の交通の円滑化を図ります。また、全線完成後は県道602号本厚木停車場と県道601号酒井金田を結ぶ機能も担います。	渋滞 解消	■→		
12	1-14 旗谷上古沢線 (下古沢)	継続	80	厚木市斎場のアクセス道路である本路線の未改良部分について、歩道の設置など拡幅改良を実施し、安全な地域交通環境を確保します。	安全性 向上	■		
13	1-21 赤坂津古久環状線 (小野)	継続	180	地元企業の通勤・通学路線である本路線は、特に朝夕の通勤時間帯に車両と歩行者の通行が輻輳している現状から車道及び歩道の道路改良を実施し、安全な地域交通環境を確保します。	安全性 向上	■		
14	2-26 四辻上古沢線 (上古沢)	新規	70	道路法面の崩落に伴う、暫定の崩落防護措置済みの本路線について、恒久的な防護措置を実施し、安全な地域交通環境を確保します。	安全性 向上	■		

※表中の青線は第8次三箇年計画内で完了予定の事業。青線の矢印は、2020年度以降も継続する事業。

※ ■ の網掛けは、第7次五箇年計画からの継続事業。

(第8次厚木市道路整備三箇年計画(平成30(2018)年3月)抜粋3)重点プロジェクト

Pickup

■新たなアクセス道路の整備 重点プロジェクト①

中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業

中町第2-2地区の整備に合わせ周辺アクセス道路の整備が不可欠です。本整備計画はバスの円滑な通行や歩行者・自転車の交通動線を確保し、新たな交通需要にも対応できる新設道路も含め、周辺アクセス道路の整備計画を提案するものです。今後、事業担当課と協議し、地区周辺道路網の拡充を図ります。

期待される効果

交通  
円滑化

歩行  
空間  
整備



厚木バスセンター入口



総合福祉センター入口交差点



中町立休駐車場地先



本厚木東口交差点



市道A-5



中町北停車場線東方面



## 第6章 新庁舎の整備手法、費用・財源、スケジュール

## 1 整備手法

整備手法については、新庁舎を含めた2-2地区複合施設として検討します。主なものとして、「従来型手法（個別発注方式）」、「E C I手法（設計段階から施工者が関与する方式）」、「DB手法（設計・施工一括発注方式）」、「P F I<sup>42</sup>手法」などが想定されます。

整備手法の決定に当たっては、①できるだけ早期に整備できること、②適正かつ効果的にライフサイクルコスト<sup>43</sup>を縮減できること、③事業者選定の透明性や客観性が確保できることを考え方の基本として、あらゆる手法の検討を行い、総合的に最も効果が高い手法を選定するものとします。

なお、本市においては、「厚木市P P P<sup>44</sup>／P F I手法導入の優先的検討に関する要綱（平成29(2017)年4月制定）」に基づき、P F I手法による整備手法を含めて検討するものとします。

### (1) 整備手法の比較検討

	従来型手法	E C I手法	D B手法	P F I手法
概 要	基本設計、実施設計、施工、維持管理をそれぞれ個別に発注する手法	設計段階から施工者が関与し、設計業務への技術協力をする手法	設計と施工を一括して発注する手法	民間事業者（S P C）が調達する資金で設計、施工を行い、その後の維持管理、運営も併せて発注する手法
計画から工事発注までの業務	① 基本計画 ② 基本設計 ③ 実施設計 ④ 工事	① 基本計画 ② 基本設計 ③ 実施設計・施工者技術協力 ④ 工事 ※ 従来型手法と比較して、事業者の決定期間が長くなる場合があります。	① 基本計画 ② 基本設計・実施設計・工事 ※ 従来型手法と比較して、事業者の決定期間が長くなる場合があります。	① 基本計画 ② 事業者選定業務（14～18カ月程度） ③ 基本設計・実施設計・工事 ※ 従来型手法と比較して、事業者の決定期間が長くなります。
財政負担の平準化	一般財源負担分が特定の期間に集中します。 起債部分(75%)は、30年程度にわたり平準化が可能となります。	従来型手法と同様	従来型手法と同様	一般財源負担分が発生しません。 過去の事例から10～20年程度にわたり平準化が可能となります。

<sup>42</sup> 民間資金を活用した社会資本整備のこと。

<sup>43</sup> P41 参照

<sup>44</sup> 官民のパートナーシップ。国や地方自治体が提供してきた公共サービスに民間の資金や技術、ノウハウを取り入れること。P F IはP P Pの代表的な手法の一つ。

		従来型手法	E C I手法	D B手法	P F I <sup>45</sup> 手法
従来型手法との費用比較	建設	—	施工者の技術協力のもと設計ができるため、費用縮減効果の期待が高くなります。	事業者の知識・技術を反映した設計ができるため、費用縮減効果の期待が高くなります。	事業者の知識・技術を反映した設計ができるため、費用縮減効果の期待が高くなります。
	施設の維持管理	—	—	—	維持管理の想定を反映した設計ができるため、費用縮減効果の期待が高くなります。
	運営	—	—	—	長期の包括的運営が可能のため、費用縮減効果の期待が高くなります。
メリット		段階ごとに仕様を定め発注するため、求める性能を確保しやすくなります。 維持管理、運営が別途発注となるため、環境変化に対する長期リスクに対応しやすくなります。	施工者の技術支援を受けながら、設計業務が行われるため、設計から施工への移行が円滑に進みやすくなります。 維持管理、運営が別途発注となるため、環境変化に対する長期リスクに対応しやすくなります。	設計・施工を同時に発注するため、事業者決定後は、比較的早期の施設整備が可能となります。 維持管理、運営が別途発注となるため、環境変化に対する長期リスクに対応しやすくなります。	施設整備後の維持管理や運営まで、民間事業者の創意工夫をいかすことが期待できます。
デメリット		段階ごとに仕様を定め発注するため、一体的な費用縮減効果への期待が低くなります。 維持管理までを想定した設計をするための工夫が必要となります。	設計段階での設計者と施工者との調整を発注者が行う必要があります。 設計時に維持管理までを想定した設計をするための工夫が必要となります。	事業者の決定期間が長くなる場合があります。 施設の仕様が事業者任せられる部分が大きくなるため、求める性能を確保するための工夫が必要となります。 維持管理までを想定した設計をするための工夫が必要となります。	P F I導入可能性調査が義務付けられるため、事業者の決定期間が長くなります。 施設の仕様が事業者任せられるため、求める性能を確保するための工夫が必要となります。 長期契約のため、画一的な事業運営となり、予測できない環境変化への対応が困難となる可能性があります。 起債よりも金利が高い民間資金を活用するため、相対的に費用縮減効果が低くなる可能性があります。

<sup>45</sup> P56 参照

## 2 整備費用と財源

### (1) 整備費用

本体建築工事費用については、整備手法を従来型手法とし、近隣自治体の実績を参考に、新庁舎の延べ床面積を 21,000 m<sup>2</sup>、1 m<sup>2</sup>当たりの建設費用を 48 万円と仮定した場合、次のとおりとなります。

しかし、今後検討する規模や整備手法により、整備費用は変更になる可能性があります。

また、本体建築工事費用以外に見込まれるその他の費用については、基本計画の策定段階において検討するものとします。

なお、新庁舎の整備に当たっては、市民サービスの低下を招くことのないよう、本市の財政負担を可能な限り低減させることを基本とします。

ア 設計費用	約 3 億円
イ 本体建築工事費用 (21,000 m <sup>2</sup> 想定)	約 100 億円
ウ 駐車場整備費用	今後、詳細を検討
エ 外構工事、周辺整備費用	
オ 現本庁舎解体工事費用	
カ 什器整備費用、移転費用 ほか	

### (2) 財源

#### ア 庁舎建設等基金の活用

庁舎の建設又は改修に必要な経費を積み立て、将来世代にわたる財政負担の平準化を図るため、平成 5(1993)年度から設置している庁舎建設等基金を積極的に活用していくものとします。

また、①一般財源の負担をできるだけ抑えること、②建設費用の変動が考えられること、③本体建築工事費用以外の設計、外構工事、周辺整備等にも必要な費用が生じること、④他市の基金の活用状況においては、総事業費に対して少なくとも 20%は基金を充当していることを考慮すると、現段階では、25～30 億円程度の基金の積立てが必要になると考えられます。今後についても、財政状況を考慮しながら、更なる基金の積立てに積極的に努めるものとします。

平成 29(2017)年度末基金残高	約 22.8 億円
--------------------	-----------

#### イ 地方債の活用

基金同様、将来世代にわたる財政負担の平準化を図るため、地方債を活用していくものとします。地方債の活用にあたっては、防災対策事業や公共施設等適正管理推進事業など、本市の財政状況に最も適した地方債を活用します。

#### ウ 補助金等の活用

本市の場合、新庁舎整備にあたっては、現行の国県等の助成制度の利用は見込めないものの、本市の財政負担を可能な限り低減させるため、活用できる助成制度の有無について、引き続き研究するものとします。

### 3 整備スケジュール（目標）

現段階の整備スケジュールでは、従来型手法により整備した場合、2024～25年度の竣工を目指すものとしませんが、今後の整備手法、設計や工事の進捗状況等により、変更になる可能性があります。

なお、整備スケジュールについては、市民の皆様の御理解をいただきながら、慎重に検討していきます。

平成30(2018)年度	基本構想の策定 基本計画の策定 国県等の施設との意見調整
2019年度	各種設計準備、各種関係法令手続 など 権利者との意見調整 国県等の施設との一体整備の合意形成
2020年度	基本設計（約1年）
2021年度	実施設計（約1年）
2022年度	新庁舎本体工事着手（約2.5年～）
2024～25年度	新庁舎本体工事完了 移転作業 供用開始

	平成30 (2018) 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
基本計画 <sup>46</sup>	→							
設計準備		→						
基本設計 <sup>47</sup>			→					
実施設計 <sup>48</sup>				→				
建設工事					→	→	→	
供用開始								→

<sup>46</sup> 基本構想に基づき、将来を展望した新庁舎の機能や役割に対して、設計の前提となる基本的な考え方を整理したもの（規模、機能、概算事業費、整備スケジュールなど）

<sup>47</sup> 基本計画に基づき、建物の配置、庁舎として有すべき機能や性能、仕様、概算工事費、工事工程等をまとめたもので、実施設計の前段となるもの

<sup>48</sup> 基本設計に基づいた詳細な設計として、工事を実施するために図面の作成及び工事費の積算を行うもの



## 第7章 その他検討事項

## 1 消防本部との一体整備

### (1) 消防本部・消防署本署の現状

消防本部（消防総務課、警防課、指令課、予防課及び救急救命課）・消防署本署は、昭和47(1972)年に竣工しました。平成12(2000)年度に耐震補強工事を実施し、耐震性は確保されていますが、本庁舎同様、老朽化や狭あい化の課題を抱えています。

本市の消防・防災の拠点施設としての機能を常に維持していくために、厚木市公共施設最適化基本計画等の関連計画を踏まえながら、移転を含めて早期の建て替えを検討する必要があります。

ア 所在地	寿町3丁目4番10号
イ 竣工年月	昭和47(1972)年7月
ウ 構造種別	鉄筋コンクリート造
エ 階数	地上3階、地下1階 訓練塔3階
オ 敷地面積	2,248.23 m <sup>2</sup>
カ 建築面積	793.80 m <sup>2</sup>
キ 延べ床面積	2,070.18 m <sup>2</sup>
ク 容積率	92.1%
ケ 用途地域 (法定建ぺい率/法定容積率)	第一種住居地域 (60%/200%)

### (2) 庁舎と消防本部の一体整備について

新庁舎整備の基本理念及び基本方針を踏まえ、市民の皆様の生命と財産を守る災害時の中枢拠点として万全の役割を果たすため、庁舎と消防本部との一体整備を検討する必要があります。また、近年の庁舎整備事例では、庁舎の災害対応機能の強化を図るため、消防本部と庁舎の一体整備を進める事例が多くなっています。

消防本部と庁舎の一体整備については、本市の防災・消防力の総合的な強化を図るため、消防本部と庁舎のあるべき姿を考慮した上で、総合的に検討するものとします。

#### ア 庁舎と一体整備することによる効果

メリット	災害時の中枢拠点である災害対策本部との速やかな情報共有が可能となり、災害対応に最も重要となる的確な初動体制を確保することができます。
デメリット	消防署本署との連携性に課題が生じます。

#### イ 近隣自治体における庁舎と消防機能の関係

平塚市	消防本部は、庁舎と同一建物内に配置 消防署本署は、庁舎敷地内の消防庁舎に配置
藤沢市	消防本部は、庁舎敷地内の別の建築物に配置 消防署本署は、隣接地ではない庁舎敷地外に配置
茅ヶ崎市	消防本部は、庁舎と同一建物内に配置 消防署本署は、隣接地ではない庁舎敷地外に配置

## 2 国県等の施設との一体整備

### (1) 本厚木駅周辺の国県等の施設の配置状況

本厚木駅周辺には、県施設である厚木合同庁舎及び厚木南合同庁舎や、国施設である厚木税務署、ハローワーク厚木などが立地しています。これら施設の中には、更新時期が近づいている施設もあることから、本市の庁舎同様に建て替えが見込まれています。



	種別	施設名	所在地	築年数	延べ床面積 (㎡)
1	県	厚木合同庁舎	水引 2-3-1	52	7,548
		(厚木保健福祉事務所別館)		50	1,398
		(厚木児童相談所)		46	1,447
2	県	厚木警察署		—	—
3	県	厚木南合同庁舎	田村町 2-28	45	7,143
4	県	パスポートセンター県央支所	中町 1-5-10	37	398
5	国	厚木税務署	水引 1-10-7	46	2,435
6	国※	厚木年金事務所	栄町 1-10-3	32	963
7	国	ハローワーク厚木 (厚木公共職業安定所)	寿町 3-7-10	42	862
8	国	厚木労働基準監督署	中町 3-2-6	29	468
9	国	厚木簡易裁判所	寿町 3-5-3	25	619
10	国	横浜国道事務所厚木出張所	恩名 1-6-50	—	—
11	国	厚木法務総合庁舎 (法務局)	寿町 3-5-1	24	2,319

※ 厚木年金事務所については国施設に準ずる施設として掲載

(2) 庁舎と国県等の施設の一体整備について

新庁舎の基本理念及び基本方針を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワーク<sup>49</sup>のまちづくりを考慮し、公共交通機関や庁舎以外の行政機関との連携性をできる限り高めるため、庁舎と国県等の施設との一体整備を検討する必要があります。

厚木市公共施設最適化基本計画においても、公共建築物の更新の検討を行う際には、国県等の施設との複合化について、積極的に検討を行う方針を掲げています。また、国が策定した「国有財産レポート」においても、国と地方公共団体が連携し、国公有財産の最適利用を図る方針が示されています。

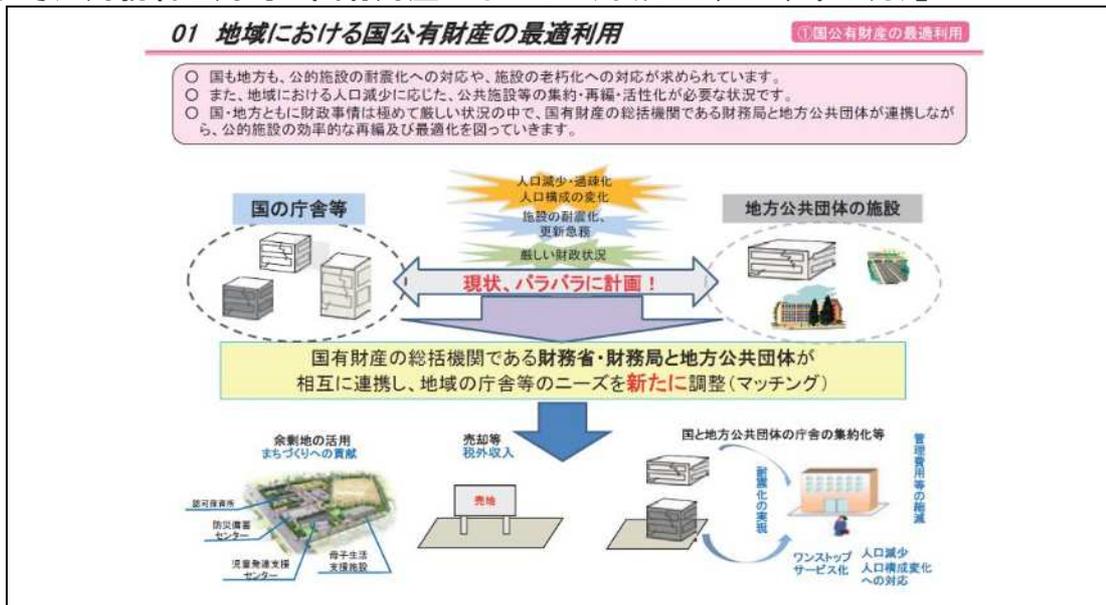
ア 庁舎と一体整備することによる効果

メリット	コンパクト・プラス・ネットワーク <sup>50</sup> の形成、ワンストップ行政サービス <sup>51</sup> の拡大、利用者の利便性向上、整備費用の負担軽減 など
デメリット	異なる行政機関を同一建物に配置することにより、庁舎管理に工夫が必要となる可能性があります。

イ 近隣自治体における庁舎と国県等の施設の関係

平塚市	税務署との一体整備がなされています。 庁舎敷地に隣接して、ハローワーク、労働基準監督署が立地しています。
藤沢市	国県等の施設との一体整備はありません。 庁舎敷地に隣接して、ハローワーク、税務署、検察庁が立地しています。
茅ヶ崎市	国県等の施設との一体整備はありません。

(参考) 財務省理財局「国有財産レポート（平成 29(2017)年 8 月）」



<sup>49</sup> P31 参照

<sup>50</sup> P31 参照

<sup>51</sup> P18 参照

### 3 現在地等の跡地利用

厚木市公共施設最適化基本計画では、複合化等の統廃合により生じる余剰地は、原則として売却することとしているため、現在地及びハローワーク西側公用車駐車場（以下「現在地等」という。）についても同様の検討をする必要があります。

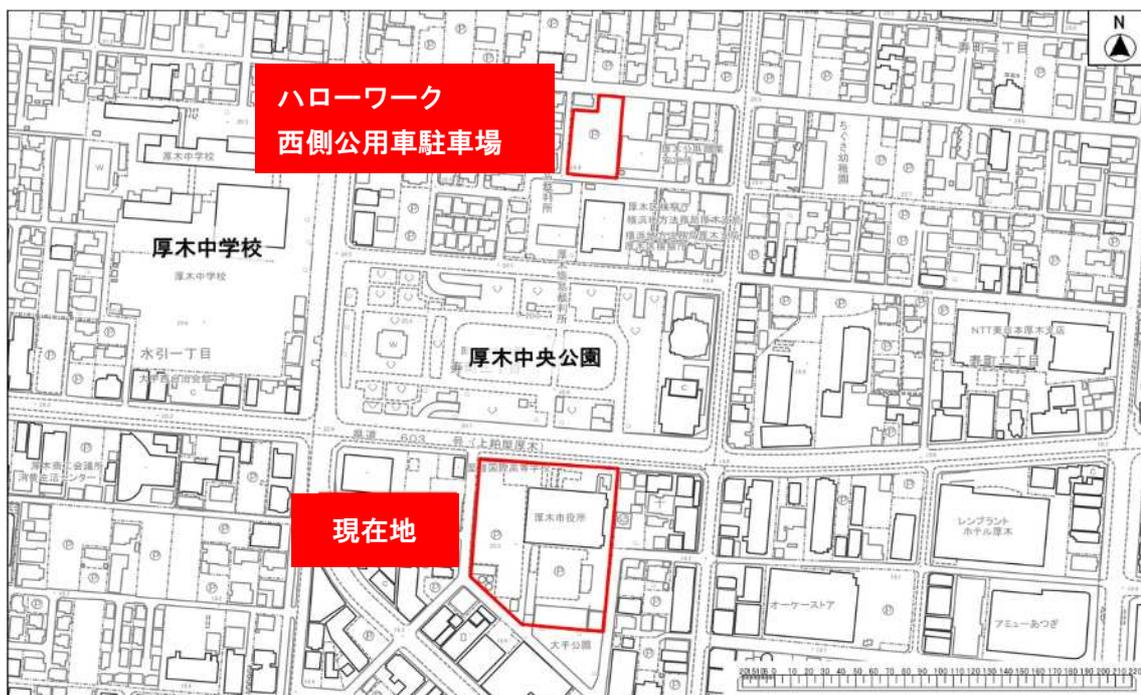
しかし、現在地等は、中心市街地の一団の市有地として様々な利用方法が考えられることから、本市のまちづくりの課題解決を図るため、既存の公共建築物や新たな施設との統廃合による移転先の候補地としての活用だけでなく、歩行者の回遊性向上やまちづくり全体を点ではなく面として捉えた跡地利用についても併せて検討するものとします。

#### (1) 現在地の概要

ア 所在地	中町3丁目17番17号
イ 敷地面積	8,684.30 m <sup>2</sup>
ウ 用途地域 (法定建ぺい率/法定容積率)	商業地域 (80%/500%)

#### (2) ハローワーク西側公用車駐車場

ア 所在地	寿町3丁目401番
イ 敷地面積	1,449.22 m <sup>2</sup>
ウ 用途地域 (法定建ぺい率/法定容積率)	第一種住居地域 (60%/200%)



## 4 基本計画における検討事項

### (1) 2-2地区複合施設整備基本計画の策定

新庁舎整備に関する基本計画は、引き続き、パブリックコメントの実施を始め、市民の皆様や職員の意見をできるだけ反映させながら、策定します。

新庁舎整備に関する基本計画は、図書館、(仮称)こども未来館及びその他施設からなる複合施設と整合した計画内容とするため、2-2地区複合施設の基本計画として策定します。

### (2) 基本計画において検討する事項(案)

- ア 規模
- イ 整備手法
- ウ 概算事業費
- エ 整備スケジュール
- オ 災害対応機能、交流機能等の概要
- カ 消防本部との一体整備
- キ 国県等の施設との一体整備
- ク 現在地等の跡地利用
- ケ 2-2地区全体の整備計画及び回遊性向上に資する仕組みの検討 ほか

資料編

## 1 庁舎の整備に関する検討経過

年 月	内 容	
平成3(1991)年	4月	庁舎建設協議会（庁外組織）を設置 →庁舎の分散化や狭あい化という課題に対応するため設置
平成5(1993)年	4月	庁舎建設等基金条例を施行
平成10(1998)年	3月	庁舎建設協議会を解散 →厳しい財政状況から、新たな視点で改めて調査研究を行うため解散

平成12(2000)年	10月	庁舎新築・耐震改修検討協議会（庁外組織）を設置 →庁舎の新築及び耐震改修を検討するため設置
平成14(2002)年	1月	庁舎新築・耐震改修検討協議会が市長に答申 →耐震対策の実施、基金の積み立て、狭あい化の解消を答申
平成14(2002)年	3月	庁舎新築・耐震改修検討協議会を解散 →庁舎の免震改修工事が決定したため解散
平成15(2003)年	8月	免震改修工事着工
平成17(2005)年	1月	免震改修工事完了

平成24(2012)年	9月	公共施設最適化検討委員会（庁外組織）を設置 →今後の公共施設の在り方や再配置等についての検討組織を設置
平成27(2015)年	3月	第9次厚木市総合計画あつぎ元気プラン第2期基本計画を策定 →現庁舎等の老朽化に対応するための調査研究を位置付け 公共施設最適化基本計画を策定 →庁舎の建て替えについては、第二庁舎の在り方、民間活力導入、国県等の施設との合築等の検討を進めることを位置付け
		公共施設最適化検討委員会が提言書を提出 →庁舎再編は最重要課題。一刻も早い建て替えの検討が必要。 候補地は①現在地、②中央公園、③2-2地区
平成29(2017)年	7月	庁舎建設等検討委員会（庁外組織）を設置 →庁舎の建て替えの必要性、今後の在り方等についての検討組織を設置 庁舎建設に関する市民・自治会長・職員アンケートの実施
	8月	市議会が新庁舎建設特別委員会を設置 平成29年度各地区自治会連絡協議会との意見交換の実施
	5月	若い世代によるワークショップの開催（高校生等の部） 若い世代によるワークショップの開催（大学生等の部） 新庁舎整備に係る執務環境ヒアリング 庁舎建設等検討委員会が提言書を提出 →一刻も早い建て替えが必要。建設予定地は2-2地区がふさわしい。 市議会新庁舎建設特別委員会が要望書を提出 →建設予定地は、①現在地、②2-2地区を基軸に、より多くの意見を聴取し、慎重に検討すること。
平成30(2018)年	6月	子育て世代の皆様との意見交換会の実施
		新庁舎整備の基本的な考え方に係る意見交換会の実施
		新庁舎整備基本構想（素案）に対する職員意見の募集
		平成30年度各地区自治会連絡協議会との意見交換の実施
		新庁舎整備基本構想（案）に対するパブリックコメントの実施

## 2 新庁舎整備基本構想策定に向けた検討経過

### 2-1 市民の皆様との検討

#### (1) 庁舎建設等検討委員会【計7回】

開催日：平成29(2017)年7月7日、8月9日、11月6日、12月25日、  
平成30(2018)年3月15日、4月19日、5月21日

新庁舎整備に関する提言書の提出：平成30(2018)年5月29日

#### (2) 庁舎建設に関する市民アンケート

実施期間：平成29(2017)年7月21日～8月7日

対象：無作為抽出15歳以上の男女4,000人

回答数：1,335人（回答率33.4%）

#### (3) 平成29年度各地区自治会連絡協議会との意見交換

開催日：平成29(2017)年8月23日～9月28日

対象：15地区217自治会長

#### (4) 庁舎建設に関する自治会長アンケート

開催日：平成29(2017)年8月23日～9月29日

対象：15地区217自治会長

回答数：106人（回答率48.8%）

#### (5) 若い世代によるワークショップ（高校生の部）

開催日：平成30(2018)年5月13日

参加人数：24人

#### (6) 若い世代によるワークショップ（大学生等の部）

開催日：平成30(2018)年5月13日

参加人数：24人

#### (7) 子育て世代の皆様との意見交換会

開催日：平成30(2018)年6月14日

参加人数：22人

#### (8) 新庁舎整備の基本的な考え方に係る意見交換会

開催日：平成30(2018)年6月14日

参加人数：36人

#### (9) 平成30年度各地区自治会連絡協議会との意見交換

開催日：平成30(2018)年6月29日～7月27日

対象：15地区217自治会長

#### (10) 新庁舎整備基本構想（案）に対するパブリックコメント

実施期間：平成30(2018)年6月29日～7月31日

意見提出件数：36人・団体、98件

### 2-2 市議会との検討

#### (1) 新庁舎建設特別委員会等【理事者出席計6回】

開催日：平成29(2017)年9月15日、11月30日、平成30(2018)年1月11日、  
4月20日、5月7日、8月30日

新庁舎建設・整備に係る基本構想の策定に向けた要望書の提出：平成30(2018)年5月31日

## 2-3 国県等の行政機関との検討

- (1) 国等・関係施設との協議【平成 28(2016)年度以降 11 回】
- (2) 神奈川県・関係施設との協議【平成 28(2016)年度以降 15 回】

## 2-4 庁内における検討

- (1) 庁舎建設等庁内検討委員会（部長職）【計 7 回】  
開催日：平成 29(2017)年 7 月 13 日、10 月 31 日、11 月 20 日、  
平成 30(2018)年 4 月 18 日、5 月 25 日、6 月 15 日、8 月 8 日
- (2) 庁舎建設等庁内検討委員会幹事会（課長職）【計 7 回】  
開催日：平成 29(2017)年 7 月 12 日、10 月 27 日、11 月 20 日、  
平成 30(2018)年 4 月 17 日、5 月 24 日、6 月 14 日、8 月 6 日
- (3) 庁舎建設等庁内検討委員会検討会（担当）【計 7 回】  
開催日：平成 29(2017)年 7 月 11 日、10 月 25 日、10 月 30 日、  
平成 30(2018)年 5 月 13 日（2 回）、6 月 14 日、8 月 6 日
- (4) 庁舎建設に関する職員アンケート  
実施期間：平成 29(2017)年 7 月 21 日～8 月 7 日  
対象：全職員 1,584 人（医療職、県派遣、長期不在者を除く。）  
回答数：1,005 人（回答率 63.4%）
- (5) 新庁舎整備に係る執務環境ヒアリング  
実施期間：平成 30(2018)年 5 月 18 日～5 月 23 日  
対象課等：本庁舎、第二庁舎に配置されている 64 課等
- (6) 新庁舎整備基本構想（素案）に対する職員意見募集  
実施期間：平成 30(2018)年 6 月 21 日～6 月 27 日  
意見提出人数：30 人
- (7) 統括政策調整会議  
開催日：平成 30(2018)年 6 月 11 日（報告）、6 月 19 日、8 月 27 日
- (8) 経営会議  
開催日：平成 30(2018)年 6 月 19 日、6 月 28 日、8 月 28 日

## 3 庁舎建設に関するアンケート実施結果

### 3-1 調査目的

市民サービスの向上と持続可能なまちの実現に向けて、庁舎の在り方、機能及び建設場所について、広く市民の皆様や職員からの意見を聴くため、アンケート調査を実施する。

### 3-2 調査対象

#### (1) 市民アンケート

平成 29(2017)年 7 月 1 日現在の住民基本台帳人口から、無作為に抽出した 15 歳以上の男女 4,000 人（外国人を含む。）

#### (2) 自治会長アンケート

15 地区 217 自治会長

#### (3) 職員アンケート

全職員 1,584 人（医療職、県派遣、療休、産休、育休等長期不在者を除く。）

### 3-3 回答数

#### (1) 市民アンケート

1,335 人（回答率：33.4%）

#### (2) 自治会長アンケート

106 人（回答率：48.8%）

#### (3) 職員アンケート

1,005 人（回答率：63.4%）

### 3-4 調査期間

#### (1) 市民アンケート

平成 29(2017)年 7 月 21 日（金）～8 月 7 日（月）

#### (2) 自治会長アンケート

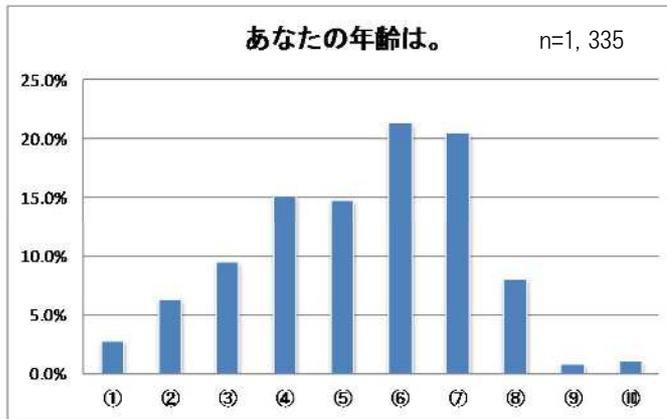
平成 29(2017)年 8 月 23 日（水）～9 月 29 日（金）

#### (3) 職員アンケート

平成 29(2017)年 7 月 21 日（金）～8 月 7 日（月）

## 3-5 市民アンケート調査結果

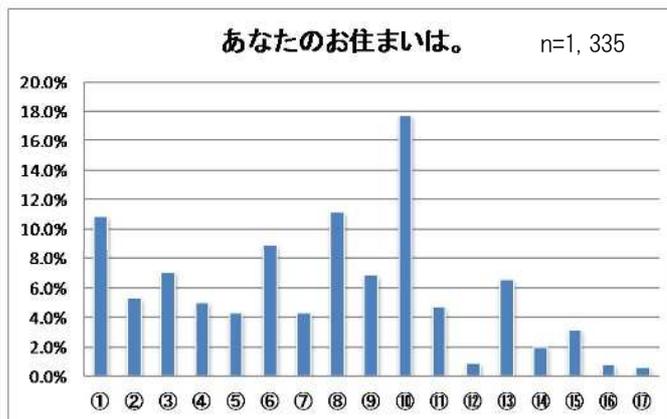
## あなたの年齢は。



## あなたの年齢は。

① 15～19歳	37	2.8%
② 20～29歳	84	6.3%
③ 30～39歳	126	9.4%
④ 40～49歳	201	15.1%
⑤ 50～59歳	197	14.8%
⑥ 60～69歳	285	21.3%
⑦ 70～79歳	274	20.5%
⑧ 80歳以上	107	8.0%
⑨ 答えたくない	10	0.7%
⑩ 無回答	14	1.0%
計	1,335	

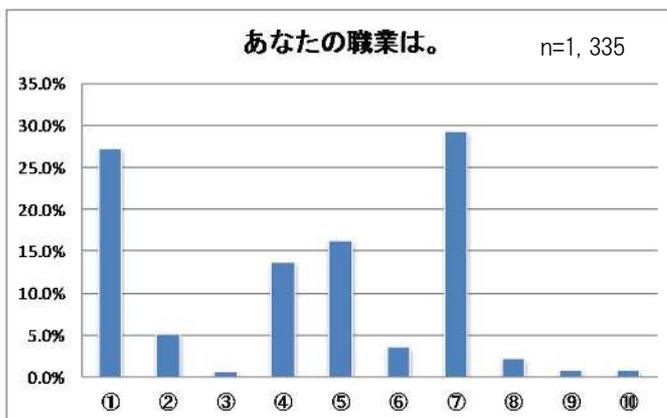
## あなたのお住まいは。



## あなたのお住まいは。

① 厚木北	145	10.9%
② 厚木南	70	5.2%
③ 依知北	94	7.0%
④ 依知南	67	5.0%
⑤ 睦合北	57	4.3%
⑥ 睦合南	119	8.9%
⑦ 睦合西	57	4.3%
⑧ 荻野	149	11.2%
⑨ 小鮎	92	6.9%
⑩ 南毛利	236	17.7%
⑪ 南毛利南	63	4.7%
⑫ 玉川	12	0.9%
⑬ 相川	87	6.5%
⑭ 緑ヶ丘	26	1.9%
⑮ 森の里	42	3.1%
⑯ 答えたくない	11	0.8%
⑰ 無回答	8	0.6%
計	1,335	

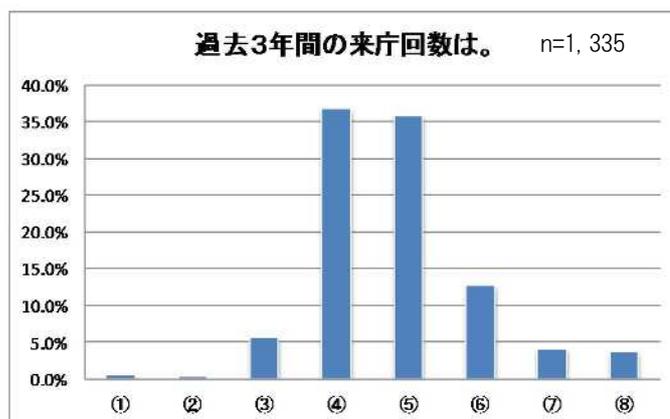
## あなたの職業は。



## あなたの職業は。

① 会社員・公務員	364	27.3%
② 自営業・経営者	69	5.2%
③ 農林業	9	0.7%
④ パート・アルバイトなど	182	13.6%
⑤ 専業主婦（主夫）	217	16.3%
⑥ 学生	49	3.7%
⑦ 無職	391	29.3%
⑧ その他	30	2.2%
⑨ 答えたくない	12	0.9%
⑩ 無回答	12	0.9%
計	1,335	

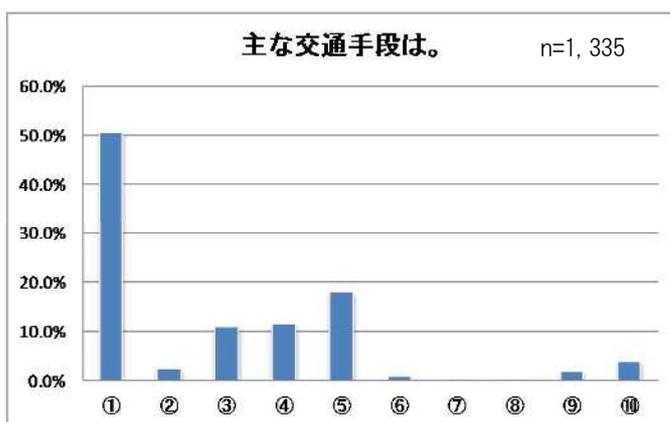
## 現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）への過去3年間の来庁回数は。



## 過去3年間の来庁回数は。

① ほぼ毎日	8	0.6%
② 週1回以上	6	0.4%
③ 月1回以上	77	5.8%
④ 年3～4回程度	492	36.9%
⑤ 年1回程度	478	35.8%
⑥ なし	171	12.8%
⑦ その他	54	4.0%
⑧ 無回答	49	3.7%
計	1,335	

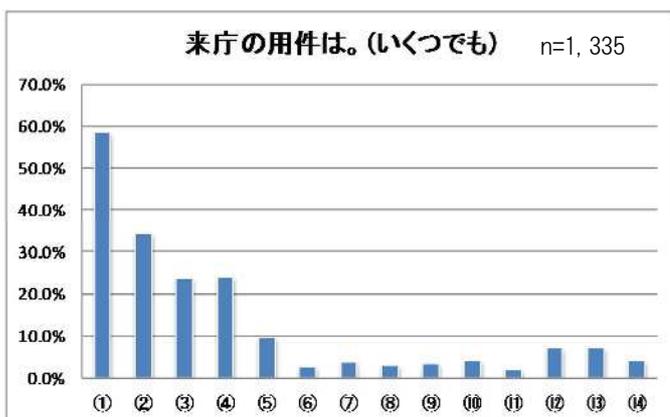
## 現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）への主な交通手段は。



## 主な交通手段は。

① 自家用車（送迎含む）	674	50.5%
② バイク	31	2.3%
③ 自転車	144	10.8%
④ 徒歩	154	11.5%
⑤ バス	240	18.0%
⑥ 電車	12	0.9%
⑦ タクシー	4	0.3%
⑧ その他	4	0.3%
⑨ なし	22	1.6%
⑩ 無回答	50	3.7%
計	1,335	

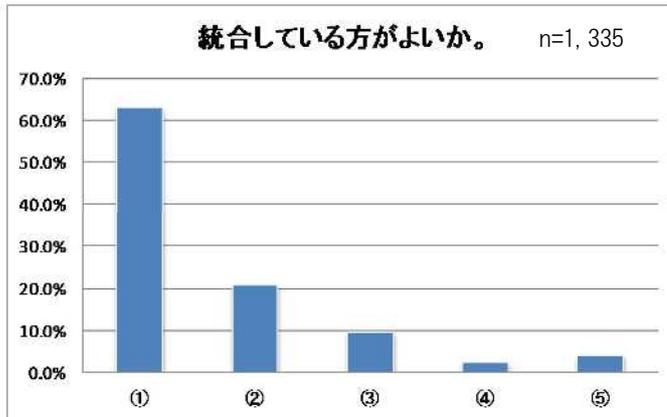
## 現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）への来庁の用件は。（当てはまるものすべて）



## 来庁の用件は。（いくつでも）

① 戸籍、住民票等	781	58.5%
② 年金、保険	456	34.2%
③ 税金	314	23.5%
④ 福祉	321	24.0%
⑤ こどもや教育	128	9.6%
⑥ 環境、農業、商工業、観光など	39	2.9%
⑦ 道路、下水、建築、市営住宅など	51	3.8%
⑧ 自治会、地域活動	41	3.1%
⑨ 市民相談	45	3.4%
⑩ 会議、説明会、打合せなど	56	4.2%
⑪ 議会の傍聴	28	2.1%
⑫ その他	97	7.3%
⑬ なし	94	7.0%
⑭ 無回答	55	4.1%
計	2,506	

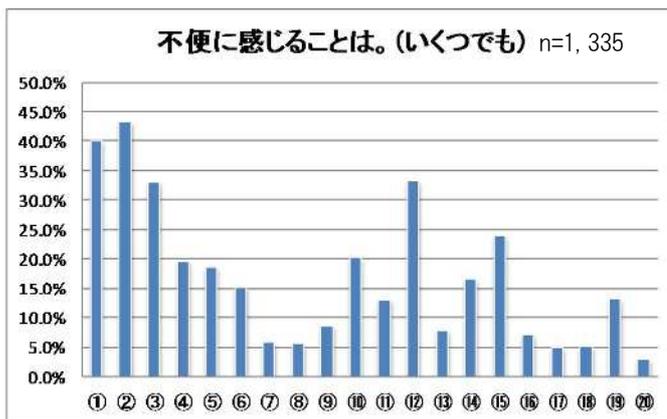
現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）は統合している方がよいと思いますか。



統合している方がよいか。

① できるだけ統合すべき	843	63.1%
② 建物が分かれていてもよい	277	20.7%
③ わからない	130	9.7%
④ その他	32	2.4%
⑤ 無回答	53	4.0%
計	1,335	

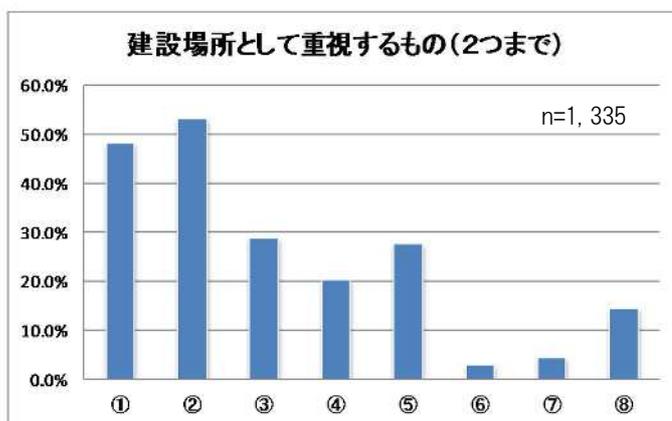
現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）を利用して、不便に感じることは。（当てはまるものすべて）



現在の庁舎の不便に感じることは。（いくつでも）

① 窓口が分散していること	534	40.0%
② 行きたい部署が分かりにくい	579	43.4%
③ 1つの窓口で用件が済まない	441	33.0%
④ 通路や待合スペースが狭い	260	19.5%
⑤ バリアフリーへの対応が十分でない	247	18.5%
⑥ 分かりやすい案内表示サインになっていない	202	15.1%
⑦ 乳幼児への配慮が十分でない	77	5.8%
⑧ ベビーカーでの移動が不自由	74	5.5%
⑨ 市民同士が交差できる場所がない（少ない）	115	8.6%
⑩ 休憩できる場所がない（少ない）	272	20.4%
⑪ 制服のフイバシ が十分に確保されていない	173	13.0%
⑫ 自家用車が利用しにくい	443	33.2%
⑬ エレベータの待ち時間が長い	105	7.9%
⑭ 照明が暗い、空調が弱い	223	16.7%
⑮ 本厚木駅やバスセンターから遠い	320	24.0%
⑯ 国や県の施設から遠い	95	7.1%
⑰ その他	65	4.9%
⑱ わからない	68	5.1%
⑲ 特にない	177	13.3%
⑳ 無回答	40	3.0%
計	4,510	

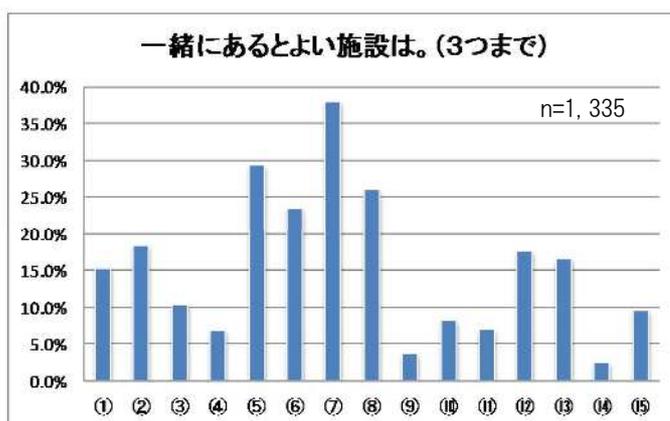
新たに庁舎を建て替える場合、「建設場所」として重視するものは。（重視する順に2つまで）



建設場所として重視するものは。（2つまで）

①	無駄な支出を抑えることができる場所	645	48.3%
②	公共交通機関で行きやすい場所	708	53.0%
③	交通渋滞を招かない場所	386	28.9%
④	地域の活性化に効果的な場所	270	20.2%
⑤	現在の市役所にできるだけ近い場所	369	27.6%
⑥	わからない	40	3.0%
⑦	その他	60	4.5%
⑧	無回答	192	14.4%
計		2,670	

新たに庁舎を建て替える場合、「一緒にあるとよい施設」は。（3つまでに○）



一緒にあるとよい施設は。（3つまで）

①	市民が使える会議室や交流施設	203	15.2%
②	市政情報等の発信・閲覧コーナー	246	18.4%
③	多目的ホール	138	10.3%
④	屋外イベントスペース	91	6.8%
⑤	レストラン、カフェ	392	29.4%
⑥	コンビニエンスストア、売店	313	23.4%
⑦	銀行、ATM	506	37.9%
⑧	郵便局	348	26.1%
⑨	病院、クリニック	51	3.8%
⑩	図書コーナー、図書館	111	8.3%
⑪	キッズコーナー、子どもが遊べる施設	95	7.1%
⑫	国や県を含めた他の公共施設	235	17.6%
⑬	市役所の庁舎だけでよい	221	16.6%
⑭	その他	33	2.5%
⑮	無回答	129	9.7%
計		3,112	

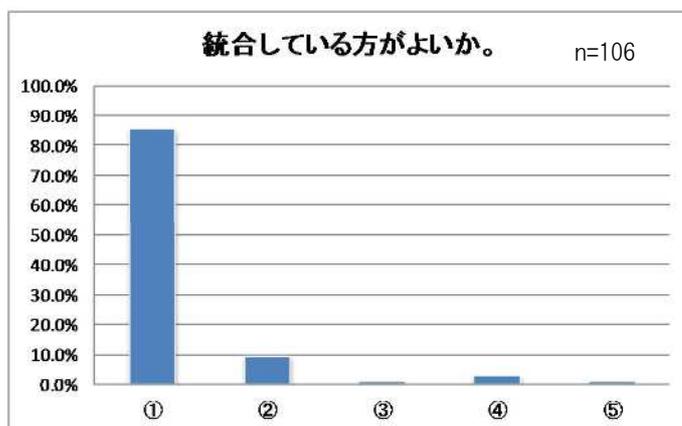
## 3-6 市民アンケート「建て替え場所として重視するもの」クロス集計

(略称の定義)	
・公共交通	：公共交通機関で行きやすい場所
・費用	：無駄な費用がかからない場所
・現在地	：現在の市役所にできるだけ近い場所
・厚木地区	：厚木北又は厚木南地区在住者
・近隣地区	：依知南、睦合南、南毛利又は相川地区在住者
・郊外地区	：厚木地区及び近隣地区を除いた地区の在住者

回答者属性		1位		2位	
全回答者	100.0%	公共交通	53.0%	費用	48.4%
年齢分類					
年齢 60 歳以上	49.9%	公共交通	55.8%	費用	49.6%
年齢 30-59 歳	39.3%	公共交通	50.8%	費用	50.4%
地区分類					
厚木地区	16.1%	公共交通 <sup>(1位)</sup>	47.4%	現在地 <sup>(1位)</sup>	47.4%
近隣地区	38.1%	公共交通	53.8%	費用	49.8%
郊外地区	44.3%	公共交通	55.0%	費用	48.6%
来庁手段分類					
車・バイク	52.8%	費用	51.8%	公共交通	48.6%
バス・電車・タクシー	19.2%	公共交通	74.6%	費用	41.4%
月 1 回以上来庁	6.8%	公共交通	58.2%	費用	40.6%
1 位が公共交通	32.9%	—	—	現在地	48.8%
1 位が費用	31.0%	—	—	公共交通	74.4%

## 3-7 自治会長アンケート調査結果

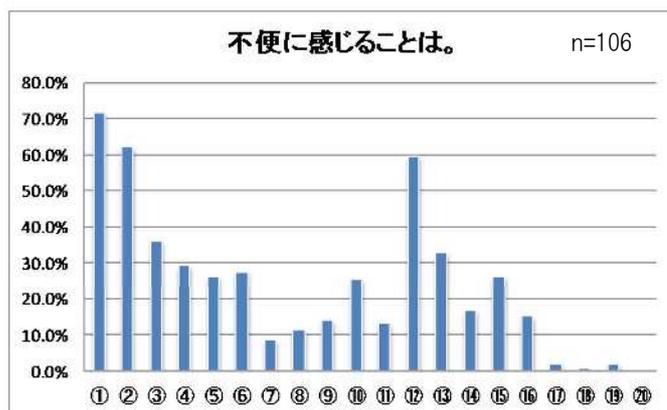
現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）は統合している方がよいと思いますか。（1つに○）



統合している方がよいか。

① できるだけ統合すべき	91	85.8%
② 建物が分かれていてもよい	10	9.4%
③ わからない	1	0.9%
④ その他	3	2.8%
⑤ 無回答	1	0.9%
計	106	

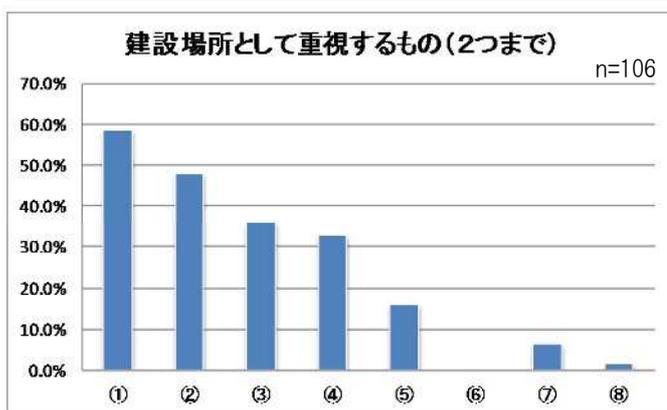
現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）を利用して、不便に感じることは。（全てに○）



現在の庁舎の不便に感じることは。

① 窓口が分散していること	76	71.7%
② 行きたい部署が分かりにくい	66	62.3%
③ 1つの窓口で用件が済まない	38	35.8%
④ 通路や待合スペースが狭い	31	29.2%
⑤ バリアフリーへの対応が十分でない	28	26.4%
⑥ 分かりやすい案内表示ラインになっていない	29	27.4%
⑦ 乳幼児への配慮が十分でない	9	8.5%
⑧ ベビー下での移動が不自由	12	11.3%
⑨ 市民同士が交流できる場所がない（少ない）	15	14.2%
⑩ 休憩できる場所がない（少ない）	27	25.5%
⑪ 相談のフойエが十分に確保されていない	14	13.2%
⑫ 自家用車が利用しにくい	63	59.4%
⑬ エレベーターの待ち時間が長い	35	33.0%
⑭ 照明が暗い、空調が弱い	18	17.0%
⑮ 本厚木駅やバスセンターから遠い	28	26.4%
⑯ 国や県の施設から遠い	16	15.1%
⑰ その他	2	1.9%
⑱ わからない	1	0.9%
⑲ 特にない	2	1.9%
⑳ 無回答	0	0.0%
計	510	

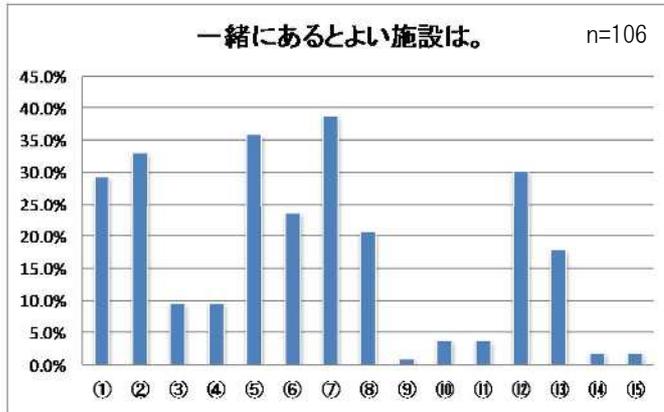
新たに庁舎を建て替える場合、「建設場所」として重視するものは。（重視する順に2つまで）



建設場所として重視するものは。（2つまで）

① 無駄な支出を抑えることができる場所	62	58.5%
② 公共交通機関で行きやすい場所	51	48.1%
③ 交通渋滞を招かない場所	38	35.8%
④ 地域の活性化に効果的な場所	35	33.0%
⑤ 現在の市役所にできるだけ近い場所	17	16.0%
⑥ わからない	0	0.0%
⑦ その他	7	6.6%
⑧ 無回答	2	1.9%
計	212	

新たに庁舎を建て替える場合、「一緒にあるとよい施設」は。(3つまでに○)

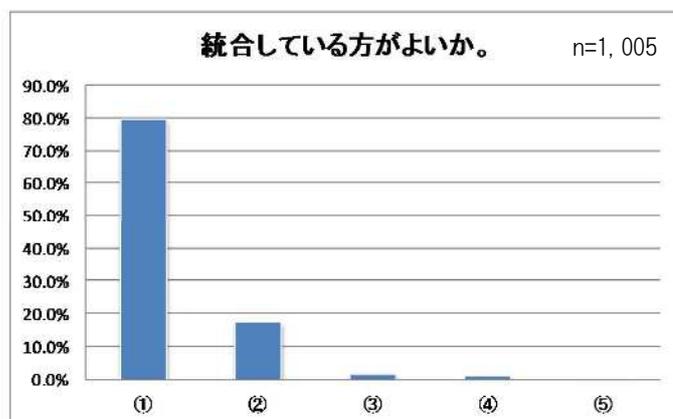


一緒にあるとよい施設は。

①	市民が使える会議室や交流施設	31	29.2%
②	市政情報等の発信・閲覧コーナー	35	33.0%
③	多目的ホール	10	9.4%
④	屋外イベントスペース	10	9.4%
⑤	レストラン、カフェ	38	35.8%
⑥	コンビニエンスストア、売店	25	23.6%
⑦	銀行、ATM	41	38.7%
⑧	郵便局	22	20.8%
⑨	病院、クリニック	1	0.9%
⑩	図書コーナー、図書館	4	3.8%
⑪	キッズコーナー、子どもが遊べる施設	4	3.8%
⑫	国や県を含めた他の公共施設	32	30.2%
⑬	市役所の庁舎だけでよい	19	17.9%
⑭	その他	2	1.9%
⑮	無回答	2	1.9%
計		276	

## 3-8 職員アンケート調査結果

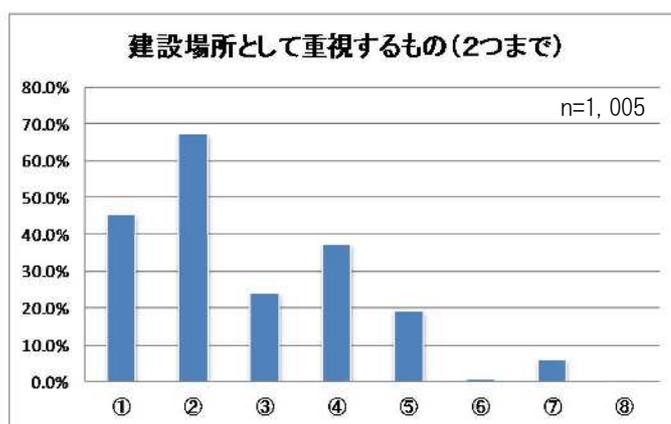
現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）は統合している方がよいと思いますか。



統合している方がよいか

① できるだけ統合すべき	800	79.6%
② 建物が分かれていてもよい	174	17.3%
③ わからない	18	1.8%
④ その他	12	1.2%
⑤ 無回答	1	0.1%
計	1,005	

新たに庁舎を建て替える場合、「建設場所」として重視するものは。（重視する順に2つまで）

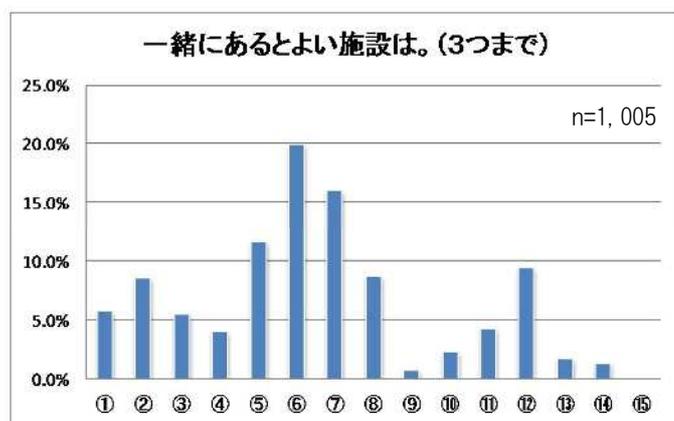


建設場所として重視するものは。（2つまで）

① 無駄な支出を抑えることができる場所	456	45.4%
② 公共交通機関で行きやすい場所	678	67.5%
③ 交通渋滞を招かない場所	242	24.1%
④ 地域の活性化に効果的な場所	373	37.1%
⑤ 現在の市役所にできるだけ近い場所	193	19.2%
⑥ わからない	7	0.7%
⑦ その他	58	5.8%
⑧ 無回答	3	0.3%
計	2,010	

※1位、2位を単純合計でカウント

新たに庁舎を建て替える場合、「一緒にあるとよい施設」は。（3つまでに○）



一緒にあるとよい施設は。（3つまで）

① 市民が使える会議室や交流施設	166	5.8%
② 市政情報等の発信・閲覧コーナー	245	8.6%
③ 多目的ホール	156	5.5%
④ 屋外イベントスペース	115	4.0%
⑤ レストラン、カフェ	334	11.7%
⑥ コンビニエンスストア、売店	571	20.0%
⑦ 銀行、ATM	457	16.0%
⑧ 郵便局	250	8.7%
⑨ 病院、クリニック	22	0.8%
⑩ 図書コーナー、図書館	66	2.3%
⑪ キッズコーナー、子どもが遊べる施設	124	4.3%
⑫ 国や県を含めた他の公共施設	268	9.4%
⑬ 市役所の庁舎だけでよい	49	1.7%
⑭ その他	37	1.3%
⑮ 無回答	0	0.0%
計	2,860	

## 3-9 アンケート調査結果の比較について

現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）は統合している方がよいと思いませんか。

回答者	件数	1位		2位	
		できるだけ統合すべき		建物が分かれていて もよい	
市民の皆様	1,335	できるだけ統合すべき	843件 63.1%	建物が分かれていて もよい	277件 20.7%
自治会長	106	できるだけ統合すべき	91件 85.9%	建物が分かれていて もよい	10件 9.4%
職員	1,005	できるだけ統合すべき	800件 79.6%	建物が分かれていて もよい	174件 17.3%
計	2,446	できるだけ統合すべき	1,734件 70.9%	建物が分かれていて もよい	461件 18.8%

- (1) 全ての回答者において、できるだけ統合すべきが最も多くなっている。  
 (2) できるだけ統合すべきと回答している割合は、自治会長が最も多い。

新たに庁舎を建て替える場合、「建設場所」として重視するものは。（重視する順に2つまで）

※（1位＋2位）の単純合計を比較

回答者	件数	1位		2位	
		公共交通機関で行き やすい場所		無駄な支出を抑える ことができる場所	
市民の皆様	1,335	公共交通機関で行き やすい場所	708件 53.0%	無駄な支出を抑える ことができる場所	645件 48.3%
自治会長	106	無駄な支出を抑える ことができる場所	62件 58.5%	公共交通機関で行き やすい場所	51件 48.1%
職員	1,005	公共交通機関で行き やすい場所	678件 67.5%	無駄な支出を抑える ことができる場所	456件 45.4%
計	2,446	公共交通機関で行き やすい場所	1,437件 58.7%	無駄な支出を抑える ことができる場所	1,163件 47.5%

- (1) 市民の皆様及び職員は、公共交通での利便性を最も重視している。  
 (2) 自治会長は、費用を最も重視している。

# 庁舎建設に関する市民アンケート調査

## 1 あなた自身に関することについて教えてください。

### Q1 あなたの年齢は。(1つに○)

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 15～19 歳 | ② 20～29 歳 | ③ 30～39 歳 |
| ④ 40～49 歳 | ⑤ 50～59 歳 | ⑥ 60～69 歳 |
| ⑦ 70～79 歳 | ⑧ 80 歳以上  | ⑨ 答えたくない  |

### Q2 あなたのお住まいは。(1つに○)

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ① 厚木北    | (松枝、元町、東町、寿町、吾妻町、水引、栄町、中町)  |
| ② 厚木南    | (幸町、泉町、旭町、南町)               |
| ③ 依知北    | (上依知、猿ヶ島、山際、下川入)            |
| ④ 依知南    | (関口、中依知、下依知、金田)             |
| ⑤ 睦合北    | (三田、三田南、棚沢)                 |
| ⑥ 睦合南    | (妻田)                        |
| ⑦ 睦合西    | (林、及川、王子1丁目)                |
| ⑧ 荻野     | (上荻野、まつかげ台、みはる野、中荻野、下荻野、鳶尾) |
| ⑨ 小鮎     | (飯山、上古沢、下古沢、宮の里)            |
| ⑩ 南毛利    | (戸室、恩名、温水、温水西、愛名、長谷、毛利台)    |
| ⑪ 南毛利南   | (船子、愛甲)                     |
| ⑫ 玉川     | (小野、七沢、岡津古久)                |
| ⑬ 相川     | (岡田、酒井、戸田、下津古久、上落合、長沼)      |
| ⑭ 緑ヶ丘    | (緑ヶ丘、王子2丁目、王子3丁目)           |
| ⑮ 森の里    |                             |
| ⑯ 答えたくない |                             |

### Q3 あなたの職業は。(1つに○)

- |               |            |       |
|---------------|------------|-------|
| ① 会社員・公務員     | ② 自営業・経営者  | ③ 農林業 |
| ④ パート・アルバイトなど | ⑤ 専業主婦(主夫) | ⑥ 学生  |
| ⑦ 無職          | ⑧ その他( )   |       |
| ⑨ 答えたくない      |            |       |

## 2 市役所の庁舎に関して、あなたのお考えを教えてください。

### Q1 現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）への過去3年間の来庁回数は。（1つに○）

- |                            |         |         |
|----------------------------|---------|---------|
| ① ほぼ毎日                     | ② 週1回以上 | ③ 月1回以上 |
| ④ 年3～4回程度                  | ⑤ 年1回程度 | ⑥ なし    |
| ⑦ その他（                  回） |         |         |

### Q2 現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）への主な交通手段は。（1つに○）

- |              |                                   |       |
|--------------|-----------------------------------|-------|
| ① 自家用車（送迎含む） | ② バイク                             | ③ 自転車 |
| ④ 徒歩         | ⑤ バス                              | ⑥ 電車  |
| ⑦ タクシー       | ⑧ その他（                          ） |       |
| ⑨ なし         |                                   |       |

### Q3 現庁舎（本庁舎及び第二庁舎）への来庁の用件は。（全てに○）

- ① 戸籍、住民票等に関すること
- ② 年金や保険に関すること
- ③ 税金に関すること
- ④ 福祉（高齢者、障がい者など）に関すること
- ⑤ こどもや教育（保育園、幼稚園、小中学校など）に関すること
- ⑥ 環境、農業、商工業、観光などに関すること
- ⑦ 道路、下水、建築、市営住宅などに関すること
- ⑧ 自治会や地域活動に関すること
- ⑨ 市民相談に関すること
- ⑩ 市役所が開催する会議、説明会、打合せなど
- ⑪ 議会の傍聴
- ⑫ その他（    ）
- ⑬ なし

### Q4 現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）は統合している方がよいと思いますか。（1つに○）

- ① できるだけ統合すべき
- ② 手続の分野ごとに建物が分かれていてもよい
- ③ わからない
- ④ その他（    ）

**Q5 現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）を利用して、不便に感じることは。（全てに○）**

- ① 本庁舎、第二庁舎など窓口が分散していること
- ② 行きたい部署がどこにあるか分かりにくいこと
- ③ 1つの窓口で用件が済まず、何か所も回らなければならないこと
- ④ 通路や待合スペースが狭いこと
- ⑤ 通路やトイレのバリアフリーへの対応が十分でないこと
- ⑥ 高齢者、障がい者、外国人などの方にとって、分かりやすい案内表示サインとなっていないこと
- ⑦ おむつ替えや授乳など乳幼児への配慮が十分でないこと
- ⑧ ベビーカーでの移動が不自由であること
- ⑨ 市民同士が交流できる場所がない（少ない）こと
- ⑩ 休憩できる場所がない（少ない）こと
- ⑪ 相談のプライバシーが十分に確保されていないこと
- ⑫ 駐車場が狭い、地下駐車場が遠いなど、自家用車が利用しにくいこと
- ⑬ エレベータの待ち時間が長いこと
- ⑭ 照明が暗い、空調が弱いなど、快適でないこと
- ⑮ 本厚木駅やバスセンターから遠いこと
- ⑯ 国や県の施設から遠いこと
- ⑰ その他（）
- ⑱ わからない
- ⑲ 特にない

**Q6 新たに庁舎を建て替える場合、「建設場所」として重視するものは。（重視する順に2つまでの番号を記入）**

1位		2位	
① 用地の取得や仮移転など、無駄な支出を抑えることができる場所			
② 電車やバスなどの公共交通機関で行きやすい場所			
③ 周辺の交通渋滞を招かない場所			
④ 周辺のまちづくりと連携した、地域の活性化に効果的な場所			
⑤ 現在の市役所にできるだけ近い場所			
⑥ わからない			
⑦ その他（例：郊外など			）

**Q 7 新たに庁舎を建て替える場合、「一緒にあるとよい施設」は。(3つまでに○)**

- ① 市民の皆様が使える会議室や交流施設
- ② 市政情報や観光情報の発信・閲覧コーナー
- ③ ギャラリーやミニコンサートなどが開催できる多目的ホール
- ④ 物産展やミニ大道芸などが開催できるイベントスペース（屋外）
- ⑤ レストラン、カフェ
- ⑥ コンビニエンスストア、売店
- ⑦ 銀行、ATM
- ⑧ 郵便局
- ⑨ 病院、クリニック
- ⑩ 図書コーナー、図書館
- ⑪ キッズコーナー、こどもが遊べる施設
- ⑫ 国や県を含めた他の公共施設（例：ハローワーク、県合同庁舎、消防本部等）
- ⑬ 市役所の庁舎だけでよい
- ⑭ その他（

**Q 8 新たに庁舎を建て替える場合、ご意見やご要望は。(自由記述)**

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒により郵便ポストにご投函いただくか、ファクシミリ(046-225-3732)によりご回答ください。



## 庁舎建設に関する自治会長アンケート

提出日	月	日
自治会名	地区	自治会
氏名		

**Q1 現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）は統合している方がよいと思いますか。（1つに○）**

- ① できるだけ統合すべき
- ② 手続の分野ごとに建物が分かれていてもよい
- ③ わからない
- ④ その他（ )

**Q2 現在の庁舎（本庁舎及び第二庁舎）を利用して、不便に感じることは。（全てに○）**

- ① 本庁舎、第二庁舎など窓口が分散していること
- ② 行きたい部署がどこにあるか分かりにくいこと
- ③ 1つの窓口で用件が済まず、何か所も回らなければならないこと
- ④ 通路や待合スペースが狭いこと
- ⑤ 通路やトイレのバリアフリーへの対応が十分でないこと
- ⑥ 高齢者、障がい者、外国人などの方にとって、分かりやすい案内表示サインとなっていないこと
- ⑦ おむつ替えや授乳など乳幼児への配慮が十分でないこと
- ⑧ ベビーカーでの移動が不自由であること
- ⑨ 市民同士が交流できる場所がない（少ない）こと
- ⑩ 休憩できる場所がない（少ない）こと
- ⑪ 相談のプライバシーが十分に確保されていないこと
- ⑫ 駐車場が狭い、地下駐車場が遠いなど、自家用車が利用しにくいこと
- ⑬ エレベータの待ち時間が長いこと
- ⑭ 照明が暗い、空調が弱いなど、快適でないこと
- ⑮ 本厚木駅やバスセンターから遠いこと
- ⑯ 国や県の施設から遠いこと
- ⑰ その他（ )
- ⑱ わからない
- ⑲ 特にない

⇒ 裏面にお進みください。

**Q3 新たに庁舎を建て替える場合、「建設場所」として重視するものは。（重視する順に2つまでの番号を記入）**

1位		2位	
① 用地の取得や仮移転など、無駄な支出を抑えることができる場所 ② 電車やバスなどの公共交通機関で行きやすい場所 ③ 周辺の交通渋滞を招かない場所 ④ 周辺のまちづくりと連携した、地域の活性化に効果的な場所 ⑤ 現在の市役所にできるだけ近い場所 ⑥ わからない ⑦ その他（例：郊外など）			

**Q4 新たに庁舎を建て替える場合、「一緒にあるとよい施設」は。（3つまでに○）**

① 市民の皆様が使える会議室や交流施設 ② 市政情報や観光情報の発信・閲覧コーナー ③ ギャラリーやミニコンサートなどが開催できる多目的ホール ④ 物産展やミニ大道芸などが開催できるイベントスペース（屋外） ⑤ レストラン、カフェ ⑥ コンビニエンスストア、売店 ⑦ 銀行、ATM ⑧ 郵便局 ⑨ 病院、クリニック ⑩ 図書コーナー、図書館 ⑪ キッズコーナー、こどもが遊べる施設 ⑫ 国や県を含めた他の公共施設（例：ハローワーク、県合同庁舎、消防本部等） ⑬ 市役所の庁舎だけでよい ⑭ その他（	）
--	---

**Q5 新たに庁舎を建て替える場合、ご意見やご要望は。（自由記述）**

--

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

\*月\*\*日（\*）ごろまでに、公民館にご提出いただくか、ファクシミリ（046-225-3732）によりご回答ください。

厚木市政策部企画政策課  
電話 046-225-2450





## 4 検討組織の名簿

### 4-1 厚木市庁舎建設等検討委員会委員名簿

(平成30(2018)年4月19日現在)

No.	役職	分野	選出区分	所属	氏名
1	委員長	市民自治に関する こと	関係団体の 代表	厚木市自治会連絡 協議会	じんぼ ただお 神保 忠男
2	委員長 職務代理者	産業に関するこ と	関係団体の 代表	厚木商工会議所	なかむら みきお 中村 幹夫
3	委員	商業・サービス 業に関すること	関係団体の 代表	(一社)厚木市商店 会連合会	さいとう ひろし 齊藤 裕
4	委員	市民の安全に関 すること	関係団体の 代表	厚木市消防団	もちづき たまさぶろう 望月 玉三朗
5	委員	子育てに関する こと	関係団体の 代表	厚木市母親クラブ 連絡協議会	おおはし けいこ 大橋 啓子
6	委員	交通に関するこ と	関係団体の 代表	厚木市交通安全母 の会連絡協議会	おおうち えく 大内 江公
7	委員	福祉に関するこ と	関係団体の 代表	厚木市身体障害者 福祉協会	かいぬま くにこ 開沼 クミ子
8	委員	防災に関するこ と	学識経験者	東京工芸大学	まつい まさひろ 松井 正宏
9	委員	まちづくりに関 すること	学識経験者	UR都市機構	すぎい がくじ 杉井 学治
10	委員	民間活力導入に 関すること	学識経験者	(株)浜銀総合研究所	しの けんいちろう 士野 顕一郎
11	委員	広域行政に関す ること	学識経験者	神奈川県県央地域 県政総合センター	ふなもと かずのり 船本 和則
12	委員	公募委員	公募による 市民		しまぎき りょういち 嶋崎 良一
13	委員	公募委員	公募による 市民		よしなが いちろう 善永 一郎

## 4-2 庁舎建設等庁内検討委員会名簿（部長職）

（平成30(2018)年4月1日現在）

No.	役職	所属	氏名
1	委員長	政策部長	野元 薫
2	副委員長	財務部長	澁谷 岳史
3		市長室長	佐藤 明
4		総務部長	齊藤 淳一
5		福祉部長	野元 優子
6		市民健康部長	山口 茂
7		こども未来部長	小瀬村 寿美子
8		協働安全部長	松尾 幸重
9		環境農政部長	小島 利忠
10		産業振興部長	荒井 英明
11		まちづくり計画部長	加藤 明夫
12		まちづくり計画部 許認可担当部長	劔持 茂
13		都市整備部長	沼田 芳基
14		都市整備部 市街地整備担当部長	前場 清
15		道路部長	足立原 満
16		消防本部消防長	鈴木 佐重喜
17		議会事務局長	府川 浩明
18		教育総務部長	山口 雅也

## 4-3 庁舎建設等庁内検討委員会幹事会名簿（課長職）

（平成30(2018)年4月1日現在）

No.	役職	所属	氏名
1	リーダー	企画政策課長	見上 知司
2	サブリーダー	行政経営課長	小林 宏至
3		危機管理課長	佐藤 登
4		行政総務課長	安齊 博之
5		財政課長	石井 正彦
6		財産管理課長	雨宮 俊
7		福祉総務課長	小島 伸元
8		障がい福祉課長	添田 幸夫
9		市民課長	花家 裕昭
10		国保年金課長	常田 真一郎
11		こども育成課長	柏木 毅
12		市民協働推進課長	田中 宏之
13		環境政策課長	足立 千秋
14		産業振興課長	小宮 和茂
15		都市計画課長	小堺 信二
16		建築課長	田中 和義
17		建築指導課長	佐藤 真澄
18		市街地整備課長	内藤 悟
19		道路管理課長	仲田 博之
20		消防総務課長	太田 寛
21		議会総務課長	神崎 俊一
22		教育総務課長	若林 伸男

## 4-4 庁舎建設等庁内検討委員会検討会（担当）名簿

(平成30(2018)年4月1日現在)

		所 属		職位	氏 名
1	リーダー	行政経営課	行政経営係	主査	秋吉 宏二
2	サブ リーダー	建築課	建築第一係	主査	内田 哲広
3		職員課	給与厚生係	主事	外山 綾子
4		行政総務課	行政総務係	主査	佐藤 航也
5		財政課	財政係	主査	今崎 卓郎
6		市民税課	特別徴収係	主任	山口 由理
7		子育て給付課	こども・医療手当係	主任	久保谷 大樹
8		市民協働推進課	市民協働推進係	主査	井上 良一
9		市街地整備課	中心市街地整備係	技師	広川 良輔
10		道路整備課	幹線道路・S I 整備係	主査	三平 徳彦



---

# 新庁舎整備に関する提言書

平成 30 年 5 月

厚木市庁舎建設等検討委員会

---

# 目 次

---

はじめに

- 1 現庁舎の現状と課題、建て替えの必要性について
- 2 新庁舎の建設場所について
- 3 新庁舎が目指すべき姿について
- 4 新庁舎の規模、周辺整備について
- 5 新庁舎の整備手法、費用について
- 6 厚木市庁舎建設等検討委員会 検討経過
- 7 厚木市庁舎建設等検討委員会 委員名簿

## はじめに(新庁舎整備に関する提言に当たって)

本庁舎が竣工した昭和46年当時の厚木市は、人口8.9万人、職員数750人であったが、平成30年現在では人口22.5万人、職員数2,200人となり、その間、市民のたゆまぬ努力と挑戦とともに歩みを進め、着実な発展を遂げてきた。

本庁舎の建設以来、増加する人口や多様化する市民ニーズへの対応を様々な手段により講じてきたものの、現在の本庁舎と第二庁舎からなる庁舎は、老朽化、分散化、狭あい化を始め、災害対応力の強化など、多くの課題を抱えている。

厚木市庁舎建設等検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、平成29年3月に提出された厚木市公共施設最適化検討委員会からの「庁舎再編に関する提言書」を受け、市民サービスの向上と持続可能なまちの実現に向け、庁舎の建て替えの必要性や今後の在り方について検討するため、平成29年7月に発足した。

検討委員会は、市民活動を支える関係団体の代表者や学識経験者、公募市民により構成され、それぞれの専門知識や経験を持ちより、様々な視点から厚木市のより良い将来を願い、7回の議論を重ねてきた。本書は、これまでの検討委員会の議論を踏まえ、新庁舎が目指すべき姿を厚木市へ提言するものである。

本提言書の主旨を尊重しつつ、引き続き子育て世代や高齢者など広く市民に意見を求めながら、厚木市が取り組むべき最優先事項として新庁舎の整備を進め、庁舎が抱える諸課題が一刻も早く解決されることを強く望む。

最後に、いまの私たち、これから社会を担う若者たち、そして、まだ見ぬ子どもたちにとって、50年、100年と永きにわたり、新庁舎がわがまちのシンボルとして愛され、市民の誇りと愛着を育む施設となることを検討委員会委員一同、切に願っている。

平成30年5月

厚木市庁舎建設等検討委員会

## 1 現庁舎の現状と課題、建て替えの必要性について

本庁舎と第二庁舎からなる現庁舎は、窓口機能や交流機能を始め、事務機能、防災対応機能などにおいて、老朽化、分散化、狭あい化の解消や災害対応力の強化など、様々な課題を抱えている。

昭和46年に建設された本庁舎は、平成15年から17年にかけて免震改修工事を実施しているものの、老朽化が進行し、維持管理費が年々増加している。

また、第二庁舎は、平成4年に建設された民間施設を賃借しており、年間約2.3億円の賃料を負担しているとともに、新耐震基準適合の建物ではあるが、災害時の庁舎機能の維持に支障を来すおそれがある。

さらに、市民の利便性については、ワンフロアの面積が十分ではないことから、市民が多く利用する窓口が本庁舎と第二庁舎に分かれており不便を来している。また、市民相互の交流スペースやユニバーサルデザインの導入状況も十分とは言えない。

職員の執務環境においても、事務スペースの狭あい化により効率的な業務の遂行に支障を抱えているとともに、会議室や打合せスペースが不足している。

さらに、災害対応の面では、非常用電源設備、備蓄倉庫、浸水防止対応など、大規模自然災害発生時に必要となる機能は万全とは言えない。平成28年4月に発生した熊本地震では、耐震改修を実施した庁舎であっても倒壊の危険性から、庁舎を使用することができない事態が生じた。市民の生命・財産を守る中枢拠点となる災害対策本部を有する庁舎が災害時に機能不全に陥ることは、万に一つもあってはならない。南海トラフ地震や都心南部直下地震の脅威が目前に迫る中で、庁舎の防災対応機能の強化は焦眉の事項である。

このように、現在の庁舎が様々な課題を抱えている状況は、一刻も早く解決すべきであり、22万5千人の市民の確かな未来のため、何よりも優先して庁舎の建て替えを実現しなければならないと考える。

## 2 新庁舎の建設場所について

### (1) 建設候補地の選定

庁舎の建設場所については、地方自治法において、「地方公共団体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と定められている。

また、厚木市が平成 29 年度に 4,000 人の市民を対象に実施した「庁舎建設に関する市民アンケート」において、庁舎の建設場所として重視するものを調査した結果、「公共交通機関で行きやすい場所」を選択した方の割合が最も多く、53.0%となっている。

今後の超高齢社会の更なる進展も考慮し、来庁者の交通利便性を確保するため、公共交通機関から徒歩圏内にある中心市街地内において建設場所を選定するべきである。

敷地については、現在の本庁舎及び第二庁舎を考慮し、延べ床面積 21,000 m<sup>2</sup>程度の施設が建設できる面積であるとともに、大幅な用地取得費が生じない市有地を前提に建設場所とするべきである。

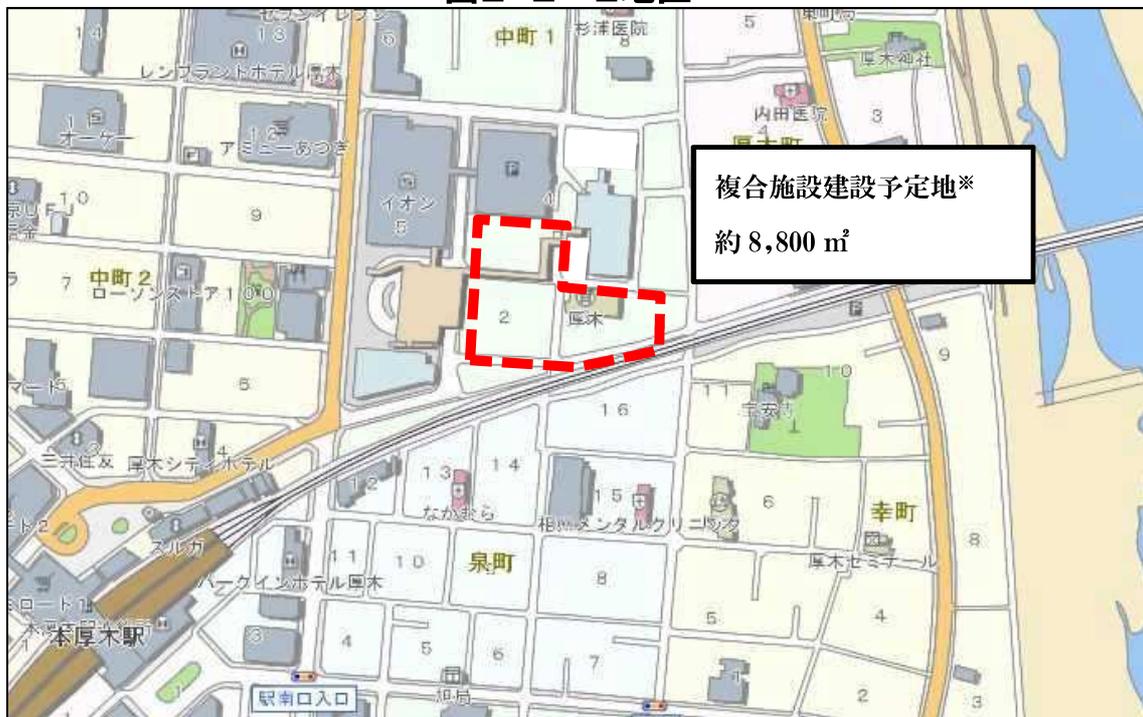
以上のことから、新庁舎の建設候補地は、①現本庁舎敷地（以下「現状地」という。）、②中町第 2－2 地区（以下「2－2 地区」という。）が現実的であると考えらる。

なお、建設候補地の選定に当たっては、上記の 2 候補地以外に厚木中央公園や文化会館周辺地区についても検討を行ったが、交通の利便性や用地取得費、各種法規制への対応等を考慮し、建設場所としてはふさわしくないと判断した。

図1 現状地



図2 2-2地区



※図書館や（仮称）こども未来館を核とした複合施設の建設予定地



整備に要する費用については、現状地は仮移転を伴う建て替えと執務をしながらの建て替えの双方を検討したが、どちらであっても、2-2地区よりも建設期間の長期化や建設費用の増大が見込まれるものとする。また、2-2地区については、図書館や（仮称）こども未来館との複合施設として整備されることにより、民間活力の導入可能性が現状地よりも高いと考えられる。

庁舎の建て替えが地域経済に与える効果については、現状地であれば現況と大きく変わらないことが想定されるが、2-2地区であれば周辺の商業施設等への歩行者の回遊性が向上するとともに、現状地の有効活用を検討することができる。

土砂災害や浸水被害等への災害対応力については、現状地と2-2地区では大きな相違はなく、いずれの候補地であっても建設方法により適切な対応をとることができる。と考える。

最後に、新庁舎を建設する場合の課題について、比較する。

現状地の課題については、仮移転を伴う建て替えは仮移転先の選定が容易ではないことから現実的ではなく、また、執務をしながらの建て替えについては、建設工法が複雑になり余分な期間とコストが生じると考える。さらに、十分な建築面積の確保が困難であり、新庁舎に必要なワンフロア面積を備えた庁舎を建設することができない可能性がある。

一方、2-2地区の課題については、更なる交通量の増加が見込まれることから、厚木バスセンターの機能向上や安全で円滑な交通環境の確保を図るため、新たな交通計画を検討する必要がある。

### (3) 建設場所

検討委員会では、前述の建設候補地が抱える課題を踏まえた新庁舎のあるべき姿の実現可能性を考慮するとともに、超高齢社会の更なる進展、地域経済への効果、持続可能な都市経営など、様々な視点から総合的に建設候補地を比較検討した結果、新庁舎の建設場所は、2-2地区がふさわしいと判断する。

### 3 新庁舎が目指すべき姿について

新庁舎は、現庁舎の課題である老朽化、分散化、狭あい化の解消や災害対応力の強化を実現した庁舎とするとともに、整備後においても、半世紀以上にわたり厚木市行政の中核的な役割を果たすことから、新庁舎整備の考え方としては、次代の新しい厚木らしさを念頭に、次のような視点を取り入れられたい。

市民の安心・安全を支える拠点としての庁舎を目指すことを第一と考えられたい。庁舎は、市民の生命と財産を守る災害時の中枢拠点として、万全の役割を果たさなければならないことから、災害時にあっても確かな業務継続能力を備えた庁舎とするべきである。

また、市民にとっても市職員にとっても利用しやすい施設とし、市民サービスの向上と行政事務の効率化を同時に叶えることを目指すべきである。

さらに、厚木市を象徴する施設として市民に利用される施設となることから、新庁舎は、行政手続の場だけではなく、2-2地区の複合施設が整備コンセプトに掲げる「サードプレイス」を実現する主要機能として、若者と高齢者などの多世代にわたる市民相互の交流機能や憩いの場を備え、現在だけでなく未来の市民からも愛される庁舎を目指すことを方針として掲げられたい。

その他として、全ての人と環境に優しく、かつ、将来の社会変化に柔軟に対応できるようなフレキシブルな庁舎を実現されたい。

最後に、公共交通機関と隣接している2-2地区の特徴を捉え、本厚木駅周辺の国県等の行政機関や市消防本部との一体整備を進めるとともに、図書館や（仮称）こども未来館等の市施設や周辺商業施設との連携・融合による相乗効果を市民が永きにわたり最大限享受することができるよう、全国自治体に例のない厚木市ならではの新たなまちのシンボルとなる新庁舎の整備に当たられたい。

## 4 新庁舎の規模、周辺整備について

新庁舎の規模は、現庁舎が抱える課題を解決することができる規模とするべきで、現在の本庁舎及び第二庁舎の規模から想定すると21,000 m<sup>2</sup>程度の床面積が必要になると考える。

しかしながら、市民相互の交流機能や防災対応機能を始め、国県等の行政機関との複合化、市消防本部との一体整備など、現在の庁舎に含まれていない新たな機能や強化すべき機能についても十分考慮するべきであり、21,000 m<sup>2</sup>を上限とすることなく、在るべき新庁舎を実現するために必要な床面積を検討されたい。

また、窓口の集約化による市民の利便性向上や現段階では想定できない社会情勢の変化にも柔軟に対応することができる施設とするため、ワンフロアの面積をできる限り広く確保されたい。

駐車場については、現在の駐車場規模を参考に、新庁舎には新たな駐車場の整備が必要と考えるが、必要台数の確保に当たっては、既存の民間駐車場の活用についても併せて検討されたい。

周辺整備については、周辺の車両交通の円滑化や歩行者、ベビーカー等の歩行環境の充実を最優先に考慮するとともに、公共交通の拠点である厚木バスセンターの機能向上を図るため、新規道路の整備や既存道路の拡幅等を検討されたい。また、近隣商業施設との融合・連携を図り、まちの賑わいに好循環をもたらす仕組みを検討するなど、ハードだけでなく、ソフト面においても歩行者の回遊性向上に資する取組を検討されたい。

さらに、施設整備と周辺整備の時期が重複することが考えられるので、周辺整備については、早期に整備可能な箇所から着手するなど、施設整備と周辺整備の双方が円滑に進むような工夫が必要になると考える。新庁舎や図書館、(仮称)こども未来館を含めた複合施設の整備計画の策定と併せて、周辺整備の計画策定についても検討されたい。

## 5 新庁舎の整備手法、費用について

新庁舎の整備手法については、従来の公共施設整備の基本的手法である設計と施工を個別に発注する手法や設計と施工を一括発注する手法、設計・施工から整備後の管理まで民間に一括して発注するPFI手法など、様々な手法が考えられるが、新庁舎単独の視点で手法を決定することなく、図書館及び（仮称）こども未来館を含めた複合施設として決定するべきである。

整備手法の決定に当たっては、目前に迫っている地震災害や第二庁舎の賃料負担期間を考慮し、整備期間を可能な限り短縮することに主眼を置きながら、ライフサイクルコストを適正かつ効果的に縮減できる手法を選定されたい。

財源については、新庁舎整備の財政負担を将来世代にわたり平準化するため、現在の庁舎建設等基金の積極的な積立てと適正かつ有利な運用に努めるとともに、基金の活用時期についても現段階から検討に着手するべきであると考えます。

また、地方債の活用についても、基金同様、将来世代にわたり財政負担を平準化するため、国の制度改正等を正確に把握し、厚木市の財政状況に最も適した地方債を活用されたい。

さらに、現状地の有効活用についても新庁舎整備と併せて検討されたい。現状地は、売却により新庁舎整備への財源とすることも考えられるが、本厚木駅周辺の数少ない一団の市有地であることから、厚木市全体のまちづくりを考慮し、持続可能なまちの実現に向けた活用を検討するべきであると考えます。

## 6 厚木市庁舎建設等検討委員会 検討経過

### 第1回

平成29年7月7日

- (1) 厚木市公共施設最適化検討委員会からの提言書について
- (2) 庁舎建設等検討委員会での検討事項について
- (3) 新庁舎の建設候補地について
- (4) 新庁舎の建設候補地の評価について
- (5) 市民・職員アンケートの実施について

### 第2回

平成29年8月9日

- (1) 庁舎建設に関する市民・職員アンケートの実施結果について
- (2) 新庁舎の建設候補地について

### 第3回

平成29年11月6日

- (1) 新庁舎の建設候補地について

### 第4回

平成29年12月25日

- (1) 新庁舎の建設候補地について

### 第5回

平成30年3月15日

- (1) 中町第2-2地区を建設予定地とした新庁舎の在り方について

### 第6回

平成30年4月19日

- (1) 中町第2-2地区を建設予定地とした新庁舎の在り方について
- (2) (仮称) 新庁舎整備に関する提言書(案)について

### 第7回

平成30年5月21日

- (1) (仮称) 新庁舎整備に関する提言書(案)について

## 7 厚木市庁舎建設等検討委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

役 職	氏 名	選出区分
委員長	神保 忠男	関係団体の代表
委員長職務代理者	中村 幹夫	関係団体の代表
委員	齊藤 裕	関係団体の代表
委員	望月 玉三朗	関係団体の代表
(前委員)	井上 衛 )	
委員	大橋 啓子	関係団体の代表
委員	大内 江公	関係団体の代表
委員	開沼 クミ子	関係団体の代表
委員	松井 正宏	学識経験者
委員	杉井 学治	学識経験者
(前委員)	小林 周 )	
委員	土野 顕一郎	学識経験者
委員	船本 和則	学識経験者
委員	嶋崎 良一	公募による市民
委員	善永 一郎	公募による市民

### 厚木市庁舎建設等検討委員会設置規程<抜粋>

第1条 市民サービスの向上と持続可能なまちの実現に向け、広く市民等からの意見を聴き、庁舎の建て替えの必要性及び今後の在り方等について検討するため、厚木市庁舎建設等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市庁舎の建て替えの必要性の検討に関すること。
- (2) 市庁舎の在り方、機能及び建設場所に係る調査及び検討に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第3条 委員会の委員は13人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表



新庁舎建設・整備に係る  
基本構想の策定に向けた要望書

平成30年 5 月

厚 木 市 議 会  
新庁舎建設特別委員会



## I はじめに

現庁舎は昭和 46 年の建設から 47 年が経過し、この間、耐震性の確保のため平成 15 年から平成 17 年にかけて免震改修を実施しているが、設備の老朽化やそれに伴う維持管理費用の増加を始め、狭あい化、窓口の分散化による市民の利便性の低下や賃料等の財政負担、また、大規模災害発生時における防災拠点としての対応力の強化の必要性等、様々な課題を抱えている。

本市議会においては、これらの諸課題に対応した庁舎の建設・整備等に寄与するため、平成29年8月に新庁舎建設特別委員会を設置し、新庁舎の建設・整備に係る調査研究や市との協議の実施などにより、検討を重ねてきたところである。

新庁舎の建設・整備等に当たっては、様々な角度からの意見・要望等を踏まえた十分な検討を行い、市民の御理解を得ながら、的確に推進していくことが必要不可欠であると考える。

このようなことから、市におかれては、本要望書の各事項について丁寧かつ十分に検討し、新庁舎の建設・整備に係る基本構想の策定に取り組まれるよう、本特別委員会として強く要望するものである。

平成30年 5 月

厚木市議会新庁舎建設特別委員会  
委員長 田 上 祥 子

## Ⅱ 要望事項

### 1 新庁舎の建設（整備）予定地について

建設予定地については、厚木市庁舎建設等検討委員会において、「中町第2-2地区」との方向性が出ているようであるが、新庁舎は今後50年以上利用するものであるため、「現本庁舎敷地及び周辺地区（以下「現状地」という。）」と「中町第2-2地区」を基軸として、パブリックコメント等を通じて、より多くの意見を聴取した上で、交通の利便性や災害発生時の対応拠点等のあらゆる要件を考慮し、慎重に検討すること。

### 2 新庁舎整備の基本理念、基本方針、導入機能について

- (1) 新庁舎の建設・整備については、当該拠点のみでなく、まちづくりの全体像の中で、関連する計画等との整合を図るとともに、市民に親しまれ、誰もが気軽に利用でき、市民活動の拠点となることはもとより、高齢者人口の増加や行政サービスの電子化への展開など将来の動向やまちづくりの方向性を見据えて、新庁舎の在り方等の基本的な考えを示すこと。
- (2) 導入機能については、(1)の考え方を踏まえた中で、窓口機能、事務機能、議会機能及び防災対応機能等について、市民はもとより、将来を担う若手職員の意見等も積極的に聴取した上で、十分に検討すること。
- (3) 新庁舎の建設・整備に当たっては、市民の利便性等の観点から、他の施設との複合的な施設機能の要否について、市民の意見等を基に慎重に検討するとともに、国や県の機関との合築も検討すること。

### 3 新庁舎の規模、機能等について

- (1) 2での要望と同様に、高齢者人口の増加や行政サービスの電子化への展開等を踏まえ、庁舎における業務・機能の将来像やまちづくりの方向性を見据えた中で、ワンストップサービスやユニバーサルデザインの徹底による障がい者や高齢者を始めとした、全ての市民が利用しやすく分かりやすい機能を備えること。
- (2) 規模については、様々な機能等を十分検討した上で、必要な規模とすること。

#### 4 新庁舎の駐車場の規模、周辺整備について

- (1) 駐車場については、建設予定地を「現状地」とする場合は、厚木中央公園地下駐車場の効率的な利活用を検討し、「中町第2-2地区」とする場合は、新庁舎の規模、機能等を勘案した上で台数の検討をすること。
- (2) 周辺整備については、いずれの建設予定地であってもエリアにつながる面全体として、新規・既存の道路整備等によるスムーズな交通動線の確保や、周辺商店街への回遊性の確保等を十分に検討すること。

#### 5 新庁舎の整備手法、費用・財源、スケジュールについて

- (1) 整備手法については、いずれの建設予定地であっても、新庁舎の整備のみでなく、周辺整備も含めた中で、従来型手法を始め、PFI等のあらゆる手法の検討を行うこと。
- (2) 費用・財源については、目先の支出だけでなく、将来に渡る市民へのメリットを第一に考え、現在の庁舎建設等基金の増額を始め、市の財政負担を可能な限り低減させる観点から、国の補助金等の確保に最大限努めるとともに、華美な仕様等は避け、新庁舎整備に伴う財政負担により、市民サービスの低下を招くことのないようにすること。
- (3) スケジュールについては、現行のスケジュールありきではなく、市民等への効果的で丁寧な情報発信に最大限努め、十分な理解を得ながら慎重に進めること。

#### 6 その他の検討事項について

既述したように、新庁舎の建設・整備に当たっては、いずれの建設予定地であっても、点ではなく面として、既存の計画等との整合性を図った上で、交通体系等を始め、エリア全体につながるまちづくり全体の整備として検討するとともに、建設予定地とならなかった箇所の有効活用について、まちの魅力創出や災害時の活用等、市民にとって最も有効な方法を検討していくこと。

## 厚木市議会新庁舎建設特別委員会 委員名簿

平成 30 年 5 月 31 日現在

	氏 名	会派名
委 員 長	田 上 祥 子	公 明 党
副 委 員 長	新 川 勉	新 政 あ つ ぎ
委 員	瀧 口 慎 太 郎	あ つ ぎ み ら い
同	井 上 武	新 政 あ つ ぎ
同	釘 丸 久 子	日 本 共 産 党
同	渡 辺 貞 雄	あ つ ぎ み ら い
同	越 智 一 久	あ つ ぎ み ら い
同	川 口 仁	公 明 党
同	石 井 芳 隆	新 政 あ つ ぎ

※委員については議席番号順

委員外議員      名 切 文 梨      あつぎの会

---

---

厚木市新庁舎整備基本構想

平成 30 年 9 月

厚木市

〒243-8511

神奈川県厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

電 話 046-223-1511 (代表)

ホームページ <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp>

---

---

